

第1 学 年 曆

第 1 学 年 曆

昭和 3 6 年

4 月 1 日	学 年 始
4 月 10 日	春季休業終
4 月 29 日	天皇誕生日 (休日)
5 月 3 日	憲法記念日 (休日)
5 月 5 日	こどもの日 (休日)
7 月 21 日	夏季休業始
9 月 10 日	夏季休業終
9 月 22 日	本学創立記念日
9 月 23 日	秋分の日 (休日)
11 月 3 日	文化の日 (休日)
11 月 23 日	勤労感謝の日 (休日)
12 月 25 日	冬季休業始

昭和 3 7 年

1 月 7 日	冬季休業終
1 月 15 日	成人の日 (休日)
3 月 21 日	春分の日 (休業始)
3 月 31 日	学 年 終

第2 沿革 略

明治8年(1875年)

- 8 月 森有礼氏が東京尾張町に、商法講習所を私設した。
(商法講習所は我国に於ける学校商業教育及び本学の濫觴である)
- 11 月 森有礼氏は全権公使として清国駐劄の命を受け、商法講習所の管理を東京会議所に委した。

明治9年(1876年)

- 5 月 木挽町10丁目13番地に移転し、同時に東京府立となり、矢野二郎氏が所長に任ぜられた。

明治13年(1880年)

- 11 月 東京府東京商法会議所議員渋沢栄一、益田孝、福地源一郎、木村利右衛門、清水九兵衛の5氏を商法講習所委員とし、商法講習所規則を制定させた。

明治14年(1881年)

- 4 月 東京商法会議所議員渋沢栄一氏等が、商法講習所規則を制定した。
- 7 月 東京府会が本所経費の支出を拒否した為、本所は突然廃止せられた。
- 9 月 府庁より農商務省に稟請して其の補助を得、再び本所を興した。矢野二郎氏が所長に任ぜられた。

明治15年(1882年)

- 10 月 本所維持のため府下の有志が募金を始めた。偶宮内省より恩賜金の御沙汰があつた。

明治16年(1883年)

- 10 月 矢野二郎氏職を辞し、東京府御用掛南貞助氏が所長事務心得となつた。

明治17年(1884年)

- 3 月 農商務省の直轄となり東京商業学校と改称し、農商務権少書記官

河上謹一氏が校長を兼任した。

- 5 月 研究規則を設けた。
- 6 月 農商務省第一国立銀行頭取渋沢栄一氏、日本銀行副總裁富田鉄之助氏、三井物産会社社長益田孝氏に商議委員を囑託した。
- 8 月 河上謹一氏職を辞し、矢野二郎氏が再び校長に任ぜられた。

明治18年(1885年)

- 5 月 文部省の直轄となつた。
- 9 月 22日本校と、東京外国語学校及び前年3月に創立せられた同校所属高等商業学校とを併せて1校とし、神田区一橋通町1番地旧東京外国語学校校舎に於て、東京商業学校の名称のもとに発足した。文部省御用掛森有礼氏本校監督を兼ね、旧東京商業学校長を本校長に任じ、同商議委員を本校商議委員とし、又今後此の日を以て本校創立記念日とすることになった。

明治19年(1886年)

- 1 月 教科を分け高等部、普通部、語学部の3部とした。
木挽町の旧校舎に、商工徒弟講習所を新設して本校の附属とし、実用卑近の学術を授けることになった。
- 2 月 高等部及び語学部を廃止した。
- 4 月 職制が定まり、始めて教頭、幹事を置いた。
- 5 月 大蔵省所属銀行事務講習所が本校の所属となり、銀行専修科として旧則に従い、専ら銀行の業務を教授することになった。
- 6 月 神田錦町1丁目に在つた、大蔵省所属銀行事務講習所の校舎を本校内に移した。
- 7 月 本校及び附属商工徒弟講習所、同銀行専修科の規則を改定した。
- 9 月 改定規則を実施し、本校は教科を尋常、高等の2科に分け課程を尋常科3年、高等科2年通じて5年を以て業を卒えるものとし、商工徒弟講習所は教科を職工科、別科、夜学科の3科に分け、課程を職工科3年、別科2年とし、銀行専修科は其の課程を2年とした。

明治20年(1887年)

- 3 月 規則を改正し、次学期の始より之を実施した。尋常科、高等科の称を廃止して予科、本科を置き、修業年限は予科 1 年、本科 4 年とし、稍其の程度を高めた。
- 6 月 附属銀行専修科を主計専修科と改称し、官庁及び銀行会社等の会計事務に必要な學術及び実務を教授する所とし、其の教則を定めた。
- 9 月 主計専修科の教則を実施した。
- 10 月 高等商業学校と改称した。

明 治 21 年 (1888年)

- 3 月 校長職務規程を定めた。
- 4 月 研究規則を修正し其の研究年限を 2 年とした。
- 8 月 伊太利語の 1 科を試設した。

明 治 22 年 (1889年)

- 3 月 本校及び附属科の規則を改正し、本科の修業年限を 3 年とし、附属主計専修科を主計学校と改称した。
始めて正式に卒業証書授与式を挙行し、商法講習所創立以来 21 年 7 月までの本校卒業生 118 名及び銀行事務講習所引継以降主計専修科に至るまでの卒業生 55 名に卒業証書を授与した。
- 10 月 附属商工徒弟講習所別科を分離して本校補充科とした。

明 治 23 年 (1890年)

- 1 月 附属商工徒弟講習所を職工徒弟講習所と改称し、本校より分離して東京職工学校に移した。
- 7 月 閣議に於て本校校舎の改築を決定し、其の費用は 22 年度より 27 年度まで継続費として支出することとし、工事に着手した。
- 10 月 更に本校官制を定められ、教頭の職を廃し教諭を教授に助教諭を助教諭に改めた。

明 治 24 年 (1891年)

- 7 月 規則を改正し補充科を廃して、予科 2 年本科 3 年の課程とし、学科目を増設し其の程度を高めた。
附属主計学校規則にも亦改正を加え、稍其の程度を高めた。

- 8 月 官制の改正により幹事の職を廃した。

明 治 25 年 (1892年)

- 1 月 教務委員規程を定め委員 3 名を置いた。
- 4 月 本校官制に拠り更に商議委員 7 名を置いた。
- 11 月 第 2 回卒業証書授与式を挙げ、明治 23 年以後の本科卒業生 156 名及び同 22 年以後の附属主計学校卒業生 125 名に卒業証書を授与した。

明 治 26 年 (1893年)

- 4 月 校長矢野二郎氏職を辞し、法科大学教授法学博士和田垣謙三氏が臨時校長事務取扱を命ぜられた。
- 6 月 文部省参事官由布武三郎氏校長に任ぜられ、和田垣謙三氏は校長事務取扱を免ぜられた。
- 8 月 官制の改正あり、職員定員中教授 15 人を 12 人に、助教授 22 人を 12 人に、書記 10 人を 7 人に減ぜられた。
規則を改正し、従来の予科 2 年を 1 年とし、尋常中学校の優等卒業生は試験をせず、商業学校の優等卒業生は若干の普通学科を試験し、共に予科に入学を許すことにした。
学科目の、一、二を併合し、第 2 外国語に露語を加え、又授業時数に増減を加え、尚研究規則を研究科規程に改めた。
- 9 月 改正規則を実施した。
附属主計学校が廃止された。
- 11 月 第 3 回卒業証書授与式を挙行し、本年 7 月卒業の本科生 37 名、主計生 30 名に卒業証書を授与した。

明 治 27 年 (1894年)

- 6 月 入学規程を追加し、尋常中学校卒業生で無試験入学を許し難い者の入学試験方法を定めた。
- 11 月 第 2 外国語に朝鮮語を加えた。

明 治 28 年 (1895年)

- 7 月 教務委員規程を廃した。
- 8 月 校長由布武三郎氏文部省参事官に任ぜられ、文部大臣秘書官小山

健三氏が校長に任ぜられた。

明治29年(1896年)

- 8 月 規則を改正し、予科に於ては博物、図画の2科を廃して第2外国語科を加え、物理化学は応用を主とし、倫理は専ら商業道德を講説することにした。本科に於ては、従来単一の科目であつた法律を、民法、商法、国際法の3科に分け、経済及び統計を経済学、統計学、財政学の3科に分け、商事要項及び実践を商業学、商業実践の2科に分け、機械工業科を新設し、商業地理並びに歴史を商工地理、商工歴史と改めた。
入学規程中尋常中学校卒業生特別試験入学の項を廃し、商業学校卒業生の入学試験方法を改めた。
予科に入学を許した後、其の優等者は試験を経て直に本科に進むことを得る条規を廃し、尚他の条項にも多少の修正を加えた。
- 9 月 改正規則を実施した。

明治30年(1897年)

- 4 月 附属外国語学校が設置せられた。
文部省直轄諸学校官制改正に依り、附属外国語学校に主事を置いた。
本校職員定員中教授12人を14人に増加され、新に附属外国語学校の職員定員を、教授15人助教授8人書記2人と定められた。
- 6 月 研究科規程を廃して、専攻部規程を設けた。
- 7 月 附属外国語学校規則を制定した。即ち英、仏、独、露、西班牙、支那、朝鮮の7語を設け、生徒を正科生及び特別生の2種に區別し、正科生の修業年限を3年とし、特別生の修業年限を3年以内とした。
- 9 月 専攻部規程を実施した。
附属外国語学校規則を実施した。
- 11 月 本校規則中試験、進級及び卒業規程を改正した。

明治31年(1898年)

- 5 月 校長小山健三氏文部次官に任ぜられ、教授神田乃武氏が校長心得

を命ぜられた。

- 6 月 東京帝国大学書記官清水彦五郎氏校長に任ぜられ、神田乃武氏は校長心得を免ぜられた。
- 8 月 校長清水彦五郎氏職を辞し、文部省実業教育局長手島精一氏が校長事務取扱を命ぜられた。
- 10 月 附属外国語学校規則の一部を改正し、始めて副科規程を設けた。
手島精一氏校長事務取扱を免ぜられ、文部省高等学務局長高田早苗氏が校長事務取扱を命ぜられた。
- 11 月 高田早苗氏校長事務取扱を免ぜられ、文部省普通学務局長沢柳政太郎氏が校長事務取扱を命ぜられた。

明治32年(1899年)

- 3 月 沢柳政太郎氏校長事務取扱を免ぜられ、大蔵省参事官駒井重格氏が校長に任ぜられた。
文部省令第13号実業学校教員養成規程に依り、商業学校及び商業補修学校の教員となる者を養成する目的で、商業教員養成所を本校内に設置し、本校長が之を管理することになった。
- 4 月 附属外国語学校を東京外国語学校と改称し、本校より分離した。
- 5 月 本校教授水島鏡也氏が、商業教員養成所主任を囑託せられた。
商業教員養成所規則を制定した。生徒は師範学校、中学校、又は甲種以上の商業学校卒業生で、地方長官の推薦した者の中より選抜し、若し定員に満たない時は一般より募集し、試験を行い合格した者より選抜することにした。修業年限は2年とし、生徒在学中学費を補給することになった。
- 7 月 本校の学科課程を改正し、専攻部修業年限を2年とした。
- 9 月 改正学科課程を実施した。
商業教員養成所の授業を開始した。
- 10 月 専攻部規程に改正を加えた。

明治33年(1900年)

- 3 月 職員定員中教授14人を16人に、助教授12人を14人に増加された。

明治34年(1901年)

- 4 月 職員定員中教授16人を22人に増加された。
- 6 月 専攻部規程に改正を加えた。
- 12 月 校長駒井重格氏卒去せられ、文部省参事官寺田勇吉氏が校長事務取扱を命ぜられた。

明治35年(1902年)

- 1 月 水島鎮也氏商業教員養成所主任を辞し、本校教授東興五郎氏が同所主任を嘱託せられた。
- 2 月 文部書記官兼文部省参事官寺田勇吉氏が校長に任ぜられた。
- 4 月 東京高等商業学校と改称した。商業教員養成所が本校に附設せられることになり、教授東興五郎氏が同所主事を命ぜられた。更に実業学校教員養成規程の公布あり、養成所規程を制定した。職員定員中教授23人を30人に、書記8人を11人に増加された。
- 8 月 校長寺田勇吉氏休職仰付けられ、東京帝国大学法科大学教授法学博士松崎藏之助氏が校長兼任を命ぜられた。
- 9 月 法学博士松崎藏之助氏が校長兼東京帝国大学法科大学教授に任ぜられた。
- 10 月 商業教員養成所学資補給の規程を改正した。
- 11 月 試験、進級、卒業規程及び専攻部学科課程を改正した。

明治36年(1903年)

- 1 月 商業教員養成所主事教授東興五郎氏は、神戸高等商業学校教授に任ぜられた。
- 2 月 教授佐野善作氏が商業教員養成所主事を命ぜられた。専攻部規程に改正を加えた。
- 5 月 規則中入学に関する規程を改正した。
- 10 月 規則中学科課程を改正した。
- 12 月 職員定員中書記11人を9人に減ぜられた。

明治37年(1904年)

- 12 月 規則中入学資格に関する条項を改正した。

明治38年(1905年)

- 1 月 授業料規程に改正を加えた。
- 3 月 職員定員中教授30人を31人に増加された。

明治39年(1906年)

- 12 月 専攻部規程に改正を加えた。

明治40年(1907年)

- 1 月 専攻部規程中に改正を加え、神戸高等商業学校卒業生を専攻部に入学させ得ることにした。
- 2 月 試験、進級及び卒業規程を改正した。商業教員養成所規程中、試験及び卒業の章を改正した。
- 12 月 規則に改正を加えた。商業教員養成所規程を改正し、休学の規程を設けた。

明治41年(1908年)

- 2 月 授業料規程に改正を加えた。
- 3 月 職員定員中教授31人を34人に、書記9人を10人に増加された。

明治42年(1909年)

- 4 月 職員定員中教授34人を35人に増加された。
- 5 月 校長法学博士松崎藏之助氏職を辞し、文部省実業学務局長工学博士真野文二氏が校長事務取扱を命ぜられた。教授佐野善作氏職を辞し、教授奈佐忠行氏が商業教員養成所主事を命ぜられた。入学、退学、在学規程に改正を加えた。専攻部廃止の文部省令が公布された。
- 6 月 更に専攻部当分存置の省令が公布せられた為、専攻部仮規程を設けた。
- 9 月 真野文二氏校長事務取扱を免ぜられ、講師沢柳政太郎氏が校長事務取扱を命ぜられた。

明治43年(1910年)

- 1 月 授業料規程に改正を加えた。
- 2 月 規則及び専攻部仮規程に改正を加えた。
- 3 月 職員定員中教授35人を34人に、助教授14人を12人に減ぜられ

た。

9 月 学級、学科課程及び入学、在学、退学規程に改正を加えた。

明治44年(1911年)

3 月 校長事務取扱沢柳政太郎氏東北帝国大学総長に任ぜられ、山口高等商業学校校長坪野平太郎氏が校長に任ぜられた。商業教員養成所規程を改正し、修業年限を4年とした。

4 月 商議委員の更迭増員あり。

6 月 休学規程、授業料規程及び専攻部仮規程に改正を加え、予科及び本科の学科課程を改正した。

9 月 予科及び本科課程を実施した。

11 月 専攻部仮規程に改正を加えた。

明治45年(1912年)

3 月 文部省令を以て専攻部規程を定められた。

商業教員養成所試験進級及び卒業規程に改正を加えた。

4 月 試験進級及び卒業規程に改正を加えた。

大正元年(1912年)

12 月 商議委員に減員あり。

大正2年(1913年)

6 月 本校職員定員中教授34人を33人に、書記10人を9人に減ぜられた。

校長職務規程が改正された。

大正3年(1914年)

8 月 校長坪野平太郎氏職を辞し、教授法学博士佐野善作氏が校長兼教授に任ぜられた。

大正4年(1915年)

1 月 入学、在学、退学規程、授業料規程及び専攻部規程を改正した。

(修業年限3年以上の官立高等商業学校卒業生を専攻部に入学させ得ることとした)

3 月 専攻部規程に改正を加えた。

4 月 商業教員養成所総則、入学、在学、退学の規程を改正した。(学資

補給の規定を廃した)

6 月 授業料規程を改正した。

7 月 専攻部規程を改正した。(商業教員養成所卒業生を専攻部(部)に入学させ得ることとした)

9 月 学級、学科課程及び専攻部規程に大改正を加えた。

商業教員養成所学科課程を改正した。

本校創立40年記念式を挙行した。

11 月 学級、学科課程、学年、学期、休業規程、試験進級、卒業規程、専攻部規程及び商業教員養成所学年学期、休業規程、試験、進級、卒業規程を改正した。(学年開始期を4月に変更した)

大正5年(1916年)

1 月 本校及び商業教員養成所入学、在学、退学規程に改正を加えた。

3 月 専攻部校舎1棟新築落成した。(三井家の寄贈による)

4 月 入学、在学、退学規程に改正を加えた。

12 月 職員定員中教授33人を35人に増加された。

大正6年(1917年)

2 月 本校規則及び専攻部規程を改正した。(大阪市立高等商業学校卒業生を専攻部に入学させ得ることとした)

本校剣道及び柔道場が新築落成した。(一橋会の寄贈による)

5 月 専攻部研究室が落成した。(卒業生内田信也氏の寄贈による)

6 月 職員定員中教授35人を39人に増加された。

御大典記念図書館が新築竣工した。(同窓会並びに如水会の寄贈による)

大正7年(1918年)

3 月 学資貸給規程に改正を加えた。

7 月 職員定員中教授39人を42人に増加された。

大正8年(1919年)

6 月 商業教員養成所総則の一部を改正し、再び学資補給の規定を加えた。

大正9年(1920年)

第2 沿革略

3 月 勅令第71号による東京商科大学官制の公布と共に、勅令第72号にて文部省直轄諸学校官制改正され、31日限り東京高等商業学校は廃止された。

4 月 1日新に東京商科大学開設され、本学には大学学部の外予科及び附属商学専門部を置き、東京高等商業学校学生生徒で大学又は予科に編入を希望する者は之を相当級に編入し、希望しない者に対しては、商学専門部に専攻科及び高等商業科を特設して夫々之に編入し、旧規程に依り修業させることにした。

職員定員は、大学長1人大学教授15人大学助教授5人事務官1人助手1人書記9人予科教授10人予科助教授4人商学専門部教授15人商学専門部助教授7人と定められた。

同日東京高等商業学校長法学博士佐野善作氏が東京商科大学長に任ぜられ、東京高等商業学校職員は夫々学部又は各部科の職員に任ぜられ、予科教授石川文吾氏は予科主事に、商学専門部教授奈佐忠行氏は商学専門部主事に補せられた。

同日勅令第76号により、官立大学長、教授、助教授、事務官、東京商科大学予科及び附属商学専門部教授の官等俸給に関する件を定められた。同日商業教員養成所を本学に附属させ、商学専門部教授星野太郎氏が主事に補せられた。

21日官立大学長職務規程を定められた。商業教員養成所規則制定の件認可され、修業年限を3年は改めた。

6 月 職員定員中商学専門部教授15人を16人に、同助教授7人を8人に増加された。

大正10年(1921年)

3 月 学則に改正を加えた。
学位規程を制定す。

6 月 予科教授石川文吾氏は予科主事を免ぜられた。

7 月 職員定員中大学教授15人を22人に、書記11人を13人に、予科教授11人を18人に増加され、商学専門部教授30人を27人に減ぜられ、同助教授9人を10人に増加された。

9 月 予科教授木村恵吉郎氏が予科主事に補せられた。

12 月 学則に改正を加えた。

大正11年(1922年)

3 月 学則中に改正を加え、創設以来実施した大学分科制を廃し、又学科課程中に大改正を加えた。

5 月 職員定員中予科教授18人を23人に、助教授4人を5人に増加され、商学専門部教授27人を23人に減ぜられた。

大正12年(1923年)

5 月 職員定員中商学専門部教授10人を5人に減ぜられた。
府下石神井村に運動場用地約2万4千坪を購入した。

6 月 学則に改正を加えた。

9 月 大震災あり、本学建築物の大部分が烏有に帰したので、臨時休業し善後策を講じた。

12 月 1日校舎の残部、東京高等学校及び私立東京農業大学に於て、授業を開始した。
其の間本学敷地及び府下石神井村本学運動場に於て、仮校舎の建築に着手した。

大正13年(1924年)

3 月 予科教授兼大学教授木村恵吉郎氏大学教授兼予科教授に任ぜられ、更に予科主事に補せられた。
仮校舎の建築が竣工したので、東京高等学校及び私立東京農業大学に於ける授業を閉止した。

4 月 本学各部科の授業を焼残旧校舎及び新築仮校舎に於て開始し、予科全部を石神井仮校舎に移転した。
本学に経理事務講習所が設置された。

10 月 学則中に改正を加えた。

12 月 学則中に改正を加え、学資貸給並びに予科及び商学専門部の入学資格に変更を加えた。
商業教員養成所規則中、入学に関する条項を改正した。

大正14年(1925年)

第2 沿革略

- 2 月 学則中授業料に関する規定を改正し、14年度より実施した。
- 4 月 職員定員中商学専門部教授23人を22人に減ぜられた。
予科、商学専門部、商業教員養成所生徒教練の為、陸軍現役将校を配属された。
- 8 月 大学学生教練の為、陸軍現役将校を配属された。
- 9 月 学部及び附属商学専門部の位置を、東京府北多摩郡谷保村大字谷保（現在の国立町に）変更の件が認可された。
創立50周年記念式を挙行政した。
- 10 月 書記の定員13人を15人に増加された。
- 11 月 社団法人一橋会より、千葉県富浦町所在水泳場寄宿舎並びに附属建物を本学へ寄贈せられた。（箱根土地株式会社より一橋会へ寄贈されたものである）

大正15年（1926年）

- 1 月 学則中入学に関する条項を改正した。
- 3 月 学則中入学に関する条項を改正した。
- 9 月 官制改正の結果、大学に附属図書館を設け、図書館長1人及び司書2人を置き、図書館長は教授、助教授の中より文部大臣が之を補することになった。
- 11 月 大学教授経済学博士高垣寅次郎氏が附属図書館長に補せられた。

昭和2年（1927年）

- 3 月 予科の位置を東京府北多摩郡小平村大字小川及び小川新田に変更の件が認可された。
同月19日商学専門部教授奈佐忠行氏商学専門部主事を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授堀光亀氏が商学専門部主事に補せられた。
- 4 月 商学専門部及び商業教員養成所は、本学新敷地内仮校舎に移転した。（同仮校舎は箱根土地株式会社の寄贈による）
- 5 月 本学に補手の制を設けた。
- 11 月 本学新敷地内に於ける兼松記念講堂が落成した。（神戸市株式会社兼松商店の寄贈による）

昭和3年（1928年）

- 6 月 商学専門部雨天体操場が落成した。
- 9 月 商学専門部寄宿舎が落成した。
- 10 月 官制改正の結果学生監を廃し、新に学生主事2人及び同主事補2人を置かれた。

昭和4年（1929年）

- 3 月 学則中授業料に関する規定を改正した。
- 4 月 東京商科大学官制改正され、官立商業大学官制が公布された。
- 8 月 商学専門部生徒控所及び食堂が落成した。
- 12 月 官制の改正あり、職員定員中大学助教授5人を8人に、助手5人を7人に、書記15人を16人に増加された。

昭和5年（1930年）

- 4 月 商学専門部本館新築成り、移転を完了した。
- 6 月 向島艇庫の新築が落成した。
- 9 月 国立学部敷地内の図書館及び研究室殆ど竣工し、本館建築工事亦大に進捗したので、本学事務室、図書館並びに学部を之に移転し、従来の一ツ橋敷地内に一ツ橋出張所を設けた。
- 10 月 学部学生食堂控所等が落成した。
- 12 月 学部本館落成し、事務室を之に移す。官制の改正あり、職員定員中大学助教授8人を10人に、助手7人を10人に増加された。

昭和6年（1931年）

- 3 月 経理事務講習所が廃止された。
- 5 月 本学国立移転式が挙行政された。同時に故矢野二郎氏の銅像除幕式が挙行政された。
- 10 月 弓道場及び警備所其の他の附属建物が落成した。

昭和7年（1932年）

- 3 月 商品実験室及び柔剣道道場が落成した。
- 10 月 本学旧敷地内に建築中の一橋講堂が落成した。
- 12 月 官制の改正あり、職員定員中助手10人を9人に、書記16人を15人に減ぜられた。

第2 沿革略

矢野記念館が社団法人如水会より建設寄附された。

昭和8年(1933年)

- 8 月 府下小平村に予科本館新築成り、移転を了つた。
- 9 月 学則中休業日、学部 of 授業学科目及び入学資格者の条項までの中で、主として字句の修正、懲戒並びに予科の学期、退学等に関する規定を改正した。
発電所、第2学生集会所が落成した。(第2学生集会所は大正11年度在学学生生徒父兄有志の寄附による)
- 11 月 商業教員養成所主事商学専門部教授星野太郎氏逝去し、商学専門部教授村瀬玄氏が商業教員養成所主事事務取扱を命ぜられた。
- 12 月 学則中学部の入学資格に関する規定を改正した。

昭和9年(1934年)

- 1 月 専門部教授村瀬玄氏商業教員養成所主事事務取扱を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授商学博士藤本幸太郎氏が商業教員養成所主事に補せられた。
- 3 月 学則中学部の部科、課業、学科目、研究指導、試験及び委託生に関する規定を改正した。
- 7 月 職員集会所、官舎及び第1学生集会所が落成した。
予科プールが落成した。(一橋会の寄附による)
- 8 月 商学専門部学生主事官舎敷地を購入した。
- 9 月 予科柔剣道道場及び弓道道場が落成した。

昭和10年(1935年)

- 2 月 官制の改正あり、職員定員中新に技手1人を置かれた。
- 3 月 国立学部敷地内の官舎6棟、同専門部敷地内の官舎2棟、小平予科敷地内の官舎1棟及び予科寄宿舍が落成した。
- 4 月 調査部の組織を変更し、名称を経済調査部と改めた。
- 5 月 予科生徒控室、集会所及び食堂、雨天体操場等新築落成した。
- 7 月 大学教授兼予科教授木村恵吉郎氏予科主事を免ぜられ、予科教授文学博士吹田順助氏予科主事事務取扱を命ぜられた。
- 9 月 予科教授文学博士吹田順助氏予科主事事務取扱を免ぜられ、予科

教授阿久津謙二氏が予科主事に補せられた。

- 10 月 大学長法学博士佐野善作氏職を辞し、法学博士三浦新七氏が大学長に任ぜられた。

昭和11年(1936年)

- 2 月 予科教授阿久津謙二氏予科主事を免ぜられ、大学教授法学博士上田貞次郎氏が予科主事事務取扱を命ぜられた。
大学教授兼商学専門部教授堀光亀氏は商業専門部主事を、大学教授兼商学専門部教授商学博士藤本幸太郎氏は商業教員養成所主事を免ぜられ、大学教授商学博士吉田良三氏が商学専門部主事事務取扱商業教員養成所主事事務取扱を命ぜられた。
大学教授経済学博士高垣寅次郎氏図書館長を免ぜられ、大学教授本間喜一氏が図書館長に補せられた。
- 3 月 職員定員中大学助教授10人を11人に増加された。
予科特別教室、講堂、図書館等新築落成した。
- 12 月 大学長法学博士三浦新七氏職を辞し、大学教授法学博士上田貞次郎氏が大学長に任ぜられた。

昭和12年(1937年)

- 2 月 予科教授堀潮氏が予科主事に補せられた。
- 3 月 学則中商学専門部商業教員養成所の授業科目に関する規定を改正した。
大学教授本間喜一氏図書館長を免ぜられ、大学教授文学博士吹田順助氏が図書館長に補せられた。
- 11 月 大学教授商学博士吉田良三氏商学専門部主事事務取扱商業教員養成所主事事務取扱を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授井浦仙太郎氏が商学専門部主事商業教員養成所主事に補せられた。
- 12 月 外国人学生取扱規則を制定した。

昭和13年(1938年)

- 11 月 大学教授兼商学専門部教授井浦仙太郎氏商学専門部主事商業教員養成所主事を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授商学博士藤本幸太郎氏が専門部主事商業教員養成所主事に補せられた。

第2 沿革略

昭和14年(1939年)

- 3 月 商業教育に従事する者から選考に依り、特に毎年10名以内を学部
部に収容し、実業学校教員養成規程により修学させることになり、4月
から実施された。
- 4 月 大学長法学博士上田貞次郎氏満洲国及び中華民国へ出張中、大学
教授商学博士藤本幸太郎氏が大学長事務代理を命ぜられた。
- 5 月 大学長法学博士上田貞次郎氏帰朝し、大学教授商学博士藤本幸太
郎氏は大学長事務代理を免ぜられた。

昭和15年(1940年)

- 3 月 商学専門部教授商学博士藤本幸太郎氏商学専門部主事商業教員養
成所主事を免ぜられ、商学専門部教授上原専祿氏が商学専門部主
事商業教員養成所主事に補せられた。
東亜経済研究所創設され、大学長法学博士上田貞次郎氏所長とな
る。
- 4 月 故各務謙吉氏寄附による金50万円を以て設立の、財団法人東京
商科大学各務奨学基金が許可せられた。
官立商業大学官制改正され、予科主事を予科長に改め、大学助教
授定員11人を10人に減ぜられた。
- 5 月 予科教授堀潮氏が予科長に補せられた。大学長法学博士上田貞次
郎氏病気の為、大学教授商学博士高瀬荘太郎氏が大学長事務代理
を命ぜられた。
大学長法学博士上田貞次郎氏逝去し大学教授商学博士高瀬荘太郎
氏が大学長事務取扱を命ぜられた。
故大学長法学博士上田貞次郎氏の葬儀を大学葬として執行した。
大学教授兼附属商学専門部教授文部省督学官商学博士高瀬荘太郎
氏が大学長に任ぜられた。
大学長商学博士高瀬荘太郎氏東亜経済研究所長となる。
- 6 月 学則中実業学校教員養成規程による学部学生の、履修科目に関す
る規程を改正した。

昭和16年(1941年)

- 4 月 官制改正あり、職員定員中大学助教授10人を13人に、助手9人
を12人に増加された。
商学専門部教授上原専祿氏商学専門部主事商業教員養成所主事を
免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授経済学博士山口茂氏が商学
専門部主事商業教員養成所主事に補せられた。
- 5 月 故法学博士上田貞次郎氏の、本学並びに学界に尽した功績を永久
に記念し、又其の専攻の諸学の研究を奨励する目的の下に、金5
万円の寄付を以て、財団法人故上田貞次郎博士記念奨学基金設立
の件が許可された。
- 9 月 12日予科教授町田実秀氏より亡父豊千代氏(明治23年東京高等
商業学校本科卒元浦賀船渠株式会社社長)の遺言にもとづき、金
2万5千円を寄附され、これをもつて新潟県中頸城郡香山村に
妙高町田山寮を開設した。(敷地は故佐々木久二氏の寄贈による)

昭和17年(1942年)

- 2 月 官制改正あり、東亜経済研究所設置せられ、東京商科大学教授商
学博士高瀬荘太郎氏が東亜経済研究所長に補せられた。
職員定員中大学教授23人を25人に、助教授13人を16人に、助
手12人を15人に、書記15人を17人に増加された。
- 4 月 官制改正あり、教授25人を27人に、助教授16人を18人に、助
手15人を17人に増加され、書記17人を16人に減ぜられた。

昭和18年(1943年)

- 1 月 勅令第40号を以て大学予科修業年限は2年となる。
- 4 月 大学予科修業年限を2年として実施された。
- 9 月 大学教授兼商学専門部教授商学博士山口茂氏商学専門部主事商業
教員養成所主事を免ぜられ、大学教授商学博士増地庸治郎氏が商
学専門部主事商業教員養成所主事に補せられた。

昭和19年(1944年)

- 2 月 大学職員定員中大学教授26人を25人に、大学助教授16人を15
人に、大学助手16人を14人に改正された。予科教授定員23人
を20人に、商学専門部教授22人を19人に改正された。

第2 沿革略

- 4 月 勅令第206号を以て附属工業経営専門部が附属商学専門部に併置された。

東亜経済研究所仮建物が一ツ橋に落成した。

戦時緊急の要に応ずる為、予科校舎及び商学専門部校舎を東部第92部隊に貸与した。

大学職員中学生主事2人を3人に、書記14人を16人に、学生主事補2人を3人に増加し、予科教授20人を19人に、商学専門部教授19人を14人に、同助教授5人を4人に減じ、新に工業経営専門部教授9人同助教授4人同助手1人を増加された。

- 7 月 予科教授堀潮氏予科長を免ぜられ、大学教授兼予科教授経済学博士井藤半弥氏が予科長に補せられた。予科教授定員19人を15人に、同助教授5人を4人に変更、新に予科助手1人を増加された。商学専門部教授14人を11人に、同助教授4人を2人に、工業経営専門部教授9人を15人に、同助教授4人を6人に、同助手1人を2人に改正された。

東亜経済研究所が一ツ橋仮庁舎に移転した。

- 8 月 大学教授文学博士吹田順助氏図書館長を免ぜられ、大学教授山田雄三氏が図書館長に補せられた。
- 10 月 勅令第558号により、官立経済大学官制公布され、東京商科大学は東京産業大学と改名された。
- 12 月 兼松講堂及び大学校舎内の一部を中島飛行機株式会社に貸与した。

昭和20年(1945年)

- 3 月 商学専門部長兼商業教員養成所長大学教授兼商学専門部教授商学博士増地庸治郎氏卒去され、商学専門部教授兼大学教授鬼頭仁三郎氏が商学専門部長兼商業教員養成所長事務取扱を命ぜられた。
- 3 月 一橋講堂及び東亜経済研究所仮庁舎を東部第100部隊に貸与したため、研究所は国立に移転した。
- 9 月 工業経営専門部教授鬼頭仁三郎氏商学専門部長兼工業経営専門部長商業教員養成所長に補せられた。

終戦に付予科校舎専門部校舎は第92部隊より、兼松講堂及び学部校舎の一部は中島飛行機株式会社より、一橋講堂及び東亜経済研究所は第100部隊より夫々返還を受けた。

昭和21年(1946年)

- 3 月 勅令第155号によつて、東亜経済研究所を経済研究所と改称された。勅令第206号によつて附属工業経営専門部が廃止された。
- 4 月 官立大学官制公布せられ官職名が改められた。
職員定員は大学長1名、大学教授25名、大学助教授15名、文部教官14名、文部事務官(2級)2名、文部事務官24名、文部技官1名、予科長1名、予科教授14名、文部教官4名、商学専門部長1名、商学専門部教授17名、文部教官10名と定められた。
- 5 月 一橋講堂及び経済研究所は進駐軍に接収された。
- 7 月 官制改正あり、文部事務官24名を25名に、予科教授14名を24名に、予科文部教官4名を8名に増加された。
- 8 月 大学長商学博士高瀬荘太郎氏職を辞し、商学専門部教授兼大学教授上原専祿氏が大学長に補せられた。
- 10 月 大学教授経済学博士井藤半弥氏予科長を免ぜられ、予科教授兼大学教授高島善哉氏が予科長に補せられた。
商学専門部教授兼大学教授鬼頭仁三郎氏商学専門部長兼商業教員養成所長を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授山中篤太郎氏が商学専門部長兼商業教員養成所長に補せられた。
- 12 月 大学教授村松恒一郎氏が図書館長に補せられた。

昭和22年(1947年)

- 3 月 勅令第93号によつて、東京産業大学を東京商科大学と改めた。

昭和23年(1948年)

- 7 月 官制改正あり、予科教授24名を26名に、予科文部教官8名を9名に、商学専門部教授17名を22名に増加された。

昭和24年(1949年)

- 1 月 大学教授25名を27名に、同助教授15名を17名に、文部教官14名を16名に増加された。

第2 沿革略

商学専門部教授兼大学教授上原専祿氏大学長を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授経済学博士中山伊知郎氏が大学長に補せられた。

大学教授大塚金之助氏経済研究所長を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授経済学博士中山伊知郎氏が経済研究所長に兼補せられた。

- 2 月 大学教授兼商学専門部教授経済学博士山中篤太郎氏商学専門部長兼商業教員養成所長を免ぜられ、大学教授兼商学専門部教授経済学博士山口茂氏が商学専門部長兼商業教員養成所長に補せられた。

- 5 月 31日法律第150号国立学校設置法によつて、東京商科大学、同予科及び附属商学専門部、附属商業教員養成所を包括し、商学部、経済学部、及び法学社会学部3の学部からなる総合大学として一橋大学が設置された。同日東京商科大学長経済学博士中山伊知郎氏が初代学長に補せられ、商学部長に教授商学博士加藤由作氏、経済学部長に教授経済学博士上田辰之助氏、法学社会学部長に教授法学博士田中誠二氏が補せられた。

- 7 月 教授村松恒一郎氏が一橋大学分校主事に補せられた。
大学教授高島善哉氏は、一橋大学東京商科大学予科長事務を依頼された。

大学教授経済学博士山口茂氏は、一橋大学東京商科大学附属商学専門部長事務並びに同商業教員養成所長事務を依頼された。

- 11 月 教授経済学博士中山伊知郎氏経済研究所長を免ぜられ、教授都留重人氏が経済研究所長に補せられた。

昭和25年(1950年)

- 4 月 学長中山伊知郎氏米国出張中、教授経済学博士上田辰之助氏が学長事務代理を命ぜられた。
- 5 月 教授村松恒一郎氏図書館長を免ぜられ、教授経済学博士山口茂氏が図書館長に補せられた。
- 7 月 元東京商科大学教授経済学博士高垣寅次郎氏、同経済学博士根岸

信氏、本間喜一氏はいずれも一橋大学東京商科大学客員名誉教授の称号を授与された。

学長中山伊知郎氏帰国、教授上田辰之助氏は学長事務代理を免ぜられた。

- 10 月 本学創立75周年記念祭が、22日から29日まで9日間に亘つて行われた。

昭和26年(1951年)

- 1 月 15日学長選考規則にもとづく選挙の結果、教授中山伊知郎氏が当選引つづき学長の職に留任することになった。

- 3 月 国立学校設置法改正法律第84号により、法学社会学部は法学部及び社会学部としてそれぞれ独立することになり、法学部長に教授法学博士田中誠二氏、社会学部長に教授上原専祿氏がそれぞれ補せられた。なお他学部も学部長異動があり、経済学部長に教授経済学博士井藤半弥氏、商学部長に教授経済学博士山口茂氏、また図書館長に教授商学博士加藤由作氏がそれぞれ補せられた。

国立学校設置法施行規則改正にともない、教授56名を53名に、助教授49名を51名に、助手19名を20名に、職員183名を181名にそれぞれ増減あり、総数に於て2名の減員となる。

31日附属商学専門部、附属商業教員養成所が廃止された。

- 4 月 経済研究所は図書館の一部を仮庁舎としていたが狭隘のため東校舎に移転した。

- 10 月 国立学校設置法施行規則の一部改正にともない、教授56名(学部長3名をふくむ)を59名に、講師13名を11名に、助手20名を19名にそれぞれ増減された。

- 11 月 13日をもつて経済研究所長都留重人氏の所長任期満了につき、経済研究所長選考規則に基き選挙の結果引続き同所長に併任した。

昭和27年(1952年)

- 3 月 国立学校設置法の一部改正にともない、事務職員を166名に減ぜられた。

- 5 月 11日一橋大学名誉教授東京商科大学初代大学長法学博士佐野善

第2 沿革略

作氏が5月1日逝去されたので、兼松講堂において大学葬が行われた。

12日一橋講堂は進駐軍より接收解除せられた。

7 月 9日経済研究所（一ツ橋）は進駐軍より接收解除せられた。

9 月 本学教職員のレクリエーション施設として、神奈川県津久井郡湖南村に相模寮を開設した。

10 月 5日経済学部教授杉本栄一氏9月24日逝去されしにつき、兼松講堂において葬儀が行われた。

昭和28年（1953年）

3 月 26日法律第25号により国立学校設置法が改正され、本学に大学院が置かれた。即ち商学研究科、経済学研究科、法学研究科及び社会学研究科の4研究科が発足した。各研究科の科長はそれぞれ関係学部の学部長をもつてあてられた。

4 月 1日国立学校設置法施行規則改正にともない、教授59名を62名に、助教授51名を55名に増加せられた。総数において7名の増加となる。

学部長の一部異動あり、経済学部長に教授経済学博士赤松要氏、社会学部長に教授経済学博士山中篤太郎氏がそれぞれ補せられた。商学部長経済学博士山口茂氏、法学部長法学博士田中誠二氏は留任となる。

5 月 学長中山伊知郎氏欧洲諸国へ出張中、教授経済学博士山口茂氏が学長事務代理を命ぜられた。

7 月 14日教授村松恒一郎氏分校主事を免ぜられ、教授理学博士佐藤弘氏が分校主事に補せられた。
教授商学博士加藤由作氏図書館長を免ぜられ、教授村松恒一郎氏が図書館長に補せられた。

8 月 学長中山伊知郎氏帰国し、教授山口茂氏は学長事務代理を免ぜられた。

17日国立学校設置法施行規則改正にともない、教授62名を63名に、助教授55名を56名に、講師11名を10名に、助手19名を

18名に、それぞれ増減せられた。総数において変らず。

10 月 26日改正学長選考規則にもとづく選考の結果、教授経済学博士中山伊知郎氏が当選、引つづき学長となる。

11 月 14日経済研究所長選考規則にもとづく選考の結果、教授都留重人氏が当選、引つづき経済研究所長に補せられた。

昭和29年（1954年）

3 月 31日国立学校設置法施行令制定及び国立学校設置法施行規則改正にともない、教授63名を66名に、助教授56名を59名に、講師10名を9名に、助手18名を17名にそれぞれ増減あり、総数において4名の増加となる。又事務職員は4名減員され162名となった。

4 月 1日東京商科大学奨学財団から経済研究所（旧東亜経済研究所）仮建物を寄贈された。

8日如水会から千代田区神田一ツ橋所在集会所（別館）を寄贈された。

5 月 27日学長中山伊知郎氏外国出張中、教授経済学博士山口茂氏が学長事務代理を命ぜられた。

7 月 学長中山伊知郎氏帰国し、教授山口茂氏は学長事務代理を免ぜられた。

10 月 1日一橋出張所（経済研究所仮建物）の一部を、国立国語研究所に貸付けた。

31日教授商学部長経済学博士山口茂氏退職し、商学部長の後任として教授経済学博士高橋泰蔵氏が補せられた。

11 月 15日元教授経済学博士山口茂氏に、一橋大学名誉教授の称号を授与された。

昭和30年（1955年）

2 月 28日故ハーヴァード大学教授ジョセフ・シュンペーター氏の蔵書5,701冊が、同夫人の遺言により本学に寄贈されたので、寄贈式を行つた。

3 月 12日商学部教授岩田巖氏3月3日逝去され、兼松講堂において

第2 沿革略

商学部葬が行われた。

- 4 月 1 日学部長の異動あり、経済学部長に教授経済学博士山田雄三氏、法学部長に教授法学博士久保岩太郎氏がそれぞれ補せられた。

社会学部長経済学博士山中篤太郎氏は留任となる。

- 5 月 9 日元教授経済学博士上田辰之助氏に一橋大学名誉教授の称号を授与された。

- 7 月 1 日国立学校設置法施行令及び国立学校設置法施行規則の一部改正により、教授 66 名を 68 名に、助教授 59 名を 63 名に、助手 17 名を 18 名にそれぞれ増加せられ、総数において 27 名の増加となる。又事務職員は 2 名減員され 160 名となつた。

14 日教授理学博士佐藤弘氏分校主事を免せられ、教授理学博士石井頼三氏が分校主事に併任され、教授村松恒一郎氏は引続き附属図書館長に併任された。

- 10 月 22 日本学創立 80 周年記念式典が挙行された。

27 日学長中山伊知郎氏の任期満了に伴い、学長選考規則による選挙の結果、教授経済学博士井藤半弥氏が学長に昇任され、同時に一橋大学東京商科大学長に併任された。

- 11 月 14 日経済研究所長都留重人氏は、昨 13 日をもつて任期満了となつたが、経済研究所長選考規則にもとづき、引続き同所長に併任された。

昭和 31 年 (1956 年)

- 3 月 31 日文部省令第 4 号国立大学の講座に関する省令の一部改正によつて、本学法学部に民事訴訟法 1 講座が増設された。

- 4 月 1 日文部省令第 8 号国立学校設置法施行規則の一部改正により教授 68 名を 70 名に、助教授 63 名を 70 名に、講師 9 名を 8 名に、その他の職員 160 名を 158 名にそれぞれ増減され、本学の職員定員は 325 名となつた。

元教授大塚金之助氏及び元教授堀潮氏に、本学名誉教授の称号が授与された。

- 9 月 6 日経済研究所の建物新営工事が着工された。

- 10 月 4 日教授都留重人氏アメリカ合衆国へ出張のため、経済研究所長の職を辞し、教授高橋長太郎氏が経済研究所長事務取扱を命ぜられた。

31 日教授経済学博士高橋泰蔵氏商学部長任期満了につき、商学部長事務取扱を命ぜられた。

- 11 月 5 日教授経済学博士高橋泰蔵氏の商学部長事務取扱を免じ、教授商学博士古川栄一氏が商学部長に併任された。

昭和 32 年 (1957 年)

- 2 月 1 日教授高橋長太郎氏の経済研究所長事務取扱を免ぜられ、教授小原敬士氏が経済研究所長に併任された。

- 3 月 31 日文部省令第 5 号国立大学の講座に関する省令の一部を改正する省令により、4 月 1 日より本学社会学部に政治学、政治学史の 1 講座が新設された。

経済学部長経済学博士山田雄三氏、法学部長法学博士久保岩太郎氏、社会学部長経済学博士山中篤太郎氏はいずれも学部長任期満了となる。

- 4 月 1 日事務組織規程の一部を改正し、従来の厚生補導部が学生部に改められ、厚生補導部長教授久武雅夫氏が学生部長となつた。教授板垣与一氏経済学部長に、教授法学博士町田実秀氏法学部長に併任し、教授経済学博士山中篤太郎氏は社会学部長事務取扱を命ぜられた。

元教授商学博士加藤由作氏、元教授古瀬良則氏に、それぞれ一橋大学名誉教授の称号を授与された。

10 日文部省令第 7 号国立学校設置法施行規則の一部改正により、4 月 1 日より職員定員中教授 70 人を 72 人に、助教授 70 人を 75 人に増員され、本学の職員定員は 332 人となつた。

同省令の改正により、経済研究所の産業経営研究部門は分離して、4 月 1 日より商学部附属研究施設となり（自今産業経営研究所と称す）、商学部長商学博士古川栄一氏が施設長に併任した。

第2 沿革略

この結果経済研究所定員中より教授1人助教授1人を産業経営研究施設の定員に振替えられた。

16日教授経済学博士山中篤太郎氏の社会学部長事務取扱を免じ社会学部長に併任された。

7月14日教授村松恒一郎氏は附属図書館長に、教授理学博士石井頼三氏は小平分校主事に、いずれも引続き併任された。

8月1日教授板垣与一氏経済学部長を辞任し、教授経済学博士山田雄三氏経済学部長に併任された。

10月27日、26日をもつて学長井藤半弥氏の学長任期満了につき学長選考規則に基づき選挙の結果学長に再任することとなり、翌27日付で発令された。

昭和33年(1958年)

1月10日経済研究所長小原敬士氏米国出張につき不在中教授高橋長太郎氏が、経済研究所長事務代理を命ぜられた。

2月10日米国出張中の経済研究所長小原敬士氏帰国につき教授高橋長太郎氏の同所長事務代理を免ぜられた。

3月21日学部学則の一部、大学院学則の一部及び東京商科大学の学則の一部につき授業料・寄宿料等に関する規定が改正された。
31日文部省令第8号国立大学の講座に関する省令の一部改正により本学法学部に経済法1講座が増設された。

4月19日社会学部長経済学博士山中篤太郎氏学部長の職を辞し、教授高島善哉氏が社会学部長に併任した。

5月1日文部省令第13号国立学校設置法施行規則の一部改正により定員に増減あり、教授72人を75人に、助教授75人を74人に、講師8人を6人に、助手18人を20人に、その他の職員158人を160人に改められ、本学の職員定員は336人となった。
24日経済研究所は新庁舎大半竣工のためこれに移転した。

11月5日教授商学博士古川栄一氏商学部長を辞任し、教授大林良一氏商学部長並に産業経営研究施設長に併任された。

22日小平分校柔剣道場火災により一部焼却した。

昭和34年(1959年)

2月1日経済研究所教授小原敬士氏経済研究所長を辞任し、経済研究所教授高橋長太郎氏を経済研究所長に併任した。

3月23日社会学部教授経済学博士山中篤太郎氏が学長選考規則にもとづく選考投票の結果学長に当選した。

4月1日学長経済学博士井藤半弥氏辞任し、社会学部教授経済学博士山中篤太郎氏学長に補せられた。同時に、社会学部教授、一橋大学東京商科大学長および一橋大学東京商科大学教授に併任した。前学長経済学博士井藤半弥氏に一橋大学名誉教授の称号を授与した。法学部教授法学博士町田実秀氏法学部長を辞任し、法学部教授大平善梧氏を法学部長に併任した。
大学院法学研究科に公法専攻が増設された。

7月11日国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令にともない、学長1人、教授75人を76人に、助教授74人を75人に、講師6人、助手20人を18人に、その他職員160人を162人に改められ、本学の職員定員は338人となった。(文部省令第19号)
14日商学部教授理学博士石井頼三氏小平分校主事を辞任し、社会学部教授石田竜次郎氏を小平分校主事に併任した。

小平分校主事石田竜次郎氏、西ドイツ等に出張中につき商学部教授理学博士石井頼三氏が小平分校主事事務代理を命ぜられた

8月25日西ドイツ等に出張中の小平分校主事石田竜次郎氏帰国につき商学部教授理学博士石井頼三氏が小平分校主事事務代理を免ぜられた。

昭和35年(1960年)

3月31日国立学校設置法の一部を改正する法律が改正され、国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予の条項が加えられた。

4月1日図書館長経済学部教授村松恒一郎氏が辞職した。商学部教

授経済学博士高橋泰蔵氏を図書館長に併任した。

経済学部教授板垣与一氏経済学部長を辞任し、経済学部教授経済学博士増田四郎氏が経済学部長に併任した。

社会学部教授高島善哉氏が社会学部長に再選した。

元経済学部教授村松恒一郎、元経済学部教授経済学博士赤松要の両氏に、それぞれ一橋大学名誉教授の称号を授与した。

4 月 26日国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令にともない学長1人、教授76人、助教授75人、講師6人、助手18人、その他の職員162人、合計338人に定められた。(文部省令第6号)

5 月 8日元東京高等商業学校教授法学博士福田徳三氏20年祭及び胸像除幕式並びに元東京商科大学長法学博士上田貞次郎氏20年祭記念式典及び肖像画贈呈式を挙行した。

10 月 22日本学創立85周年記念式典及び経済研究所20周年記念式典を兼松講堂で挙行した。

11 月 4日商学部教授商学博士大林良一氏商学部長を辞任した。商学部教授商学博士古川栄一氏商学部長並びに産業経営研究施設長に併任した。

12 月 12日学長選考規則の一部が改正された。

昭和36年(1961年)

1 月 12日国立学校設置法施行令の一部を改正する政令が公布され、定員339人に定められた。国立学校設置法施行規則の一部の改正にともない、学長1人、教授76人、助教授75人、講師6人、助手18人、その他の職員162人を163人、計339人に改められた。(文部省令第1号)一橋大学学則の一部を改正した。

2 月 20日商学部教授経済学博士高橋泰蔵氏が学長選考規則にもとづく選挙の結果当選した。

4 月 1日学長経済学博士山中篤太郎氏辞任し、商学部教授経済学博士高橋泰蔵氏学長に補せられ、同時に商学部教授、一橋大学東京商科大学長および一橋大学東京商科大学教授に併任した。元経済学部教授理学博士佐藤弘氏、元法学部教授法学博士田中

誠二氏にそれぞれ一橋大学名誉教授の称号を授与した。

法学部長教授法学博士大平善梧氏法学部長を辞任し、法学部教授田中和夫氏を部長に併任した。

経済学博士商学部教授高橋泰蔵氏図書館長事務取扱を命ぜられた。

国立大学の講座に関する省令の一部を改正する省令により商学部に「証券市場論1講座」が新設された。(文部省令第8号)学則の一部改正にともない学生の定員は490人とし、各学部の学生は次のとおりとする。商学部145人、経済学部145人、法学部100人、社会学部100人。

4 月 1日経済学博士商学部教授高橋泰蔵氏図書館長事務取扱を免ぜられ、経済学部教授森田優三氏図書館長に併任した。

国立学校設置法施行規則の一部改正する省令にともない、学長1人、教授79人、助教授78人、講師6人、助手20人、その他の職員168人、合計352人に定められた。(文部省令第15号)

5 月 16日経済学部教授山田欽一氏が学生部長事務取扱を命ぜられた19日国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部改正する省令が公布された。(文部省令第11号)

7 月 1日済研究所研究部門として国際経済機構研究部門が増設された。

14日小平分校主事教授石田龍次郎氏の辞任により、経済学部教授経済学博士増田四郎氏を小平分校主事に併任した。経済学部教授経済学博士増田四郎氏経済学部長事務取扱を命ぜられた。

8 月 1日経済学部教授山田欽一氏一橋大学学生部長事務取扱を免ぜられ商学部教授小泉明氏一橋大学学生部長に併任した。経済学部長経済学博士教授増田四郎氏一橋大学経済学部長事務取扱を免ぜられ、経済学部教授馬場啓之助氏一橋大学経済学部長に併任した。

第3 関係法規

1. 教育基本法

(昭和22年3月31日)
法律第25号

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創意をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の方針）教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条（教育の機会均等）すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第4条（義務教育）国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第5条（男女共学）男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第6条（学校教育）法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第7条（社会教育）家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第8条（政治教育）良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第9条（宗教教育）宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第10条（教育行政）教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第11条（補則）この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

2. 学校教育法(抄)

(昭和22年3月31日)
法律第26号)

改正 昭和23年第133号, 第170号, 24年第148号, 第179号, 第270号, 25年第103号, 28年第167号, 第213号, 29年第19号, 第159号, 32年第149号, 33年第56号, 35年第16号, 36年第144号

第1章 総 則

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第4条 国立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校の外、学校(大学の学部又は大学院についても同様とする。)の設置廃止、設置者の変更その他政令の定める事項は、監督庁の認可を受けなければならない。

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。但し、国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。

第7条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第8条 校長及び教員(教育職員免許法の適用を受ける者を除く。)の資格に関する事項は、別に法律で定めるものの外、監督庁がこれを定める。

第9条 左の各号の一に該当する者は校長又は教員となることができない。

- 1 禁治産者及び準禁治産者
- 2 禁こ以上の刑に処せられた者
- 3 免許状取上の処分を受け、2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

第10条 私立学校は、校長を定め、監督庁に届け出なければならない。

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることができない。

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第13条 左の各号の一に該当する場合においては、監督庁は、学校の閉鎖を命ずることができる。

- 1 法令の規定に故意に違反したとき
- 2 法令の規定により、監督庁のなした命令に違反したとき
- 3 6箇月以上授業を行わなかつたとき

第14条 学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督庁の定める規程に違反したときは、監督庁は、その変更を命ずることができる。

第15条 削除

第16条 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第17条より第51条まで(略)

第5章 大 学

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第53条 大学には、数個の学部を置くことを常例とする。但し、特別の必

第3 関係法規

要がある場合においては、単に一個の学部を置くものを大学とすることができる。

第54条 大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。

第55条 大学の修業年限は、4年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年以上とし、4年の専門の課程とこれに進学するための2年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する2年以上の課程を置くことができる。

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

前条第2項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、同項に規定する2年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第57条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

第58条 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

大学には、前項の外、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教授、は教授の職務を助ける。

助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第60条 大学の設置の認可に関しては、監督庁は、大学設置審議会に諮問しなければならない。

大学設置審議会に関する事項は、命令でこれを定める。

第61条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第62条 大学には、大学院を置くことができる。

第63条 大学に4年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

学士に関する事項は、監督庁が、これを定める。

第64条 公立又は私立の大学は、文部大臣の所轄とする。

第65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第66条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。

第67条 大学院に入学することのできる者は、第57条第2項に規定するものとする。

第68条 大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。

博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督庁は、大学設置審議会に諮問しなければならない。

第68条の2 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第69条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

公開講座に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第70条 第28条第6項、第45条及び第50条第3項の規定は、大学に、これを準用する。

(註) 第28条 小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。

小学校には、前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教諭は、児童の教育を掌る。

養護教諭は、児童の養護を掌る。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第45条 高等学校は、通信による教育を行うことができる。

通信による教育に関し必要な事項は、第4条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外、監督庁が、これを定める。

第50条 高等学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならない。

高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

技術職員は、技術に従事する。

第71条の2より第84条まで(略)

第85条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他の公共のために、利用させることができる。

第86条より第92条まで(略)

附 則(抄)

第93条 この法律は、昭和22年4月1日から、これを施行する。

第94条 左に掲げる法律及び勅令は、これを廃止する。

大 学 令

教育免許令

学 位 令

国立総合大学等の名誉教授に関する勅令(略)

第95条より第97条まで(略)

第98条 この法律施行の際、現に存する従前の規定(国民学校令を除く。)による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

前2項の規定による学校に関し、必要な事項は、文部大臣が、これを定める。

第99条 削除

第100条 従前の規定による学校が、第1条に掲げる学校になつた場合における在学者に関し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第101条 従前の規定による学校の卒業者の資格に関し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第102条より第107条まで(略)

第108条 従前の学位令による学位は、第94条の規定にかかわらず、第98条の規定による大学において、文部大臣の定めるものの外、なお従前の例により、これを授与することができる。

第108条の2 第68条の2の規定により名誉教授の称号を授与する場合においては、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長(総長及び学長を含む。以下本条において同じ。)又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。

第3 関係法規

前項に掲げる学校は、当該学校の校長又は教員として勤務した者に対し、第68条の2の規定に準じて名誉教授の称号を授与することができる。

第109条 大学の修業年限は、当分の間、第55条第1項の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、2年又は3年とすることができる。

前項の大学は、短期大学と称する。

第1項の大学には、第55条第3項及び第62条の規定は、これを適用しない。

第110条 前条に規定する大学を卒業した者が第55条に規定する大学に入学する場合には、その卒業した大学における修業年限を、文部大臣の定める基準により、入学した大学の修業年限に通算することができる。

附 則（昭和23年7月10日法律第133号）

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和23年4月1日から、これを適用する。但し、学校教育法第60条及び第68条第2項の改正規定は、国家行政組織法施行の日から、これを施行する。

附 則（昭和23年7月15日法律第170号）抄

第69条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和24年5月31日法律第148号）抄

1 この法律は、昭和24年9月1日から施行する。

附 則（昭和24年6月1日法律第179号）

この法律中第56条の改正規定は、公布の日から、第109条及び第110条の規定は、昭和25年3月1日から施行する。

附 則（昭和24年12月15日法律第270号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則（昭和25年4月19日法律第103号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和25年4月1日から適用する。

附 則（昭和28年8月5日法律第167号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年8月15日法律第213号）

1 この法律は、昭和28年9月1日から施行する。但し、第4条中学校教育法第31条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員はそれぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附 則（昭和29年3月31日法律第19号）抄

1 この法律中、第93条の改正規定は昭和29年4月1日から、その他の規定は昭和30年4月1日から施行する。

2 （略）

附 則（昭和29年6月3日法律第159号）抄

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和32年6月1日法律第149号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年4月10日法律第56号）抄

（施行期日）

1 この法律中第17条及び第18条第1項の規定は昭和33年10月1日から、その他の規定は同年6月1日から施行する。

附 則（昭和35年3月31日法律第16号）抄

1 この法律は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年6月17日法律第144号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

3. 学校教育法施行規則（抄）

（昭和22年5月23日
文部省令第11号）

改正 昭和23年第18号，24年第34号，第39号，第44号，25年第12号，第13号，第24号，第28号，26年第8号，第13号，28年第25号，29年第16号，第19号，第29号，30年第6号，31年第9号，第22号，第23号，第28号，第31号，第32号，第33号，32年第21号，33年第18号，第24号，第25号，35年第16号

第1章 総 則

第1節 設置廃止等

第1条 学校には，その学校の目的を実現するために必要な校地，校舎，校具，運動場，図書館又は図書室，保健室その他の設備を設けなければならない。

学校の位置は，教育上適切な環境に，これを定めなければならない。

第2条 （略）

第3条 学校の設置についての認可の申請又は，届出はそれぞれ認可申請書又は届出書に，左の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については，第4号及び第5号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 1 目 的
- 2 名 称
- 3 位 置
- 4 学 則
- 5 経費及び維持方法
- 6 開設の時期

前項第1号から第5号までの事項の変更についての認可の申請又は届出は，それぞれ認可申請書又は届出書に，変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

第4条 前条の学則中には，少くとも，左の事項を記載しなければならない。

- 1 修業年限，学年，学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）

に関する事項

- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 5 収容定員及び職員組織に関する事項
- 6 入学，退学，転学，休学及び卒業に関する事項
- 7 授業料，入学科，その他の費用徴収に関する事項
- 8 賞罰に関する事項
- 9 寄宿舎に関する事項

第66条の2に規定する大学にあつては，それぞれその学則中に，前項各号に掲げる事項の外，同条に規定する協議事項を記載しなければならない。

第5条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し，若しくは処分し，又は用途の変更，改善等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は，届出書に，その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第6条より第12条まで（略）

第13条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては，児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

懲戒のうち，退学，停学及び訓告の処分は，校長（大学にあつては，学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

前項の退学は，公立の小学校，中学校，盲学校，ろう学校又は養護学校在学する学齢児童又は学齢生徒を除き，左の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 3 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 4 学校の秩序を乱し，その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 第2項の停学は，学齢児童又は学齢生徒に対しては，行うことができない。

第3 関係法規

第14条 (略)

第15条 学校に於いて備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。

- 1 学校に係のある法令
- 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 4 指導要録、その写及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 7 往復文書処理簿
(後 略)

第16条より第65条まで(略)

第5章 大 学

第1節 設備、編制、学部及び学科

第66条 大学(大学院を含む。)の設備、編制、学部及び学科の種類、学士に関する事項、教員の資格に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の定めるところによる。

第66条の2 医学又は歯学の学部を置かない大学の学部に学校教育法第55条第2項に規定する専門の課程(以下「専門の課程」という。)に進学するための課程(以下「進学の課程」という。)を置く場合には、当該大学は、左に掲げる事項について、同条第3項の規定により専門の課程のみを置く大学と協議しなければならない。

- 1 進学の課程の教育課程に関する事項
- 2 収容定員に関する事項
- 3 進学の課程修了者の進学の方法に関する事項
- 4 その他必要な事項

第2節 入学、退学、転学、休学、卒業その他

第67条 学生の入学、退学、転学、休学、進学の課程の修了及び卒業は、

教授会の議を経て、学長が、これを定める。

第68条 学位に関する事項は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の定めるところによる。

第69条 学校教育法第56条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者
- 3 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 4 その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第69条の2 学校教育法第56条第2項の規定により、進学の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、進学の課程に相当する課程を含む学校教育における14年の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者

第70条 学校教育法第57条第2項(第67条において準用する場合を含む。)の規定により大学の専攻科(大学院を含む。)入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における16年(医学又は歯学を履修する課程の入学については、18年)の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者
- 3 その他大学の専攻科(大学院を含む。)において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第71条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

第71条の2 通信教育に関する事項は、別にこれを定める。

第72条 第28条及び第44条の規定は、大学に、これを準用する。

第3 関係法規

(註) 第28条 校長は、小学校の全課程を修了したと認め た者には、卒業証書を授与しなければならない。

第44条 小学校の学年は、4月1日に始り、翌年3月31日に終る。

第78条から第80条 (略)

附 則

第81条 この省令は、昭和22年4月1日から、これを適用する。

第82条 左に掲げる省令は、これを廃止する。

(前 略)

大学規程

(後 略)

第83条から第90条の4まで (略)

第91条 学校教育法第98条の規定により、従前の規定による学校が、従前の規定による他の学校になる場合においては、別に定めるものの外、なお従前の例による。

第92条から第92条の2まで (略)

第92条の3 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者は、これを学年の始めにおいて下欄のように大学に編入し、又は入学させることができる。

従前の規定による大学学部の上 記学年の課程を修了した者	学校教育法による大学 (短期大学を除く。)へ 編入した場合の在学す べき年数
第1学年を修了した者 (学年制をとら ない大学学部にあつては1年間在学し た者)	1年以上
従前の規程による大学予科、高等学校 高等科、中等学校卒業程度を入学資格 とする専門学校の本科若しくは予科、 教員養成諸学校 (師範学校及び青年師 範学校については本科に限る。)又は 従前の規定による大学において高等学 校高等科若しくは専門学校本科と同等	学校教育 法による 大学 (短 期大学を 除く。)へ 編入し 場合 短期大学へ入学 し又は編入した 場合の在学すべ き年数 修業年限 修業年限 2年の短 3年の短 期大学の 期大学の 場合 場合

以上の学校としてその卒業者について 大学の入学資格を認めた学校の左記学 年の課程を修了し、又はこれらの学校 を卒業した者	た場合の 在学すべ き年数		
第1学年を修了した者	4年以上	2年以上	3年以上
第2学年を修了した者	3年以上	1年以上	2年以上
第3学年を修了し又は卒業した者	2年以上		1年以上
第4学年を修了し又は卒業した者	1年以上		
高等学校卒業程度を入学資格とする従 前の規定による専門学校本科又は予科 に入学し、左記学年の課程を修了し、 又はこれらの学校を卒業した者	学校教育 法による 大学 (短 期大学を 除く。)へ 編入した 場合の在 学すべき 年数	短期大学へ編入 した場合の在学 すべき年数 修業年限 修業年限 2年の短 3年の短 期大学の 期大学の 場合 場合	
第1学年を修了した者	3年以上	1年以上	2年以上
第2学年を修了し又は卒業した者	2年以上		1年以上
第3学年を修了し又は卒業した者	1年以上		

専門学校卒業程度検定規程 (昭和18年文部省令第46号) による専門学
校卒業程度検定に合格した者は、前項の表の適用については、従前の規定
による中等学校卒業程度を入学資格とする従前の規定による専門学校の本
科の第3学年の課程又は高等学校卒業程度を入学資格とする従前の規定に
よる専門学校本科第2学年の課程をそれぞれ修了し、又はこれらの学校を
卒業した書とみなす。

旧高等学校高等科学力検定規程 (大正10年文部省訓令) による高等学
校高等科学力検定に合格した者は、第1項の表の適用については、従前の
規定による高等学校高等科を卒業した者にみなす。

第92条の4 前条の規定によつて学校教育法による大学に編入し、又は入
学した者は、その大学で定める課程を履修しなければならない。

第93条から第110条まで (略)

第3 関係法規

第111条 短期大学を卒業した者が学校教育法第55条の規定による大学に入学した場合においては、入学した大学の定めるところにより、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を入学した大学の修業年限に通算することができる。

附 則（昭和23年10月15日文部省令第18号）

この省令は、公布の日から、これを施行し、昭和23年4月1日から、これを適用する。但し、第47条第1号の改正規定は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和24年9月22日文部省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和24年11月1日文部省令第39号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和24年9月1日から適用する。

附 則（昭和24年12月29日文部省令第44号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和24年3月31日から適用する。

附 則（昭和25年3月14日文部省令第12号）抄

1 この省令は、法施行の日（昭和25年3月15日）から施行する。

附 則（昭和25年4月14日文部省令第13号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和25年4月1日から適用する。

附 則（昭和25年9月2日文部省令第24号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第86条の改正規定は、昭和25年4月1日から適用する。

附 則（昭和25年10月9日文部省令第28号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和25年9月1日から適用する。

附 則（昭和26年4月20日文部省令第8号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

附 則（昭和26年6月22日文部省令第13号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年11月27日文部省令第25号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和28年10月31日から適用する。

附 則（昭和29年6月25日文部省令第16号）

この省令は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則（昭和29年7月10日文部省令第19号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年10月30日文部省令第29号）抄

1 この省令は、昭和29年12月3日から施行する。

附 則（昭和30年3月26日文部省令第6号）

この省令は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年4月1日文部省令第9号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年7月25日文部省令第22号）抄

1 この省令は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和31年9月27日文部省令第23号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年10月22日文部省令第28号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年12月5日文部省令第31号）抄

この省令は、昭和32年1月1日から施行する。

附 則（昭和31年12月13日文部省令第32号）抄

1 この省令は、昭和32年2月1日から施行する。

附 則（昭和31年12月18日文部省令第33号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年12月4日文部省令第21号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年6月13日文部省令第18号）抄

略

附 則（昭和33年8月19日文部省令第24号）抄

略

附 則（昭和33年8月28日文部省令第25号）抄

略

附 則（昭和35年10月15日文部省令第16号）抄略

4. 国立学校設置法（抄）

（昭和24年5月31日）
（法律第150号）

改正 昭和24年第226号，25年第51号，第269号，26年第84号，
27年第22号，第149号，28年第25号，第88号，29年第16
号，30年第44号，31年第26号，32年第31号，33年第28号
34年第15号，35年第16号，36年第41号

第1章 総 則

（設置及び所轄）

第1条 この法律により，国立学校を設置する。

2 国立学校は，文部大臣の所轄に属する。

（国立学校）

第2条 この法律で「国立学校」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に定める学校で国が設置するものをいう。

2 大学以外の国立学校は，この法律に特別の定をするものの外，政令で定めるところにより，国立大学若しくは国立大学の学部，又は国立短期大学に附属して設置するものとする。

第2章 国立大学

（名称及び位置等）

第3条 国立大学の名称，位置，学部及びその国立大学に包括される学校は，左表に掲げる通りとする。

国立大学の名称	位置	学 部	学校教育法第98条の規定による学校で，上欄の国立大学に包括されるもの
一 橋 大 学	東京都	法学部 社会学部 経済学部 商学部	東京商科大学

（略）

（大学院を置く大学）

第3条の2 左に掲げる国立大学に，大学院を置く。

北海道大学	名古屋大学
弘前大学	京都大学
東北大学	大阪大学
群馬大学	神戸大学
千葉大学	鳥取大学
東京大学	岡山大学
東京医科歯科大学	広島大学
東京教育大学	徳島大学
東京工業大学	九州大学
一橋大学	長崎大学
新潟大学	熊本大学
金沢大学	鹿児島大学
信州大学	

2 前項の国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程は，政令で定める。

第3条の3 （略）

（大学附置の研究施設）

第4条 国立大学に，左表に掲げる通り，研究所を附置する。

大学の名称	研究所の名称	位置	目 的
一 橋 大 学	経済研究所	東京都	日本及び世界の経済の総合研究

2 （略）

（学部附属の教育研究施設）

第5条 国立大学の学部に，文部省令で定めるところにより，附属の教育施設又は研究施設を置く。

2 前項の教育施設又は研究施設の名称及び内部組織は，同項の文部省令で定めるものを除く外，当該大学が定める。

（附属図書館）

第6条 国立大学に，附属図書館を置く。

(講座等)

第7条 国立大学の各学部における講座又はこれに代るべきものの種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

第8条 (略)

第4章 職員及び職

(国立学校の職員の定員)

第9条 各国立学校の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第19条第1項の定員は、文部省設置法(昭和24年法律第146号)第31条に定める国立学校の職員の定員の範囲内において、政令で定める。

(国立学校の職)

第10条 各国立学校(附則第3項に規定する学校を含む。)における職の種類は、文部省令で定める。

(国立学校に置かれる職員の任免等)

第11条 国立学校に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の定めるところによる。

第5章 雑 則

(国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予)

第12条 国立学校の校長(国立大学又は国立大学の学部又は国立短期大学に附属して設置される学校にあっては、当該国立大学又は該国立短期大学の学長)は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(命令への委任)

第13条 この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除く外、国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第1条の規定は、学校の修業年限及び学年の進行に関しては、昭和24年4月1日から適用があるも

のとする。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

官立大学官制(昭和21年勅令第206号)

(略)

3 国立大学及び国立高等学校は、それぞれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項並びに国立大学に包括する学校に附置される学校については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 前項の規定の実施に関し必要な事項は、文部省令で定める。

5 従前の規定により国立大学の大学院は、当分の間、なお従前の例により取り扱うものとする。

6 国立大学及び国立高等学校に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する国立大学及び国立高等学校の職員の定員に含まれるものとする。

(略)

附 則 (昭和24年11月30日法律第226号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和25年3月31日法律第51号)

この法律は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則 (昭和25年12月16日法律第269号)

この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則 (昭和26年3月31日法律第84号)

1 この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

2 第3条の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和26年3月31日限り職員の身分を失うものとする。

附 則 (昭和27年3月31日法律第22号)

1 この法律は、昭和27年4月1日から施行する。

2 第3条の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和27年3月31日限り職員の身分を失うものとする。

附 則 (昭和27年5月26日法律第149号) 抄

第3 関係法規

5. 国立学校設置法施行令(抄)

(昭和29年3月31日)
(政令第43号)

改正 昭和30年第105号, 31年第64号, 第82号, 32年第60号,
33年第50号, 第99号, 34年第254号, 35年第63号

(附属の学校) 36年第4号, 第76号, 第170号

第1条 (略)

(定員)

第2条 各国立大学に置かれる職員の定員は別表第1に, 国立学校設置法第3条の3第1項に規定する国立短期大学に置かれる職員の定員は別表第2に, 各国立高等学校に置かれる職員の定員は別表第3による。

2 (略)

3 各国立学校(国立学校に包括される学校を含む。)に置かれる職の種類ごとの定員は, 前2項の規定による定員の範囲内において, 文部省令で定める。

附 則

この政令は, 昭和29年4月1日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日政令第105号)抄

1 この政令は, 公布の日から施行する。

2 (略)

附 則(昭和31年3月31日政令第64号)

この政令は, 昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年4月1日政令第82号)

この政令は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和32年4月10日政令第60号)

この政令は, 公布の日から施行し, 昭和32年4月1日から適用する。

附 則(昭和33年3月31日政令第50号)

この政令は, 昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年5月1日政令第99号)

この政令は, 公布の日から施行し, 昭和33年4月1日から適用する。

1 この法律は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和28年3月26日法律第25号)抄

1 この法律は, 昭和28年4月1日から施行する。

附 則(昭和28年7月28日法律第88号)

この法律は, 昭和28年8月1日から施行する。但し, 第3条の3の改正規定は, 修業年限及び学年の進行に関しては, 同年4月1日から適用する。

附 則(昭和29年3月31日法律第16号)

この法律は, 昭和29年4月1日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日法律第44号)

この法律は, 公布の日から施行する。ただし, 第3条の2の改正規定は昭和30年4月1日から, 第3条の3の改正規定は修業年限及び学年の進行に関し同日から適用する。

附 則(昭和31年3月24日法律第26号)

この法律は, 昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和32年4月1日法律第31号)

この法律は, 昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年3月31日法律第28号)

この法律は, 昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年3月16日法律第15号)

この法律は, 昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年3月31日法律第16号)抄

1, この法律は, 昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年3月31日法律第41号)

この法律は, 昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年6月2日法律第111号)抄

(施行期日)

この法律は, 公布の日から施行し, 昭和36年4月1日から適用す。

第3 関係法規

6. 国立学校設置法施行規則（抄）

（昭和24年6月22日）
（文部省令第23号）

改正 昭和25年第17号，26年第19号，27年第6号，第23号，28年第10号，第19号，29年第2号，第6号，30年第13号，31年第8号，32年第7号，33年第2号，第7号，第13号，34年第5号，第6号，第16号，第19号，35年第6号，36年第1号，第7号，第10号，第15号

第1章 国立大学

第1条 国立学校設置法（昭和24年法律第150号，以下「法」という。）第3条に規定する各国立大学（以下「国立大学」という。）に左の職員を置く。

学 長
教 授
助 教 授
講 師
助 手
事 務 職 員
教 務 職 員
技 術 職 員

2 （略）
3 （略）
4 （略）

1条の2より第1条の3まで（略）

第2条 学長，教授，助教授，講師及び助手は，学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条に規定する職務に従事する。

2 （略）
3 教務職員は，教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。
4 技術職員は，技術に関する職務に従事する。
5 事務職員は，庶務，会計等の事務に従事する。

第3条 国立大学の各学部の長は，学部長とし，その大学の教授である者を

附 則（昭和34年7月11日政令第254号）

この政令は，公布の日から施行し，昭和34年7月9日から適用する。

附 則（昭和35年3月31日政令第6号）

この政令は，昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年1月12日政令第4号）

この政令は，公布の日から施行し，この政令による改正後の国立学校設置法施行令別表第1，別表第2及び別表第3の規定は，昭和35年12月26日から適用する。

附則（昭和36年4月1日政令第76号）

この政令は，公布の日から施行する。

附 則（昭和36年6月2日政令第170号）

この政令は，公布の日から施行し，この政令による改正後の国立学校設置法施行令別表第1及び別表第2の規定は，昭和36年4月11日から適用する別表第1

国立大学の名称	上欄の国立大学に置かれる職員の定員
一 橋 大 学	352人

（略）

第3 関係法規

もつて充てる。但し、単に一個の学部を置く大学にあつては、学部長を置かないことができる。

第3条の2 (略)

第4条 教授上又は管理上必要がある場合には、国立大学又は国立大学の学部に分校を置くことができる。

2 分校の長は、主事とし、その大学の教授である者をもつて充てる。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第5条 国立大学に、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理させるため事務局を、及び学生の厚生補導に関する事務を処理させるため厚生補導に関する部を置く。

2 事務局の所掌事務を分掌させるため、文部大臣の指定する国立大学の事務局に部及び課を、その他の国立大学の事務局に課を置く。

3 前項の部及び厚生補導に関する部にそれぞれ課を置く。

4 前二項に規定する部及び課の名称及び所掌事務に関しては、文部大臣の承認を得て、その大学の学長が定める。

5 事務局、部及び課の長は、それぞれ事務局長、部長、及び課長とする。

6 事務局長は事務職員をもつて、事務局の部長及び課長は事務職員又は技術職員をもつて、並びに厚生補導に関する部の部長にあつては教授、助教授又は事務職員をもつて、課長にあつては事務職員又は教授、助教授若しくは講師をもつて充てる。

7 事務局長及び厚生補導に関する部の部長は、学長の監督の下に、それぞれ、事務局の事務又は厚生補導に関する部の事務を掌理し、並びに第10条第1項に規定する事務部及び事務室の事務について総括し、及び調整する。

8 部長(厚生補導に関する部の部長を除く。)及び課長は、それぞれ上司の命を受けて部又は課の事務を処理する。

9 (略)

10 (略)

第5条の2 (略)

第6条 法第4条に規定する各研究所にそれぞれその長を置き、その大学の教授である者をもつて充てる。

第6条の2より第6条の3まで (略)

第6条の4 法第5条の規定により、国立大学の学部に附属して、別表第5の通り教育施設又は研究施設を設置する。

第7条 前条に規定する各教育施設又は研究施設にそれぞれその長を置き、その教育施設又は研究施設の規模に応じその大学の教授又は助教授である者をもつて充てる。但し、特別の必要がある場合は、事務職員をもつて充てることができる。

第8条 (略)

第9条 国立大学において必要がある場合は、法第6条に規定する図書館に分館を置くことができる。

2 図書館及び図書館分館の長は、それぞれ館長及び分館長とする。

3 館長は、その国立大学の教授である者をもつて、分館長は、その国立大学の教授又は助教授である者をもつて充てる。但し、必要がある場合は、館長又は、分館長は事務職員をもつて充てることができる。

第10条 国立大学の学部、分校、学部所属の教育施設及び研究施設、附属学校、附置研究所並びに附属図書館及び図書館分館(以下「学部等」という。)に、その事務を処理させるため、規模に応じて、それぞれ事務部又は事務室を置くことができる。

2 文部大臣の指定する学部等の事務部に課を置く。

3 前項に規定する課の名称及び所掌事務に関しては、文部大臣の承認を得て、その大学の学長が定める。

4 事務部、事務室及び課の長は、それぞれ事務長(第2項の規定により文部大臣の指定する学部等の事務部にあつては、事務部長)、事務主任及び課長とする。

5 事務部長、事務長、事務主任及び課長は、それぞれ事務職員をもつて充

第3 関係法規

てる。

6 事務部長、事務長及び事務主任は、それぞれ学部等の長の命を受けて事務部又は事務室の事務を処理し、課長は、上司の命を受けて課の事務を処理する。

第10条の2 国立大学の職の種類ごとの定員は、別表第1の通りとし、法第3条の3第1項に規定する国立短期大学の職の種類ごとの定員は別表第2のとおりとする。

第11条 法令に別段の定のあるものを除く外、国立大学の内部組織に関しては、それぞれその大学の定めるところによる。

第12条より第15条まで（略）

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和24年5月31日から適用する。
- 2 国立大学の学部長及び分校主事は、第3条及び第4条第2項の規定にかかわらず当分の間、教授でない者をもつて充てることができる。
- 3 事務局の課長は、第5条第6項の規定にかかわらず、当分の間、教授又は助教授をもつてたてることができる。
- 4 （略）
- 5 法附則第3項に規定する国立大学又は国立高等学校に包括される学校の課程の長はその国立大学の学長、学部長、若しくは分校の主事又はその国立高等学校の校長である者をもつて充てる。
- 6 （略）

附 則（昭和25年5月24日文部省令第17号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和25年4月1日から適用する。

附 則（昭和26年8月25日文部省令第19号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

附 則（昭和27年3月14日文部省令第6号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和27年10月13日文部省令第23号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

附 則（昭和28年4月15日文部省令第10号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則（昭和28年8月17日文部省令第19号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和28年8月1日から適用する。但し、第1条第2項の改正規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和29年2月20日文部省令第2号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年3月31日文部省令第6号）

この省令は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（昭和30年7月1日文部省令第13号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年4月1日文部省令第8号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年4月10日文部省令第7号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年1月10日文部省令第2号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年3月31日文部省令第7号）

この省令は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和33年5月1日文部省令第13号）

この省令は、公布の日から施行し、（中略）昭和33年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年3月20日文部省令第5号）

1 この省令は、昭和34年4月1日から施行する。

2 この省令施行の際、改正前の第5条第1項ただし書の規定により事務局及び厚生補導に関する部を合せて一の部局とする国立大学にあっては、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この省令施行の際、現に置かれている国立大学の事務局（改正後の第5条第2項の規定により文部大臣の指定する国立大学の事務局を除く。）の

第3 関係法規

課並びに厚生補導に関する部及びその課の名称及び所掌事務に関しては、昭和35年3月31日までに、文部大臣の承認を得なければならない。

附 則（昭和34年3月20日文部省令第5号）

この省令は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月31日文部省令第6号）

この省令は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年5月16日文部省令第16号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年7月11日文部省令第19号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和34年7月9日から適用する。

附 則（昭和35年4月26日文部省令第6号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年1月12日文部省令第1号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国立学校設置法施行規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、昭和35年12月26日から適用する。

附 則（昭和36年4月1日文部省令第7号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年5月19日文部省令第10号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する

附 則（昭和36年6月6日文部省令第14号）抄

2 この省令は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

別表第5

国立大学の名称	上欄の大学の学部	中欄の学部に附属して設置される教育施設又は研究施設
一 橋 大 学	商 学 部	産業経営研究施設

（略）

国立大学の名称	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
一 橋 大 学	1	79	78	6	20	—	—	168	352

（略）

7. 教育公務員特例法（抄）

（昭和24年1月12日）
法律第1号）

改正 昭和24年第148号，25年第184号，26年第241号，第318号，
29年第131号，第156号，第159号，第181号，30年第125号，
31年第152号，第163号，第175号，32年第147号，36年第87号

第1章 総 則

（この法律の趣旨）

第1条 この法律は，教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き，教育公務員の任免，分限，懲戒，服務及び研修について規定する。

（定 義）

第2条 この法律で「教育公務員」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校で，同法第2条に定める国立学校及び公立学校の学長，校長（園長を含む。以下同じ。），教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは，前項の学校の教授，助教授，教諭，助教諭，養護教諭及び講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）をいう。

3 この法律で「部局長」とは，大学の学部長その他政令で指定する部局長をいう。

4 （略）

（身 分）

第3条 国立学校の学長，校長，教員及び部局長は国家公務員，公立学校の学長，校長，教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第2章 任免，分限，懲戒及び服務

第1節 大学の学長，教員及び部局長

（採用及び昇任の方法）

第4条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は，選考によるものとし，その選考は，大学管理機関が行う。

2 前項の選考は，学長については，人格が高潔で，学識がすぐれ，且つ，教育行政に関し識見を有する者について，大学管理機関の定める基準により，学部長については，当該学部の教授会の議に基き，教員及び学部長以外の部局長については，大学管理機関の定める基準により，行わなければならない。

（転 任）

第5条 学長，教員及び部局長は，大学管理機関の審査の結果によるものでなければ，その意に反して転任されることはない。

2 大学管理機関は，前項の審査を行うに当つては，その者に対し，審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 大学管理機関は，審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には，その者に対し，口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 大学管理機関は，第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは，参考人の出頭を求め，又はその意見を徴することができる。

5 前3項に規定するもののほか，第1項の審査に関し必要な事項は，大学管理機関が定める。

（降任及び免職）

第6条 学長，教員及び部局長は，大学管理機関の審査の結期によるものでなければ，その意に反して免職されることはない。教員の降任についても，また同様とする。

2 第5条第2項から第5項までの規定は，前項の審査の場合に準用する。

（休職の期間）

第7条 学長，教員及び部局長の休職の期間は，心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては，個々の場合について，大学管理機関が定める。

（任期及び停年）

第8条 学長及び部局長の任期については，大学管理機関が定める。

2 教員の停年については，大学管理機関が定める。

第3 関係法規

(懲戒)

第9条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのであれば、懲戒処分を受けることはない。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第10条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

(服務)

第11条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第96条第1項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第97条から第105条までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

2 (略)

(勤務成績の評定)

第12条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第13条より第18条まで（略）

第3章 研 修

(研 修)

第19条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研究の機会)

第20条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第4章 雑 則

(兼職及び他の事業等の従事)

第21条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法第101条第1項の規定に基く人事院規則又は同法第104条の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

第21条の2より第21条の3まで（略）

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)

第22条 国立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者、文部省設置法（昭和24年法律第146号）第14条に掲げる機関（日本芸術院を院く。）並びに文化財保護法（昭和25年法律第214号）第20条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所の長及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者並びに国立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附 則（抄）

(施行期日)

第23条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、国家公務員法又は地方公務員法の規定に矛盾し、又はてい触すると認められるに至つた場合は、国家公務員法又は地方公務

員法の規定が優先する。

(旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用)

第24条 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ学校教育法第98条第1項に規定する国立又は公立の大学の学長(数個の学部を置く大学にあつては総長。以下同じ。)、教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ学校教育法第98条第1項に規定する国立又は公立の大学の予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 (略)

(大学管理機関等の読替)

第25条 この法律中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の区別に従つて読み替えるものとする。

1 第4条第1項については、学長にあつては「評議員(1個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。)&及び部局長で構成する会議(協議会という。以下同じ。)&、部局長にあつては「学長、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

2 第4条第2項中学長の選考に関する部分、第7条、第8条第1項、第11条及び第12条第2項については、「協議会の議に基き学長」

3 第4条第2項中教員及び学部長以外の部局長の選考に関する部分については、教員にあつては「評議会(1個の学部を置く大学にあつては、協議会。以下同じ。)&の議に基き学長」、学部長外の部局長にあつては「協議会の議に基き学長」

4 第5条、第6条及び第9条については、学長にあつては、「協議会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」

5 第8条第2項については、「評議会の議に基き学長」

6 第10条については、「学長」

7 第12条第1項については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長にあつては「教授会の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつて

は、「学長」

2 (略)

第25条の2より第25条の6まで(略)

(従前の規定による休職者等の取扱)

第26条 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、第7条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第27条 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第14条第1項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

第28条及び第29条 削除

(この法律施行の際における学長等の職にある者の取扱)

第30条 この法律施行の際、現に国立学校の学長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教員又は部局長の職についた者とみなす。

第31条より第34条まで(略)

附 則(昭和24年5月31日法律第148号)抄

1 この法律は、昭和24年9月1日から施行する。

附 則(昭和25年5月16日法律第184号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和26年6月16日法律第241号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し第21条の3、第23条第2項、第25条の4及び第25条の5の改正規定は、昭和26年2月13日から適用する。

2 改正後の教育公務員特例法第5条第3項から第5項まで(同法第6条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)&の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の教育公務員特例法第5条第3項(同法第6条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)&の規定による請求をすることができる期間は、大学管理機関から説明書を受領した後30日以内とする。

3から8まで(略)

附 則(昭和26年12月24日法律第318号)抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第20条、第22条、第23条及び第124条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則(昭和29年5月29日法律第131号)抄

- 1 この法律は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和29年6月3日法律第156号)抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して、10日を経過した日から施行する。

附 則(昭和29年6月14日法律第181号)抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (略)

附 則(昭和31年6月14日法律第152号)抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第6条まで及び附則第6項の規定は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年6月30日法律第163号)抄

1から4まで(略)

附 則(昭和31年12月18日法律第175号)抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2から3まで(略)

附 則(昭和32年6月1日法律第147号)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年5月19日法律第87号)抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2から5まで(略)

8. 教育公務員特例法施行令(抄)

(昭和24年1月12日)
政令第6号)

改正 昭和24年第234号、第338号、26年第219号、28年第88号、
31年第222号、36年第141号

(部局の長)

第1条 教育公務員特例法(法という。以下同じ。)第2条第3項の部局の長とは、左に掲げる者をいう。

- 1 大学に附置される研究所の長
- 2 大学又は大学の医学部に附属する病院の長
- 3 大学に附属する図書館の長

(教育公務員以外の者)

第2条 大学の助手については、法に規定する大学の教員に関する規定を準用する。

2 前項の場合において、任命権者又は大学管理機関は、法に規定する権限の全部又は一部を、任命権者にあつては大学管理機関又は大学内の他の機関に、大学管理機関にあつては大学内の他の機関に委任することができる。

第3条より第5条まで(略)

第6条 法第24条第1項の政令で指定する者とは、左に掲げる者をいう。

- 1 大学の学部長
- 2 大学に附置される研究所の長
- 3 大学又は大学の医学部に附属する病院の長
- 4 大学に附属する図書館の長

第7条 (略)

附 則

第8条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和26年6月16日政令第219号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年5月11日政令第88号)

第3 関係法規

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年6月30日政令第222号）抄
（施行期日）

1 この政令は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和36年5月27日政令第141号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和36年5月19日から適用する。

9. 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び 課程を定める政令（抄）

（昭和28年3月31日
政令第51号）

改正 昭和30年第106号，31年第90号，33年第51号，第66号，34年第36号，35年第64号，36年第77号

（研究科の名称）

第1条 国立学校設置法第3条の2第1項に掲げる国立大学の大学院に置く研究科の名称は、左表の通りとする。

国立大学の名称	上欄の国立大学の大学院に置く研究科の名称
一 橋 大 学	法学研究科 社会学研究科 経済学研究科 商学研究科

（略）

（研究科の課程）

第2条 医学研究科及び歯学研究科を除くその他の研究科に5年の課程及び2年の課程を置き、医学研究科及び歯学研究科に4年の課程を置く。

2 前項の5年の課程及び4年の課程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条第1項の規定による博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程とし、2年の課程は、同条同項の規定によるその他の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程とする。

附 則

1 この政令は、昭和28年4月1日から施行する。

2 文部大臣は、当分の間、教授及び研究の設備の充実の状況等を考慮し5年の課程を置くことが適当でないと認めるときは、各研究科につき、第2条第1項の規定にかかわらず、5年の課程を置かないものとするができる。

附 則（昭和30年7月1日政令第106号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則（昭和31年4月11日政令第90号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年3月31日政令第51号）

この政令は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和33年3月31日政令第66号）

この政令は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月20日政令第36号）

この政令は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年3月31日政令第64号）

この政令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年4月1日政令第77号）

この政令は、公布の日から施行する。

第3 関係法規

10. 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める

政令第1条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専攻の名称及び課程を定める告示(抄)

(昭和28年5月13日)
文部省告示第41号

改正 昭和30年第81号, 第82号, 31年第47号, 第48号

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和28年政令第51号)第1条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専攻の名称及び課程は、左表の通りとする。

国立大学の名称	上欄の国立大学の大学院に置く研究科の名称	専攻の名称及び課程
一 橋 大 学	商学研究科	経営学及び会計学専攻(博士課程, 修士課程) 商学専攻(博士課程, 修士課程)
	経済学研究科	理論経済学及び統計学専攻(博士課程, 修士課程) 経済史及び経済政策専攻(博士課程, 修士課程)
	法 学 研 究 科	経済法専攻(博士課程, 修士課程)
	社会学研究科	社会学専攻(博士課程, 修士課程)

(略)

備 考 この表中博士課程とは、国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令第2条第2項に規定する5年の課程とし、修士課程とは、同条同項に規定する2年の課程とする。

11. 国立大学の講座に関する省令(抄)

(昭和29年9月7日)
文部省令第23号

改正 昭和30年第14号, 31年第4号, 32年第5号, 33年第8号,
34年第7号, 35年第3号, 36年第8号

国立大学の学部における講座(大学院における研究科の基礎となるものとする。)の種類及びその数は、別表第1から別表第25までのとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日文部省令第14号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和31年3月31日文部省令第4号)

この省令は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和32年3月31日文部省令第5号)

この省令は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年3月31日文部省令第8号)

この省令は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年3月31日文部省令第7号)

この省令は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年4月1日文部省令第3号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年4月1日文部省令第8号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第1より別表第9まで(略)

別表第10

一橋大学		商 法	2 講座
法学部		刑 法	1 講座
憲 法	1 講座	民事訴訟法	1 講座
民 法	2 講座	経 済 法	1 講座
行 政 法	1 講座	国 際 法	1 講座

第3 関係法規

12. 従前の規定による大学の研究科の存続年限に関する省令

(昭和28年8月17日)
文部省令第20号

改正 昭和31年第19号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第98条第3項の規定により存続する大学の研究科は、当該研究科を置く学部において在学年限3年(医学部及び歯学部にあつては4年)の最終卒業者の卒業した年度の翌年度初から9年(医学部及び歯学部にあつては6年)を経過した日まで存続することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和31年6月23日文部省令第19号)

この省令は、公布の日から施行する。

13. 学 位 令

(大正9年7月6日)
勅令第200号

第1条 学位ハ博士トス

第2条 学位ハ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授与ス

第3条 博士ノ種類ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第4条 学位ヲ授与セラルヘキ者ハ大学学部研究科ニ於テ2年以上研究ニ従

事シ論文ヲ提出シテ学部教員会ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ

学位ヲ請求シ学部教員会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トス

第5条 学部教員会ハ前条ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ対シ試問ヲ行フコト

ヲ得

第6条 大学ニ於テ学位授与ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨

ヲ添付スヘシ

第7条 学位ヲ授与セラルタル者ハ授与ノ日ヨリ6月内ニ其ノ提出ニ係ル論

文ヲ印刷公表スヘシ但シ学位授与前既ニ印刷公表セラルタルモノナルトキ

又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相当ナラスト認メタルモノナルトキハ

此ノ限ニ在ラス

国際私法	1 講座	財 政 学	1 講座
外 国 法	1 講座	統 計 学	2 講座
法 制 史	1 講座	経 済 地 理	1 講座
社会学部		地方財政	1 講座
社 会 学	2 講座	商 学 部	
社会思想史	1 講座	経 営 学	3 講座
社会政策	1 講座	会 計 学	4 講座
政治学、政治学史	1 講座	市 場 論	2 講座
経済学部		証券平均論	1 講座
経済原論	2 講座	商 品 学	1 講座
経済学史	1 講座	金 融 論	2 講座
計画経済論	1 講座	保 険 論	2 講座
東洋経済	1 講座	交 通 論	2 講座
経 済 史	3 講座		
経済政策	3 講座		
以下(略)			

第3 関係法規

第8条 大学ハ論文ノ審査ニ付手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第9条 学部教員会ニ於ケル論文審査ノ手続其ノ他学位ニ関スル規程ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第10条 学位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルトキハ大学ニ於テ学位ニ関スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ経テ学位ノ授与ヲ取消スコトヲ得
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治31年勅令第344号学位令及博士会規則ハ之ヲ廃止ス但シ旧令ニ依リ授与シタル学位ハ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シタル者ニ對シテハ旧令ニ依リ学位ヲ授与ス

旧令ニ依リ学位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルトキハ文部大臣其ノ学位ヲ褫奪ス

14. 学 位 規 則

(昭和28年4月1日)
文部省令第9号)

改正 昭和30年第5号, 31年第15号

(趣 旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条第1項の規定により大学院を置く大学(以下単に「大学」という。)が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

(学 位)

第2条 学位は、博士及び修士とする。

2 博士及び修士の種類は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。
(博 士)

第3条 博士の学位は、独創的研究によつて新領域を開拓し、学術水準を高め文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に授与するものとする。

(修 士)

第4条 修士の学位は、広い視野に立つて、専攻の学問分野について、精深な学識と精深な研究をする能力とを有するものに授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 左の各号に該当する者には、博士の学位を授与することができる。

1 大学院に5年以上(医学又は歯学の研究科にあつては4年以上)在学して所定の単位を修得したこと。

2 当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

2 博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、且つ、前項第1号に該当する者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

(修士の学位授与の要件)

第6条 左の各号に該当する者には、修士の学位を授与することができる。

1 大学院に2年以上在学して所定の単位を修得したこと。

2 当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格したこと。

(論文要旨等の公表)

第7条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第8条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。但し、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

(学位の名称)

第9条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学名を附記するものとする。

(報 告)

第10条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から1月以内に、左に掲げる事項を記載した書類に、当該博士論文及び授与を受けた者の氏名、本籍、現住所、生年月日、最終卒業学校名その他の必要事項を記載した履歴書を添えて、文部大臣に報告するものとする。

1 授与した博士の学位の種類

2 授与した年月日

3 第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

4 論文審査及び試験の結果の要旨

5 論文審査及び試験を担当した機関に関する事項

第3 関係法規

(学位規程)

第11条 大学は、学位に関する事項を処理するため、当該大学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めて文部大臣に報告しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和30年3月26日文部省令第5号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和31年5月29日文部省令第15号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第1

文	学	博	士
教	育	学	博
神	学	博	士
社	会	学	博
法	学	博	士
政	治	学	博
経	済	学	博
商	学	博	士
経	営	学	博
理	学	博	士
医	学	博	士
歯	学	博	士
薬	学	博	士
工	学	博	士
農	学	博	士
獣	医	学	博
水	産	博	士

別表第2

文	学	修	士
教	育	学	修
神	学	修	士
社	会	学	修
法	学	修	士
政	治	学	修
国	際	学	修
経	済	学	修
商	学	修	士
経	営	学	修
理	学	修	士
薬	学	修	士
工	学	修	士
農	学	修	士
獣	医	学	修
水	産	学	修
家	政	学	修
芸	術	学	修
体	育	学	修

15. 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則

(昭和28年4月22日)
文部省令第11号

(設 置)

第1条 数個の学部を置く国立大学に評議会を置く。

2 1個の学部のみを置く国立大学においても、当該大学の事情により、評議会を置くことができる。

(組 織)

第2条 前条第1項の評議会は、左の各号に掲げる評議員をもつて組織する。

- 1 学長
- 2 各学部長
- 3 各学部の教授2人
- 4 各附置研究所の長

2 当該大学の事情により、評議会の議を経て前項第3号の評議員の数を5人までに増加し、同項第4号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附属図書館長、附属病院長、短期大学を併設する大学にあつては短期大学の教授その他重要な職にある職員を評議員とすることができる。

(任 命)

第3条 評議員は、学長の申出に基いて文部大臣が任命する。

(補欠の評議員等)

第4条 教授であることによつて評議員となつた者が教授の地位を失つた場合及び特定の職にあることによつて評議員となつた者がその職を失つた場合には、当然評議員の職を退き、当該評議員に欠員を生じた場合には、文部大臣は、前条の方法により補欠の評議員を任命する。

(任 期 等)

第5条 教授であることによつて評議員となつた者の任期は、2年とする。
但し、前条に規定する補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

- 2 前項の評議員は、再任されることができる。
- 3 第1項の評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任

命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

4 評議員は、非常勤とする。

(権 限)

第6条 評議会は、学長の諮問に応じて左の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- 2 予算概算の方針に関する事項
- 3 学部、学科その他重要な施設廃止に関する事項
- 4 人事の基準に関する事項
- 5 学生定員に関する事項
- 6 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- 7 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- 8 その他大学の運営に関する重要事項

2 評議会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。

(会議の招集及び議長)

第7条 学長は、評議会の会議を招集し、その議長となる。

(運営の細目)

第8条 この省令に規定するものの外、評議会の組織及び運営の方法については、評議会の議を経て学長が定め、文部大臣に報告しなければならない。

(1個の学部のみを置く国立大学の評議会)

第9条 第1条第2項の評議会は、左の各号に掲げる評議員をもつて組織する。

- 1 学 長
- 2 学部の教授5人
- 3 各附置研究所の長

2 前項の評議会には、第2条第2項から第6条第1項まで、第7条及び第8条の規定を準用する。但し、第2条第2項を準用する場合において、同条同項中「第3号」とあるのは「第2号」と、「5人」とあるのは「10人」と、「第4号」とあるのは「第3号」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

第 4 組 織

1. 名称、位置、学部及び包括される旧制校

(国立学校設置法第 3 条表抜萃)

国立大学の名称	位 置	学 部	包 括 さ れ る 旧 制 学 校
一 橋 大 学	東京都	法 学 部 社 会 学 部 経 済 学 部 商 学 部	東 京 商 科 大 学

2. 附 属 研 究 施 設

(国立学校設置法施行規則第 6 条の 4 別表第 5 抜萃)

国立大学の名称	上 欄 の 大学の学部	中欄の学部に附属して設置さ れる教育施設又は研究施設
一 橋 大 学	商 学 部	産 業 経 営 研 究 施 設

3. 研 究 所

(国立学校設置法第 4 条表抜萃)

大学の名称	研究所の名称	位 置	目 的
一橋大学	経済研究所	東京都	日本及び世界の経済の総合研究

4. 職 員 の 定 員

(国立学校設置法施行令第 2 条別表第 1 抜萃)

国立大学の名称	上欄の国立大学に設かれる職員の定員
一 橋 大 学	352 人

(国立学校設置法施行規則第 10 条の 2 別表第 1 抜萃)

国立大学の名称	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
一橋大学	1	79	78	6	20	—	—	168	352

5. 学 部 及 び 講 座

(a) 一般教育科目

人文科学系列——日本史、東洋史、西洋史、哲学、倫理学、心理学、人文地理、人類学、日本文学、英文学、独文学、仏文学、露文学、中国文学、国語
社会科学系列——商学（商業通論）、経済学（経済通論）、政治学、法学（法学通論）、社会学（社会思想）

自然科学系列——数学（第 1 代数学・幾何学、第 2 微分積分・函数方程式、

第 3 現代数学）

(b) 語学——語学第 1（英語）、語学第 2（独、仏、露、華語）

(c) 専門科目——経営学概論、経済史概論、民法総論、社会科学概論

(d) 演 習

(e) 保健体育——講義、実技

専門科目講座

1. 商学部

経営学部——経営学概論、経営学原理、経営学史、企業形態、生産管理、労務管理、財務管理、管理統計

会計学部——会计学概論、会计学原理、原価計算、簿記第 1（簿記原理）簿記第 2（簿記各論）、管理会計、監査

貿易及市場部門——外国貿易第 1（貿易理論）、外国貿易第 2（貿易実践）、配給論、証券市場論、商品学第 1（化学商品）、商品学第 2（エネルギー商品）、商品検査、商業史

金融部門——金融論、銀行論、外国為替、景気論、商業数学

保険部門——保険総論、海上保険、火災保険、生命保険、社会保険

交通部門——交通及び倉庫、海運、陸運

演 習

2. 経済学部

経済学部——経済原論第 1（経済原論）、経済原論第 2（理論経済学）

経済学特殊講義、経済理論特殊問題、経済学史、経済思想史、経済哲学、計画経済論、経済変動論、応用数学、経済地理、経済地理特殊問題、東洋経済、世界経済、国際経済論、世界経済特殊問題、計算機論

第4組 織

經濟史部門—經濟史概論，西洋經濟史，日本經濟史，東洋經濟史，經濟史特殊問題，西洋文明史

經濟政策部門—經濟政策，經濟政策特殊問題，商業政策，工業政策，農業政策，人口政策

財政學部門—財政學總論，財政學各論，地方財政

統計學部門—統計學總論，經濟統計，社會統計，數理統計

部門外特別講義—日本經濟，外國人特別講義

演習

3. 法學部

基礎部門—法制史第1（西洋法制史），法制史第2（日本法制史），外國法（英美法），法律思想

公法部門—憲法，行政法第1（行政法總論），行政法第2（行政法各論），國際公法第1（國際公法總論），國際公法第2（國際公法各論），外交史第1（西洋外交史），外交史第2（東洋外交史）

民事法部門—民法第1（民法總論），民法第2（民法債權總論），民法第3（民法債權各論），民法第4（民法物權），民法第5（民法身分），民事訴訟法第1（判決手續），民事訴訟法第2（強制執行及び破産法），國際私法企業法，經濟法部門—商法第1（商法總則商行為），商法第2（商法会社）商法第3（商法手形小切手），商法第4（商法海商），商法特殊講義經濟法，勞働法

刑事法部門—刑法，刑事訴訟法

演習

4. 社會學部

社會學部門—社會思想史，社會科學概論，社會學第1，社會學第2，社會學第3，社會哲學，社會心理學，マス・コミュニケーション論，社會政策，政治學及政治學史，社會主義及社會運動，勞働問題，人口問題

教育學部門—教育原論，教育史，教育社會學，教育心理學，教育行政學教育方法論

人文部門—歷史學，地理學，文化人類學，科學思想，哲學，哲學史，東洋倫理學，西洋倫理學，宗教學，心理學，文學第1（英），文學第2（仏），

文學第3（独），文學第4（露），言語學，古典語（希，拉，原典講義）

演習

6. 學生の定員

学 部	定 員	
	1 学 年	全 学 年
商 学 部	145	660
經 济 学 部	145	660
法 学 部	100	400
社 会 学 部	100	400
計	490	2,120

第 5 一橋大学学則

(昭和28年4月1日施行)

改正 昭和32年3月28日, 昭和33年2月10日, 昭和34年5月16日
昭和34年7月11日, 昭和35年4月1日, 昭和36年1月12日
昭和36年4月1日, 昭和36年6月6日

第1章 総 則

第1節 大学の目的及び使命

第1条 大学は社会科学の総合的研究と人類文化に貢献し得る教養識見を備えた人格者の養成とを目的及び使命とする。

第2節 大学の構成

第2条 大学に左の学部をおく。

商 学 部 法 学 部
経 済 学 部 社 会 学 部

第3条 大学に大学院をおく。

大学院学則は別に定める。

第4条 大学に経済研究所をおく。

第5条 大学に附属図書館をおく。

第5条の2 商学部附属産業経営研究所をおく。

第3節 職員組織、評議会、教授会

第6条 大学に左の職員をおく。

学長、学部長、主事、教授、助教授、講師、助手、教務職員、技術職員、
事務職員

第7条 学長は大学全般の事項を統理する。

第8条 教授、助教授、講師及び助手は学部又は研究所の勤務を命ぜられる。
学部教授は講義及び研究指導を担当し、学部助教授は教授を助けて講義及び研究指導を担当する。

研究所教授は研究に従事し、研究所助教授は教授を助けて研究に従事する。
講師は教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第5 一橋大学学則

助手は教授又は助教授の指導を受け学術に関する職務に服する。

教務職員は教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

技術職員は技術に関する職務に従事する。

事務職員は庶務会計等の事務に従事する。

第9条 学長は必要があると認めるときは学部又は研究所に臨時職員をおくことができる。

第10条 職員の定員は別表による。

第11条 各学部に学部長をおき当該学部教授のうちからこれに補する。

学部長は当該学部に関する事項を管掌する。

第12条 各研究所に所長をおき当該研究所教授のうちからこれに補する。

所長は研究所の研究及び事務を掌理する。

第13条 学長の下に評議会をおき教授若干名を以て構成する。

評議会は左の事項を審議する。

1. 学部の学科並びに研究科の科の設置及び廃止
2. 研究所の研究企画の大綱に関する事項
3. 講座の設置及び廃止について諮問された事項
4. 大学全般の制規に関する事項
5. その他文部大臣又は学長が諮問する事項

学長は評議会を招集してその議長となる。

第14条 各学部に教授会をおき教授を以て構成する。

教授会は当該学部に関する左の事項を審議する。

1. 学部の学科課程に関する事項
2. 学生の試験に関する事項
3. 学部内の制規に関する事項
4. その他文部大臣又は学長が諮問する事項

学部長は教授会を招集してその議長となる。

学部長は必要があると認めるときは助教授又は講師を教授会に列席させることができる。

第15条 各研究所に教授会をおき教授を以て構成する。

教授会は研究所の運営に関する事項を審議する。

第5 一橋大学学則

所長は教授会を招集してその議長となる。

所長は必要があると認めるときは助教授又は臨時職員を教授会に出席させることができる。

第16条 図書館に図書館長をおき教授又は助教授のうちからこれに補する。

図書館長は学長の監督の下に図書館の事務を掌理する。

第16条の2 寄宿寮に寮監をおき教授、助教授又は事務職員のうちからこれに補する。

寮監は学長の監督の下に寄宿寮の事務を掌理する。

別 表

職 員 定 員 表						
学長	教 授	助教授	講 師	助 手	その他の職員	合 計
1	79	78	6	20	168	352

第2章 学 部 規 則

第1節 講 座

第17条 学部 of 講座を一般教育科目及び専門科目に分ける。

第18条 各学部 of 講座の種類並びにその単位数は左の通りとする。

前 期		独 文 学	
学科目及び講座	単位数	仏 文 学	
(a) 一般教育科目		露 文 学	
人文科学系列		中国文学	
日 本 史	4	国 語	
東 洋 史	4	人文地理	
西 洋 史	4	人 類 学	
哲 学	4	社会科学系列	
倫 理 学	4	経済通論	
心 理 学	4	商業通論	
日本文学	4	法学通論	
英 文 学	4	政 治 学	

社会思想	4	経営統計	4
自然科学系列		会計学部門	
数学 (第1.第2.第3)	8	会 計 学	4
物 理 学	4	原価計算	4
化 学	4	簿 記 第1	4
生 物 学	4	簿 記 第2	4
地 学	4	簿 記 第3	4
統 計 学	4	経営比較	4
(b) 語 学		監 査	4
語学第1 (英語)	12	貿易及市場部門	
語学第2 (独, 仏, 露, 華語)	8	外国貿易第1	4
(c) 演 習		外国貿易第2	4
(d) (専門科目)		配 給 論	4
経営学概論	4	証券市場論	4
経済史概論	4	商品学第1	4
民法総論	4	商品学第2	4
社会科学概論	4	商品検査	4
(e) 体 育		商 業 史	4
講 義	2	金融部門	
実 技	2	金 融 論	4
後 期		銀 行 論	4
(f) 商学部専門科目		外国為替	4
経営学部門		景 気 論	4
経営学概論	4	商業数学	4
経営学原理	4	保険部門	
生産管理	4	保険総論	4
労務管理	4	海上保険	4
財務管理	4	火災保険	4
		生命保険	4
		社会保険	4

交通部門	
交通及倉庫	4
海 運	4
陸 運	4
演 習	8
2) 経済学部専門科目	
経済学部	
経済原論第 1	4
経済原論第 2	4
経済学特殊講義	4
経済理論特殊問題	4
経済学史	4
経済思想史	4
経済哲学	4
計画経済論	4
経済変動論	4
応用数学	4
経済地理	4
東洋経済	4
世界経済	4
国際経済論	4
世界経済特殊問題	4
計算機論	4
経済史部門	
経済史概論	4
西洋経済史	4
日本経済史	4
東洋経済史	4
経済史特殊問題	4
西洋文明史	4

経済政策部門	
経済政策	4
商業政策	4
工業政策	4
農業政策	4
人口政策	4
財政学部	
財政学総論	4
財政学各論	4
地方財政	4
統計学部	
統計学総論	4
経済統計	4
社会統計	4
数理統計	4
部門外講義	
日本経済	2
外国人講師特別講義	2
演 習	8
(3) 法学部専門科目	
基礎部門	
法制史第 1	4
法制史第 2	4
外国法	4
法律思想	4
公法部門	
憲 法	4
行政法第 1	4
行政法第 2	4
国際公法第 1	4

国際公法第 2	4
外交史第 1	4
外交史第 2	4
民事法部門	
民法第 1	4
民法第 2	4
民法第 3	4
民法第 4	4
民法第 5	4
民事訴訟法	4
国際私法	4
企業法経済法部門	
商法第 1	4
商法第 2	4
商法第 3	4
商法第 4	4
経 済 法	4
労働法	4
刑事法部門	
刑 法	4
刑事訴訟法	4
演 習	8
(4) 社会学部専門科目	
社会学部門	
社会思想史	4
社会科学概論	4
社会学第 1	4
社会学第 2	4
社会学第 3	4
社会哲学	4

第 5 一橋大学学則	
社会心理学	4
マスコミュニケーション論	4
社会政策	4
政治学及政治学史	4
社会主義及社会運動	4
労働問題	4
人口問題	4
教育学部門	
教育原論	4
教 育 史	4
教育社会学	4
教育心理学	4
教育行政学	4
教育方法論	4
人文部門	
歴 史 学	4
地 理 学	4
文化人類学	4
科学思想	4
哲 学	4
哲 学 史	4
東洋倫理学	4
西洋倫理学	4
宗 教 学	4
心 理 学	4
文 学 第 1	4
文 学 第 2	4
文 学 第 3	4
文 学 第 4	4
言 語 学	4
古典語 (希, 拉, 原典講読)	4

演 習 8 | 語 学 4

(5) 4 学部共通科目

2 以上の講座の外に臨時講義を開くことがある。

第2節 履 修 規 則

第19条 学部の修学課程を前期及び後期に分け各2年以上とする。

第20条 前期においては、一般教育科目の人文科学、社会科学、自然科学の各系列より3科目ずつ計9科目、語学第1、語学第2、演習、体育、専門科目3科目、合計16科目80単位以上を履修しなければならない。但し、自然科学系列の選択については、数学を含めるものとする。

前項の演習は第2年に於て履修するものとする。

第21条 後期に於ては専門科目及び語学15科目以上演習毎年1科目計68単位以上を第22条に規定する履修方法に従つて履修しなければならない。前項に定めるものの外後期に於ても体育はこれを選択履修することができる。

第22条 各学部後期における専門科目の履修方法は左の通りとする。

商学部にあつては経営学部門、会計学部門、貿易及市場部門、金融部門、保険部門、交通部門の6部門に亘つて9科目、経済学部、法学部及び社会学部の専門科目中より各1科目計3科目其の他3科目合計15科目以上を選択履修しなければならない。経済学部にあつては経済学部門、経済史部門、経済政策部門、財政学部門及び統計学部門の5部門に亘つて9科目商学部、法学部及び社会学部の専門科目中より各1科目計3科目其の他3科目合計15科目以上を選択履修しなければならない。

法学部にあつては基礎部門、公法部門、民事法部門、企業法経済法部門及び刑事法部門の5部門に亘つて9科目、商学部、経済学部及び社会学部の専門科目中より各1科目計3科目其の他3科目合計15科目以上を選択履修しなければならない。

社会学部にあつては、社会学部門、教育学部門及び人文部門の3部門に亘つて9科目商学部、経済学部及び法学部の専門科目中より各1科目計3科目其の他3科目合計15科目以上を選択履修しなければならない。

2 第18条第2項により開講した臨時講義は各学部とも前記のその他3科

目に属するものとして選択せしめる。

第23条 学生は科目の選択履修については毎学年の始め一定の期間内に届出でなければならない。

但し演習の参加については指導教官の承認を得なければならない。

第24条 本学に社会科、数学科、商業科及び英語科の教員の資格を得るための教職課程をおく。履修については別に定めるところによる。

第3節 課程修了認定

第25条 課程修了の認定は試験による。

第26条 試験をわけて学科試験及び論文試験の2種とする。

学科試験は第18条で定める科目について毎学年末にこれを行う。学士論文試験は学部の課程を修了した学生について毎年3月これを行う。但し論文は受験年度の1月末日迄に提出しなければならない。

第4節 学 士 称 号

第27条 学部で4年以上在学し第20条乃至第22条の規定に従つて履修した科目の試験及び演習に合格し且つ論文試験に合格した者はその修めた学部に従つてそれぞれ商学士、経済学士、法学士及び社会学士と称することができる。

第5節 学年、学期、休業

第28条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

学年を分つて2学期とし第1学期は4月1日より10月15日迄とし、第2学期は10月16日より翌年3月31日迄とする。

第29条 左記の日を休業日とする。

1. 国民の祝日及び日曜日

1. 本学創立記念日 9月22日

1. 春季休業 3月21日より4月10日迄

1. 夏季休業 7月21日より9月10日迄

1. 冬季休業 12月25日より翌年1月7日迄

第6節 入学、休学、退学、転学

第30条 入学は学年の始とする。

在学年数は前期及び後期各4年を超えることはできない。ただし休学した

学年は在学年数に数えない。

第31条 入学資格者は高等学校以上の課程を修了した者若しくはこれと同等の学力があると認められた者とし選考の上入学を許可する。

入学志望者は願書に添えて検定料金1,000円を指定の期日に納付するものとする。入学を許可された者は所定の手続を経て入学料として金1,000円を指定の期日に納付するものとする。

徴収した検定料及び入学料はこれを還付しない。

第32条 学生が病氣其他の理由によつて休学を希望するときは、学長に願出で許可を受けるものとする。

休学期間は前期後期を通じて4年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、願出によつて期間を延長することがある。休学期間内において其の事由が止んだときは、学長の許可を得て出席することができる。

第33条 学生が退学を希望するときは学長に願出で許可を受けるものとする。

在学又は休学について定められた年数又は期間を超えたときは、これを除籍する。

第34条 他の大学に2年以上在学し本学の後期に入学を希望する者については選考の上入学を許可することがある。

退学し又は除籍された者が再入学を希望するときは、願出によつてこれを許可することがある。

前2項による入学の時期は、第30条第1項による。

第35条 本学の前期の課程を修了し他の大学に転学を希望する者については、選考の上許可することがある。

第7節 学生定員

第36条 学生の定員は1学年490人とし、各学部の学生は次のとおりとする。

商 学 部	145 人
経 済 学 部	145 人
法 学 部	100 人

社 会 学 部

100 人

特定の講座については課業実施の都合上定員を別に定めることがある。

第8節 授業料、学資貸給

第37条 授業料は年額9,000円とし、次の2期に分納するものとする。

第1期 4,500円 前期部新入学生4月1日から4月14日まで
その他の学生4月15日から4月30日まで

第2期 4,500円 10月15日から10月31日まで

ただし昭和27年3月31日以前の入学生は年額3,600円昭和27年4月1日以降、昭和31年3月31日以前の入学生は年額6,000円とする。

納付済の授業料は還付しない。

第38条 前条の規定にかかわらず、特別の事情があるときは保証人連署の上、本人の願出により月割分納を許可することがある。

前項の月割額は年額の12分の1額とし、毎月末までにこれを納付しなければならない。

第39条 学生が退学し、除籍せられ又は退学を命ぜられたときは、其の納付期の授業料は之を徴収する。

学生が停学を命ぜられたときは、その期間中の授業料は納付しなければならない。

第40条 授業料納付期において、授業料の納付困難な者については、保証人連署の上本人の願出により当該学年末まで延納を許可することがある。

第41条 学業優秀で学資の支弁困難な者については、別に定めるところにより授業料の一部又は全部を免除することがある。

第42条 学資の貸給を希望する者に対しては、寄附金其他による資金に余裕あるときは選考の上貸給することがある。

第43条 休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの分を免除する。ただし納付済の分は還付しない。

第44条 授業料の納期から6ヵ月までの間に復学した者は次の算式により算出した授業料額を、復学の際に納付しなければならない。

$$\frac{\text{年額} \times \text{復学当月から次の授業料納期の前月までの月数}}{12}$$

第45条 授業料の納付を怠り督促をうけてなお納付しないときは、これを除籍する。

第9節 聴講生及び委託生

第46条 学部学科科目中其の一部の選択履修を願出でた者については、其の学力を考査して聴講を許可することがある。

聴講生の在学期間は1年とする。

聴講生が在学中の学業成績証明を希望するときは、成績証明書を交付するものとする。

第47条 日本政府、外国政府又は本学が指定する機関から特別の依頼により、1年以上を在学期間とし履修学科目を定めて聴講を願い出るものがあるときは、その履修能力を認定し、これを委託生として入学を許可することがある。

第48条 聴講生又は委託生として入学を希望する者は、願書に添えて検定料金500円を所定の期日に納付するものとする。

聴講生又は委託生として入学を許可せられた者は、所定の手続を経て入学料金500円を指定の期日に納付するものとする。

聴講料は1単位金300円とし所定の期日に納付するものとする。

一旦徴収した検定料、入学料及び聴講料はこれを還付しない。

第49条 第27条、第34条、第37条及び第43条乃至第46条の規定はこれを委託生に準用する。

第10節 賞 罰

第50条 学業の成績が極めて優秀な学生に対しては、学長は教授会の意見を徴して次学年の授業料を免除することができる。

第51条 学生が本学の規則に違背し又は学生の本分に反する行為を行つたときは、学長は教授会及び評議会の意見を徴して懲戒するものとする。

懲戒は次の4種とする。

1. 譴 責
2. 停 学
3. 除 名
4. 放 学

第3章 寄 宿 寮 規 則

第52条 学生が入寮を希望するときは、学長に願出で許可を受けるものとする。

第58条 寄宿料は月額100円とし、毎月末までに納付しなければならない。ただし納付者の申し出または承諾があるときは、2か月分以上1か年分までを前納させることができる。

納付済の寄宿料は還付しない。

第54条 月の中途において入退寮する者の寄宿料は、その月分を納付しなければならない。

第55条 寮生が寄宿料の納付を怠り、督促をうけてなお納付しないとき又は寮生の本分に反する行為を行つたときは、学長はその退寮を命ずることができる。

附 則

1 この学則の第10条、第18条、第21条、第31条、第39条及び第42条の2の改正規定は昭和31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則第18条、第22条、第37条乃至第39条、第43条、第44条、第49条及び第52条乃至第54条の改正規定は昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この学則第10条別表の改正は、昭和34年5月16日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則

この学則第10条別表の改正は、昭和34年7月11日から施行し、昭和34年7月9日から適用する。

附 則

この学則第18条、第20条の改正は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この学則第10条別表の改正は、昭和36年1月12日から施行し、昭和35年12月26日から適用する。

附 則

この学則第36条の改正は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この学則第10条別表の改正は、昭和36年6月6日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

一橋大学大学院学則

(昭和28年4月1日施行
昭和32年3月28日改正
昭和33年2月21日改正
昭和33年10月20日改正
昭和34年3月16日改正)

第1章 総 則

第1節 大学院の目的及び使命

第1条 大学院は、本学の目的使命に則り一般的並に専門的教養を基礎として、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによつて広く文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第2節 大学院の構成

第2条 大学院に左の研究科をおく。

商 学 研 究 科

経 済 学 研 究 科

法 学 研 究 科

社 会 学 研 究 科

第3条 各研究科における修士課程及び博士課程には、それぞれ左の専攻課程をおく。

商 学 研 究 科

経営学及び会計学専攻、商学専攻

経 済 学 研 究 科

理論経済学及び統計学専攻、済経史及び経済政策専攻

法 学 研 究 科

経 済 法 専 攻、公 法 専 攻

社 会 学 研 究 科

社 会 学 専 攻

第3節 教員組織及び運営組織

第4条 大学院の授業担当教員は本大学の教授、助教授及び講師を以てこれに充てる。

第5条 大学院に大学院委員会をおき、各研究科より選出された教授を以て

1. 商学研究科

構成する。

大学院委員会は大学院運営の諸問題について協議する。

第6条 各研究科に研究科委員会をおき授業担当教授を以てこれを構成する。各研究科に研究科科長をおき、各研究科に関係する学部の部長を以てこれに充てる。

研究科委員は左の事項を審議する。

1. 研究及び教授に関する事項
2. 学位の授与に関する事項
3. 学科課程に関する事項
4. 学生の試験に関する事項
5. 研究科内の制規に関する事項
6. その他研究科に関する重要事項

第2章 研究科規則

第1節 学科目、単位数及び履修方法

第7条 各研究科に開設する専門課程別の学科目及びその配当単位数は左の通りとする。

研究科名	専 門	学 科		目	単位 数
	課 程 名	番号	修 士 課 程	博 士 課 程	
商 学 研究科	経営学及 会计学	101	株式会 社 経 営 論	株式会 社経営特殊 研究	2
		102	公 企 業 経 営 論	公企業経営特殊研 究	2
		103	協同組合 経 営 論	協同組合経営特殊 研究	2
		104	経 営 組 織 論	経営組織特殊研究	2
		105	経営学特殊問題第 一	経営学特殊研究第 一	2
		106	経営学特殊問題第 二	経営学特殊研究第 二	2
		107	労務管理特殊問題	労務管理特殊研究	2
		108	財務管理特殊問題	財務管理特殊研究	2
		109	企業形態特殊問題	企業形態特殊研究	2
		110	株式会 社 会 計	株式会 社会計特殊 研究	2
		111	管理会計特殊問題	管理会計特殊研究	2
		112	会 計 組 織 論	会計組織特殊研究	2
		113	会計学特殊問題第 一	会計学特殊研究第 一	2

商 学	114	会计学特殊問題第二	会计学特殊研究第二	2
	115	原価計算特殊問題第一	原価計算特殊研究第一	2
	116	原価計算特殊問題第二	原価計算特殊研究第二	2
	117	監査特殊問題	監査特殊研究	2
	151	配給市場制度	配給市場特殊研究	2
	152	貿易為替特殊問題	貿易為替特殊研究	2
	153	商業数学特殊問題	商業数学特殊研究	2
	154	貿易商品論	貿易商品特殊研究	2
	155	商品製法論	商品製法特殊研究	2
	156	商品化学	商品化学特殊研究	2
	157	貨幣論第一	貨幣論特殊研究第一	2
	158	貨幣論第二	貨幣論特殊研究第二	2
	159	物 価 論	物価論特殊研究	2
	160	金融特殊問題第一	金融特殊研究第一	2
	161	金融特殊問題第二	金融特殊研究第二	2

162	銀行特殊問題	銀行特殊研究	2
163	保險經濟論	保險經濟特殊研究	2
164	海上保險特殊問題	海上保險特殊研究	2
165	共同海損	共同海損特殊研究	2
166	火災保險特殊問題	火災保險特殊研究	2
167	生命保險特殊問題	生命保險特殊研究	2
168	社会保險特殊問題	社会保險特殊研究	2
169	保險業法	保險業法特殊研究	2
170	保險數學	保險數學特殊研究	2
171	陸運經營論	陸運經營特殊研究	2
172	海運經營論	海運經營特殊研究	2
173	倉庫經營論	倉庫經營特殊研究	2

2. 経済学研究科

研究科名	専 門 課 程 名	学 科 目			単 位 数
		番 号	修 士 課 程	博 士 課 程	
経済学 研究科	理論経済 学及統計 学	201	理論経済学特殊問題	理論経済学特殊研究	2
		202	数理経済学特殊問題	理論経済学特殊研究	2
		203	経済計画特殊問題	理論経済学特殊研究	2
		204	計 量 経 済 学	統計学特殊研究	2
		205	国 民 所 得	理論経済学特殊研究	2
		206	国 際 経 済 論	国際経済論特殊研究	2
		207	経済学史特殊問題	経済学史特殊研究	2
		208	推 測 統 計 学	統計学特殊研究	4
		209	時 系 列 論	時 系 列 論	2
		210	統計学特殊問題	統計学特殊研究	2
		211	経済統計特殊問題	経済統計学特殊研究	2
		212	応用数学特殊問題	応用数学特殊研究	2
		213	自 律 環 流 系 論	物理学特殊研究	2

経済史及 経済政策	251	経 済 史 基 礎 概 念	経 済 史 特 殊 研 究	2
	252	西洋経済史特殊問題	西洋経済史特殊研究	2
	253	東洋経済史特殊問題	東洋経済史特殊研究	2
	254	日本経済史特殊問題	日本経済史特殊研究	2
	255	各 国 経 済 事 情 (日本)	経済事情特殊研究	2
	256	各 国 経 済 事 情 (中国)	経済事情特殊研究 (中国)	2
	257	各 国 経 済 事 情 (東南アジア)	経済事情特殊研究 (東南アジア)	2
	258	経済地理特殊問題	経済地理特殊研究	2
	259	経済政策特殊問題	経済政策特殊研究	2
	260	商業政策特殊問題	商業政策特殊研究	2
	261	工業政策特殊問題	工業政策特殊研究	2
	262	農業政策特殊問題	農業政策特殊研究	2
	263	国 際 関 係 論	国際関係特殊研究	2
	264	人 口 政 策	人口政策特殊研究	2
	265	財 政 学 特 殊 問 題	財政学特殊研究	2

	266	租 税 論	租 税 論	2
	267	地 方 財 政	地 方 財 政	2
	268	財 政 と 国 民 所 得	財政と国民所得特 殊研究	2

3. 法 学 研 究 科

研究科名	専 門 課 程 名	学 科 目			単 位 数
		番 号	修 士 課 程	博 士 課 程	
法 学 研究科	経済法 専 攻	301	経 済 法 基 礎 理 論	経 済 法 特 殊 研 究	2
		302	国 際 経 済 法		2
		303	経 済 行 政 法		2
		304	経 済 刑 法		2
		305	株式会社法特殊問題	会社法特殊研究	2
		306	有価証券法特殊問題	商法特殊研究	2
		307	会 社 更 生 法	会社更生法特殊研究	2
		308	国際商法特殊問題	国際商法特殊研究	2
		309	国際民法特殊問題	国際民法特殊研究	2

	310	英米私法特殊問題	英米私法特殊研究	2
	311	財産法特殊問題	財産法特殊研究	2
	312	海 法 特 殊 問 題	海 法 特 殊 研 究	2
	313	労働法特殊問題 第一	労働法特殊研究	2
	314	労働法特殊問題 第二		2
	315	西洋法制史特殊問題		2
	316	日本法制史特殊問題		2
	317	民事訴訟法特殊問題		2
公 法 専 攻	351	法律思想特殊問題		2
	352	西洋公法史特殊問題	西洋公法史特殊研究	2
	353	ローマ公法史	ローマ公法史特殊研究	2
	354	憲 法 特 殊 問 題	憲 法 特 殊 研 究	2
	355	行政法特殊問題 第一	行政法特殊研究	2
	356	行政法特殊問題 第二		2
	357	政治政策学特殊問題		2

358	刑法特殊問題	刑法特殊研究	2
359	刑事訴訟法特殊問題		2
360	刑事学特殊問題	刑事学特殊研究	2
361	国際法特殊問題	国際法特殊研究	2
362	国際関係論特殊問題	国際関係論特殊研究	2
363	英米公法特殊問題		2
364	西洋外交史特殊問題		2
365	東洋外交史		2
366	特別労働法		2
367	公企業法		2

404	社会問題		2
405	社会政策		2
406	労働問題	社会問題特殊研究	2
407	社会の発展と文化	社会文化特殊研究	2
408	社会の環境と文化	社会文化特殊研究	2
409	イギリス社会	各国社会特殊研究	2
410	アメリカ社会		
411	ソヴェット社会	各国社会特殊研究	2
412	東洋社会		

4. 社会学研究科

研究科名	専攻 課程名	学 科 目			単位数
		番号	修 士 課 程	博 士 課 程	
社会学 研究科	社会学 専攻	401	社会哲学	社会思想特殊研究	2
		402	社会思想史		2
		403	社会学特殊問題	社会学特殊研究	2

第8条 修士課程においては2年以上在学し、所定の学科目中32単位（演習を含む）以上を履修し別に学位論文を提出しなければならない。

修士課程を経て博士課程に進む場合の博士課程においては更に3年以上在学し所定の学科目中20単位（演習を含む）以上を履修し別に学位論文を提出しなければならない。

在学年限は修士課程4年、博士課程6年を超えることができない。但し、特別の事情がある場合に限り、研究科委員会の許可を得て、在学の年限を延長することができる。

休学した期間は在学年数に数えない。

博士課程において3年以上在学し、所定の科目及び単位を修得した者は、研究科委員会の許可を得た場合に限り、退学後においても学位論文試験を受けることができる。

第9条 学科目の選択履修に当つては予め指導教授に相談しなければならない。指導教授が必要と認めた場合には、他の専攻課程又は学部の学科目を指定して履修させることができる。

第2節 課程修了認定

第10条 履修学科目の認定は毎学年末に行う。最終試験は所定の単位を修得し、学位論文を提出した者につき、その論文を中心としてこれに関連のある学科について修士課程においては第2年次の後学期に博士課程においては学位論文の提出のあつたときに行う。

第11条 各研究科においてそれぞれ修士課程又は博士課程の所定の単位を修得し学位論文の審査に合格し、最終試験に合格した者に対しては、その課程に応じ、修士又は博士の学位を授与する。

第3節 学位

第12条 本大学院において授与する修士の学位は次の通りとする。

商学修士、経済学修士、法学修士、社会学修士

第13条 本大学院において授与する博士の学位は次の通りとする。

商学博士、経済学博士、法学博士、社会学博士

第14条 学位に関する規則は別にこれを定める。

第4節 学年、学期、休業

第15条 学年学期及び休業については大学学則の規定を準用する。

第5節 入学、休学、退学、転学

第16条 入学は毎学年の始めとする。

第17条 修士課程の入学資格者は左の各号の1に該当し且つ志望の専攻課程を履修するに相当と認められた者とし、選考の上入学を許可する。

1 学校教育法第52条に定める大学の卒業生

2 従前の規程による大学の卒業生

3 文部大臣の指定した者

第18条 修士課程の基礎の上におく博士課程の入学資格者は前条の資格および修士の学位を有し志望の専攻課程を履修するに相当と認められた者とし選考の上入学を許可する。

第19条 入学志望者は願書に添えて検定料金1,000円を指定の期日に納付するものとする。

入学を許可された者は所定の手続を経て、入学科として金1,000円を指定の期日に納付するものとする。

徴収した検定料及び入学科はこれを還付しない。

第20条 学生が病気その他の理由によつて休学を希望するときは学長に願出で許可を受けるものとする。

休学期間内において其の事由が止んだときは学長に願出で許可をうけて出席するものとする。

休学期間は修士課程2年、博士課程3年を超えることはできない。ただし特別の事情があるときは願出によつて期間を延長することがある。

在学又は休学年限を超えた者は、これを除籍する。

第21条 他の大学院から転学を希望する者については選考の上入学を許可することがある。

退学し又は除籍された者が再入学を希望するときは、願出によつてこれを許可することがある。

前2項による入学の時期は、第16条の規定による。ただし、本学大学院博士課程において、3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が博士の学位論文提出のため再入学を希望するときは、この限りでない。

第6節 学 生 定 員

第22条 定員は次の通りとする。

研究科名	専 門 課 程 名	修士課程		博士課程		合 計 総定員
		1年当	総定員	1年当	総定員	
商 学 研 究 科	経営学及会計学専攻	12人	24人	6人	18人	42人
	商 学 専 攻	13	26	7	21	47
	計	25	50	13	39	89
経 済 学 研 究 科	理論経済学及統計学専攻	9	18	5	15	33
	経済史及経済政策専攻	16	32	8	24	56
	計	25	50	13	39	89
法 学 研 究 科	経 済 法 専 攻	10	20	5	15	35
	公 法 専 攻	10	20	5	15	35
	計	20	40	10	30	70
社 会 学 科 研 究 科	社 会 学 専 攻	10	20	5	15	35
	合 計	80	160	41	123	283

第7節 授業料、学資貸給

第23条 授業料は年額13,500円とし次の2期に分納するものとする。

第1期 6,750円 4月15日から4月30日まで

第2期 6,750円 10月15日から10月31日まで

ただし昭和31年3月31日以前の入学生は年額9,000円とする。

納付済の授業料は還付しない。

第24条 学資の貸給、授業料についての取扱及び授業料を納付しない者の処分については大学学則の規定を準用する。

第8節 聴講生及び委託生

第25条 聴講生及び委託生については大学学則の規定を準用する。

第9節 研究指導施設、厚生施設

第26条 本大学院学生は大学図書館及び附置研究所の図書を利用すること

ができる。

第27条 特殊学科目の指導研究は本大学院所属研究室において行う。

第28条 本大学院学生は大学学生のための厚生保健施設を利用することができる。

第10節 賞 罰

第29条 学業の成績が極めて優秀な学生に対しては学長は研究科委員会及び大学院委員会の意見を徴して次学年の授業料を免除することができる。

第30条 学生が本大学院の規則に違背し又は学生の本分に反する行為を行ったときは学長は研究科委員会及び評議会の意見を徴して懲戒するものとする。

懲戒は次の4種とする。

1. 譴 責
2. 停 学
3. 除 名
4. 放 学

附 則

第31条 本学則は、昭和28年4月1日よりこれを施行する。

2 第19条、第23条及び第24条の改正規定は昭和31年4月1日から施行する。

3 昭和30年度以前に入学（転学、編入学及び再入学を含む）した者の授業料の額は、なお従前の規定による額とし、昭和31年度以降転学、編入学又は再入学した者の授業料の額は、その者が転学、編入学又は再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

附 則

本学則の改正は昭和32年4月1日から施行する。

附 則

この学則第23条の改正規定は昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この学則第21条の改正規定は、昭和33年11月1日から施行する。

附 則

この学則第3条、第7条 1.商学研究科 2.経済学研究科 3.法学研究科の表及び第22条の改正は、昭和34年4月1日から施行する。但し同年3月31日現在で法学研究科経済法専攻に在学する者については本人の申し出により法学研究科公法専攻の当該年次に移行することを許可することがある。

第7 一橋大学学位規程

(制定 昭和34年6月29日)

(趣 旨)

第1条 一橋大学学位規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第11条の規定に基き、本学が授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定める。

(種 類)

第2条 本学において授与する学位は修士及び博士とし、その種類は次の通りとする。

商 学 修 士	商 学 博 士
経 済 学 修 士	経 済 学 博 士
法 学 修 士	法 学 博 士
社 会 学 修 士	社 会 学 博 士

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程に2年以上在学し、所定の科目について32単位以上修得し、且つ、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。

第4条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程に3年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得し、且つ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格した者に授与する。

2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院博士課程を経ない者であつても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、且つ、外国及び専攻學術に関し、本学大学院博士課程を経て、学位を授与される者と同等以上の学力があると認定された者に授与する。

(論文提出による学位の申請)

第5条 第4条第2項の規定により学位の授与を請求する者は、学位申請書に学位論文並びにその要旨、履歴書及び学位審査手数料を添えて申請するものとする。

2 学長は、前項の学位の申請を受理したときは、その学位の種類に応じ、当該研究科委員会の審査に付さなければならない。

(試験及び試問)

第6条 第3条及び第4条第1項の規定による最終試験及び第4条第2項の規定による試験は、学位論文の審査が終つた後に、学位論文を中心としてこれに関連ある科目につき、口頭または筆答により行う。

2 第4条第2項の規定による学力の認定は、学位論文を受理した後に口頭または筆答による試問をもつて行う。

3 前項の試問は外国語に関しては原則として2か国語を課するものとする。

4 本大学院の博士課程において所定の単位を修得した者が、第4条第2項の規定に準じて、退学してから所定の年限内に学位論文を提出したときは前二項の試問は免除することができる。

(学位論文)

第7条 学位論文は一篇とし、修士の論文は1通、博士の論文は3通を提出し、且つ、その要旨を記載したもの3通を提出しなければならない。ただし、参考として他の論文、書評等を併せて提出することができる。

(学位論文及び学位審査手数料の還付)

第8条 受理した学位論文及び学位審査手数料は還付しない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、論文審査をなすにあたり、研究科所属の教授のうちから3名の審査員を選出し、その審査を委嘱しなければならない。

2 研究科委員会は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する教授以外の教官を審査員に委嘱することができる。

第10条 研究科委員会は、前条の論文審査の後に行うべき最終試験または試験の審査員を3名選出しなければならない。ただし、論文の審査員は最終試験及び試験の審査員を兼ねることができる。

2 第4条第2項の規定による学力の認定を行う審査員は、研究科委員会の承認を経て研究科長が委嘱する。

(審査期間)

第11条 修士論文の審査は、在学中に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、当該論文を受理してから後、1か年以内に終了するものとする。

(研究科委員会の議決)

第12条 研究科委員会で博士の学位授与に関する議決をするには教授の全員の3分の2以上の出席を必要とし、且つ、学位を授与するには出席教授の4分の3以上の賛成がなければならない。

2 前項の教授は、研究科において授業を担当する助教授を含むものとする。
(学長への報告)

第13条 研究科委員会において、前条により可否の議決をしたときは、研究科長はすみやかにその結果を文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第14条 学長は、前条による可決の報告に基いて、学位を授与するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする
(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を受けた者は、学位を受けた日から1か年以内にその論文を印刷公表するものとする。ただし、学位を受ける前にすでに印刷公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定により公表する場合は、その論文に「一橋大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第17条 本学において学位を受けた者は、学位の名称を用いるときは、一橋大学の名称を附記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位を受けた者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき、または、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は研究科

第7 一橋大学学位規程

委員会の議決により学位の授与を取り消すことができる。

2 前項の議決は第12条の規定を準用する。

(学位簿の登録)

第19条 本学は博士の学位を授与したときは、学位簿に登録して、文部大臣に報告するものとする。

(学位記及び書類の様式)

第20条 学位記及び学位申請関係書類の様式は別表の通りとする。

附 則

1 この規程は昭和34年3月28日から施行する。ただし、修士の学位に関する規定は昭和30年3月28日から適用する。

2 第4条第2項の規定により、学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は本学大学院博士課程を経た者に対して当該学位を授与した後に行うものとする。

3 東京商科大学学位規程(大正10年3月制定)は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日までは、なお効力を有する。

別 表

1 第3条の規定により授与する学位記の様式

学 位 記 本 籍 (都・道・府・県名) 氏 名 年 月 日 生 本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので〇〇修士の学位を授与する 年 月 日 一橋大学大学院〇〇研究科長 氏 名 印 一 橋 大 学 長 氏 名 印 第 号

2 第4条第1項の規定により授与する学位記の様式

学 位 記 本 籍 (都・道・府・県名) 氏 名 年 月 日 生 本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので〇〇博士の学位を授与する 年 月 日 一橋大学大学院〇〇研究科長 氏 名 印 一 橋 大 学 長 氏 名 印

商(経・法・社)第 号

3 第4条第2項の規定により授与する学位記の様式

学 位 記 本 籍 (都・道・府・県名) 氏 名 年 月 日 生 本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので〇〇博士の学位を授与する 年 月 日 一橋大学大学院〇〇研究科長 氏 名 印 一 橋 大 学 長 氏 名 印

商(経・法・社)第 号

第7 一橋大学学位規程

4 学位申請関係書類の様式

1 第5条第1項の規程による学位申請書の様式

学 位 申 請 書		
此度〇〇学博士の学位を受けたく学位論文, 論文目録, 履歴書各 3通および学位論文審査料金 7500 円を添えて申請致します。		
年 月 日		
住 所		
氏 名	印	
一橋大学長	殿	

2 学位申請書添付書類の様式

イ 論文目録の様式

論 文 目 録	
論 文	
1. 題 目	
2. 公表の方法および時期	
3. 冊 数	
参考論文	
1. 題 目	
2. 公表の方法および時期	
3. 冊 数	
年 月 日	
学位申請者	氏 名 印

備 考

- 論文題目が外国語の場合は, 和訳を附記すること。

- 参考論文が2種以上ある場合は例記すること。

- 論文をまだ公表していないときは, 予定の公表方法および時期を記載すること。

ロ 第5条第1項の規定による履歴書の様式

履 歴 書		
氏 名		
年 月 日 生		
本 籍 地		
現 住 所		
学 歴		
年	月	日
年	月	日
年	月	日
職 歴		
年	月	日
年	月	日
年	月	日
研 究 歴		
年	月	日
年	月	日
年	月	日
賞 罰		
右の通り相違ありません。		
年 月 日		
氏 名 印		

備 考

- 学歴事項は高等学校卒業後の履歴につき年次を追って記載すること。
- 本学大学院博士課程を経た者は, その単位修得証明書を添付すること。

第8 東京商科大学諸規則

東京商科大学学則

(制定 大正9年6月10日)
(最近改正昭和33年2月21日)

第1章 学部規則

第1節 学年、休業

第1条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第2条 休業日左の如し。

1. 日曜日及国民の祝日

1. 春季休業 3月21日より
4月10日迄1. 夏季休業 7月21日より
9月10日迄

1. 本学創立記念日 9月22日

1. 冬季休業 12月25日より
翌年1月7日迄

第2節 修学期間及課業

第3条 学部の修学期間は3年とす。

第4条 学部の課業は教授及研究指導の2とし研究指導は希望者に限り詮考の上之を課す。

課業は単位を以て計算す。

学士試験を受けんとする者は在学期間中に学科及研究指導を合せて25単位以上を履修するものとす。

第5条 学部の授業学科目は1学年毎週2時間の授業を以て1単位とす。

学科目の種類及毎週授業時数は左の如く此の中より毎年教授会の決議を経て開講すべきものを決定す。

学科目及毎週授業時数左の如し。

学科目、授業単位

番号	学 科 目	単位	番号	学 科 目	単位
A 普通科目				独 語 第2講	1
1	哲 学	1		露 語	1
2	経 済 哲 学	1		仏 語 第1講	1
3	倫 理 学	1		仏 語 第2講	1
4	社 会 学	1		華 語 第1講	1
5	社会主義及社会運動	1		華 語 第2講	1
6	政 治 学	1		希 語	1
7	統 計 学	1		拉 典 語	1
8	文 明 史 (東洋)	1	16	教 育 学	1
9	文 明 史 (西洋)	1	B 一般専門科目		
10	西 洋 古 代 文 化	1	経 済 学		
11	基 督 教 史	1	17	経 済 原 論	1
12	数 学	1	18	経 済 学 史	1
13	自 然 科 学	1	19	経 済 政 策	1
14	世 界 ノ 趨 勢		20	経 済 史 (西洋)	1
	ア メ リ カ	半	21	経 済 史 (日本)	1
	ソ 連	1	22	財 政 学	1
	中 国	1	23	社 会 政 策	1
15	外 国 語		24	経 済 地 理 学	1
	英 語	1	経 営 学		
	独 語 第1講	1			

第8 東京商科大学諸規則

25	経 営 総 論	1	43	商 業 政 策	1
26	会 計 学	1	44	農 業 政 策	1
法 律 学			45	工 業 政 策	1
27	憲 法	1	46	経 済 学 (価 格 論) 特殊問題 (理 論)	1
28	民 法 (総 論)	1	47	経 済 史 (西洋中世) 特殊問題 (経済史)	1
29	民 法 (債 権)	1	48	財 政 学 各 論	1
30	民 法 (物 権)	1	49	人 口 問 題	1
31	商 法 (総 則) 商行為	1	50	世界政治経済論	1
32	商 法 (公 社)	1	51	日 本 経 済 論	1
33	商 法 (手 形) 小切手	1	52	中 国 経 済 論	1
34	刑 法	1	53	米 国 経 済 論	1
35	国 際 法 (総 論)	1	54	ソ 連 経 済 論	1
36	法 律 思 想 史	1	55	統 計 各 論 (経 済 統 計)	1
37	法 制 史 (日 本)	1	56	数 理 経 済 学	半
38	法 制 史 (西 洋)	1	経 営 学		
C 個別専門科目			57	協 同 組 合 論	半
経 済 学			58	銀 行 論	1
39	金 融 論	1	59	市 場 論	1
40	景 気 論	1	60	配 給 論	1
41	国 際 経 済 論	1	61	交 通 論	1
32	計 画 (国民所得の) 経済論 (バランス)	1	62	保 険 総 論	1

63	社 会 保 險	1	75	民法 (親族, 相続)	1
64	海 上 保 險	1	76	海 商 法	1
65	商 品	1	77	国 際 法 (各論)	1
66	化 学 商 品	1	78	国 際 私 法	1
67	原 価 計 算	1	79	労 働 法	1
68	監 査	半	80	経 済 法	1
69	経 営 比 較	1	81	農 業 法	1
70	財 務 管 理 論	半	82	手 続 法 (民事訴訟法)	1
71	労 務 管 理 論	1	83	外 交 史	1
72	工 業 経 営 論	1	84	東 洋 外 交 史	1
法 律 学			85	国 際 関 係 論	1
			C 特 殊 科 目		
73	行 政 法 (総論)	1	86	簿 記 論	1
74	行 政 法 (各論)	1			

第6条 研究指導の時数は1学年毎週2時間とし之を1単位とす。

研究指導を受けんとする学生は所定の期間内に指導教授に願出で銓考を受くべし。

研究指導に参加したるときは特別の事由なき限り之を脱退する事を得ず。

研究指導を受くる学生は其の単位も学科目の同数単位に充当する事を得。

第7条 履修科目の届出は各学年の始め一定の期間内に之を為すものとす。

右の期間内に届出を為さざる学科目については試験を受け得ざるものとす。

第3節 入学, 在学, 休学, 退学

第8条 入学期は毎学年の始とす。

第9条 本学予科修了者は学部に入學することを得。

前項の入学志願者を収容したる後尚余裕あるときは左の各号の1に該当する男子及女子に就き詮衡の上入学を許可す。

- (1) 高等学校高等科卒業者
- (2) 高等学校卒業検定試験合格者
- (3) 他の大学予科修了者但し当該大学の受験許可ありし者に限る。
- (4) 男女専門学校本科卒業者及専門学校卒業検定合格者
- (5) 高等女学校高等科卒業者但し修業年限4年の高等女学校卒業又は修業年限5年の高等女学校第4学年修了を入学資格とする修業年限3年の高等科卒業者及び修業年限5年の高等女学校卒業を入学資格とする修業年限2年の高等科卒業者及び修業年限3年の高等女学校専攻科卒業者
- (6) 高等師範学校卒業者、女子高等師範学校卒業者及修業年限3年以上の臨時教員養成所又は実業教員養成所卒業者
- (7) 昭和18年9月以降の師範学校本科及専攻科卒業者但し女子にありては専攻科を卒つた者とする
- (8) 元師範学校専攻科卒業者
- (9) 青年師範学校本科卒業者但し昭和22年3月以降卒業者に限る
- (10) 大正7年文部省令第3号第3条第2項に依り高等試験の予備試験を免除された者
- (11) 陸軍士官学校、陸軍航空士官学校及陸軍経理学校卒業者、海軍兵学校、海軍経理学校卒業者但し入学許可に付ては連合軍総司令部民間情報教育部との了解事項に依る。
- (12) 外国法令で設置された学校にして内地の高等専門学校に相当する学校を卒業せし者（例満洲建国大学前期修了学生）

第10条 大学令に拠る学士の称号を有する者にして本学に入学を請う者あるときは詮衡の上前条第2項各号の入学志願者に先立ち入学を許可することあるべし。

第11条 退学除籍又は除名の者にして再入学を請うときは詮議の上入学を許可することあるべし但し入学の時期は第8条に依る。

第12条 第9条第2項の入学志願者は入学願書学業履歴書卒業又は修業証書及身体検査証を差出すべし。

第13条 本学に於て第9条第2項の入学志願者に対し選抜試験を行う場合には検定料金200円徴収す。

前項の検定料は一旦徴収したるときは之を還付せず。

第14条 入学の許可を得たる者は宣誓を為し学生名簿に署名し且本学に於て定めたる方式に依り保証人1名を立て誓書を差出すべし。

正当の理由なくして宣誓を為さず又は誓書を差出さざる者に対しては入学の許可を取消す。

第15条 保証人は成年の男子にして東京都内又は其の隣接県にして東京に近接せる市郡に於て一家を立て学生の身分に関し一切引受くるに足るべき関係及相應の資力を有する者に限る。

第16条 学生又は保証人にして氏名を改め又は転籍転居したるときは直に其の旨を届出ずべし。

第17条 保証人死去若は東京都及其の附近郡部以外に転住すること等あるときは遅滞なく更に保証人を立て誓書の差換を為すべし。

第18条 学生疾病又は避く可からざる事由に依り欠席するときは其の事由を具し届出ずべし。

欠席2週間以上に及ぶときは保証人の連署を要する尚疾病の場合には医師の診断書を添うべし。

第19条 学生疾病又は避く可からざる事由に依り5週間以上出席すること能わずと思量するときは保証人連署の上学長に願出て其の許可を得て休学することを得其の疾病の場合に於ては医師の診断書を添うることを要す。学長必要と認むるときは学生に休学を命ずることを得、休学は原則として1年を超ゆることを得ず、但し特別の事情のある者には更に1年以内の休学を許可することあるべし。

第20条 学生退学せんと欲するときは保証人連署の願書を差出し学長の許可を受くべし。

第21条 学生は研究科に於ける研究期間を除き6年以上在学することを得ず但し休学期間は之を算入せず。

第22条 学生疾病其の他の事由に依り成業の見込なしと認めたるときは論旨せしめ又は除籍することあるべし。

第4節 試 験

第23条 試験は修業証書を得んとする者又は学士の称号を得んとする者に対して之を行う。

第24条 試験は分ちて学科試験及び論文試験の2種とす。

第25条 学科試験は第5条規定の学科目に就き各学年末に於て之を行う。

第26条 論文試験は3年以上在学し学士の称号を得んとする者につき毎年3月之を行う。

但し論文は受験年度の11月末日迄に提出することを要す。

論文審査は2年以上研究指導を受けたる者につきてはその希望する指導教官の審査に依り其の他の者につきては教授会の選定する審査委員会の審査並に口頭試問に依り之を行う。

第27条 追試験及再試験は原則として之を行わず。

第28条 学科試験の成績は評点に依り50点以上を合格とす。

論文試験の成績は、優、良、可及不可とし可以上を合格とす。

3年以上在学し学科及研究指導を合せて25単位以上を履修し其の試験に合格したる者を学士試験資格者とす。

学士試験資格者にして学士論文を提出せず又は右論文試験に合格せざりし者に対しては請求に依り修業証書を授与す又必要に応じ合格科目及研究指導に就き履修証明書を授与することあるべし。

第5節 学 士 称 号

第29条 前条第3項の規定に依る学士試験資格者にして論文試験に合格したる者は商学士と称することを得。

第30条 明治32年以前の旧東京高等商業学校専攻部規定に依り同部を卒業したる者は学長の認可を経て商学士と称することを得。

第6節 授 業 料

第31条 授業料は1学年金3,600円とし毎年左の2期に於て期日を指定し之を分納せしむ。(但し昭和23年度以前の入学者は金1,800円)

4月 金1,800円

10月 金1,800円

実業学校教員規程に依り卒業の後実業学校の教職に従事せんとする者には

授業料を免除することあるべし。

第32条 授業料は一旦徴収したるときは之を還付せず。

第33条 病氣其の他の事由に依り学年の始より9月末日迄又は10月1日より学年末に至る迄の期間休学を命ぜられ又は休学の許可を得たる者に対しては願出に依り詮議の上其の期間の授業料の全部又は一部を免除することあるべし。

第34条 授業料の納付を遅延したる者あるときは之を其の保証人に通知し若し通知の日より2週間以内に納付せざるときは嚴重に処分すべし。

第7節 学 資 貸 給

第35条 学力優等品行方正にして学資支弁に途なき学生に対しては本人の願出と学長の認定とに依り1箇年金360円以内の学資を貸給することあるべし。

第36条 前条の学資は有志者より特に寄附したる金員と本学則第38条及第42条乃至第45条に依り該貸資を受けたる者若は其の保証人より返納したる金員とを以て貸給するものとす。

第37条 学資の貸給を受けんとする者は其の貸給を受くる理由を具したる願書を学長に差出すべし。

第38条 学資の貸給を受けたる者は本学の指定せる割賦額に依り就職の翌年より起算し貸給を受けたる月数に3倍せる期間内に於て其の貸給金額を本学に返納するものとす。

第39条 学資の貸給を受くる者は東京都又は其の附近郡部に於て相当の資力有する者2名を保証人にし左の書式に依り誓約書を差出すべし。

収 印	⑩	誓 約 書
入 紙		

私儀本年何月ヨリ何年何月マデ金何円何々奨学資金ノ貸給相受候ニ付テハ貴学学資貸給規程ヲ遵守シ決シテ違背不仕候仍テ保証人連署誓約如何

東京商科大学何科生

本 人 氏 名⑩

住 所 族 籍

保証人 氏 名[㊤]
住 所 族 籍
保証人 氏 名[㊤]

東京商科大学長氏名殿

第40条 学資の貸給を受ける者休学したるときは其の期間貸給を中止す但し事情に依り特に之を継続することあるべし。

第41条 学資の貸給を受ける者学業を怠り又は品行不良に流れ学長に於て成業の見込なしと認定するときは其の貸給を廃止すべし。

第42条 前条に依り貸給を廃止せられ又は自から退学する者は既に受けたる貸給金額に年6分の利子を附して一時之を本学に返納すべし。

第43条 学資の貸給を受ける者修学中疾病に罹り成業の見込なしと認むるときは貸給を廃止すべし。

前項の場合に於ては既に受けたる貸給金額は第38条の月割を以て其の翌月より之を本学に返納すべし。

第44条 学資の貸給を受けたる者死亡したるときは其の以後之を返納するに及ばずと雖も若し生前滞納の割賦金額あるときは保証人に於て之を弁償すべし。

第45条 第38条第42条及第43条の貸資返納を本人に於て延滞するときは保証人より之を返納するものとす。

第46条 保証人死亡又は東京都及其の附近郡部以外に転居するか若は其の資力を失うときは遅滞なく新に保証人を立て誓約書の差換を為すべし。

第47条 官庁会社又は一私人より学生を指名して学資の貸給方を本学に依頼するときは之に応ずることあるべし。

第8節 選科生、委託生及聴講生

第48条 学部所定の学科目中其の1科目又は数科目の選修を出願する者あるときは其の学力を考查し選科生として聴講を許可することあるべし。

第49条 官庁公共団体等の推薦に依り1年以上を在学期間とし修業学科目を定め聴講許可を出願したる者あるときは詮衡の上委託生として其の入学を許可することあるべし。

第50条 選科生又は委託生にして在学中の学業成績証明を請う者あるとき

は其の学力を考查して成績証明書を交付すべし。

前項学業成績の証明を請う者は検定料金5円を納付するを要す。

第51条 委託生にして本学の検定に依り本学予科修了者と同等以上の学力ありと認められ尚3年以上在学し正科生と同数単位の課業を履修し其の試験に合格したる者は商学士と称することを得。

前項の検定を受けんとする者は検定料金（一般入学志願者に準じ）を添へ願出すべし。

第51条ノ2 大学所定の学科目中1科目乃至数科目につき聴講を希望する者につきは詮衡の上聴講生として許可することあるべし。

第51条ノ3 聴講生たり得る者は専門学校卒業又は之と略同等の学力ある者にして大学の講義を理解し得る者と認められたる者に限る。

第51条ノ4 聴講生を希望する者は入学願書履歴書推薦状身体検査書及最終出身学校の卒業証明書、学業成績表に詮衡料金20円を添へ学年始め1月以内に提出すること。

第51条ノ5 推薦状最終卒業の学校長又は適当なる責任者の提出するものとす。

第51条ノ6 聴講生の学科聴講期間は1ケ年以内とす但し事情により其の継続を許可することあるべし。

第51条ノ7 聴講料は1科目につき年額60円とす。

第51条ノ8 聴講生にして聴講証明を請う者に対しては聴講証明書を交付す。

第51条ノ9 聴講生にして不都合の虞ある者につきは許可を取消することあるべし。

第52条 第12条、第14条乃至第20条及第31条乃至第34条の規定は之を選科生委託生及聴講生に準用す。

第9節 外国学生

第53条 外国人にして本学に入学せんとする者あるときは明治34年文部省令第15号の定むる所に依り之を許可す。

第54条 学生選科生又は委託生に関する規定は之を外国学生に準用す。

第10節 懲戒

第55条 学生にして本学の規則に違背し又は学生の本分に反する行為あるときは学長は教授会の意見を徴し之を懲戒す。

第56条 懲戒は左の如し。

1. 譴責
2. 停学
3. 除名
4. 放学

第2章 研究科規則

第57条 本学出身の商学士にして研究科に入らんとする者は其の特に研究せんとする事項を具し学長に願出すべし。

本学出身の商学士にあらざる者にして研究科に入らんとする者あるときは学長は教授会に諮問し其の入学を許可することあるべし。

第58条 研究科学生の研究期間は2年乃至4年とす。

第59条 研究科学生は東京都及其の附近の郡部以外に居住し又は他の業務に従事することを得ず。但し学長に於て教授会の決議を経て特に許可したるときは此の限にあらず。

第60条 研究科学生は指導教授に就き其の研究に関し指導を受くべし。

第61条 研究科学生は指導教授及担任教授の承認を経て本学の講義及研究指導に出席することを得。

第62条 研究科学生は2年在学の後其の研究の結果を学長に報告すべし。

第63条 研究科学生にして研究の実なしと認むる者あるときは学長は教授会の決議を経て退学を命ずべし。

第64条 授業料は年額9,000円とし次の2期に納付すべし。

第1期 4,500円4月15日から4月30日まで

第2期 4,500円10月15日から10月31日まで

ただし昭和24年3月31日以前の入学生は年額1,800円、昭和24年4月1日以降昭和27年3月31日以前の入学生は年額2,600円、昭和27年4月1日以降昭和31年3月31日以前の入学生は年額6,000円とす。

第65条 研究科学生にして特に奨励を要する事項の研究に従事する者に対しては学長は教授会の決議を経て研究料の免除研究費の給与その他の適宜

奨励の方法を講ずることあるべし。

第66条 本章に規定なき事項に就ては学部規則を準用す。

(第67条以下省略)

一橋大学東京商科大学学位規程

(大正10年3月制定)

第1条 本学に於て授与する学位は商学博士及経済学博士の2種とす。

第2条 本学研究科に於て2年以上研究に従事したる者は其の研究事項に付論文を大学長に提出して学位を請求することを得。

前項に該当する者の外学位を請求せんとする者は履歴書を添へ其の請求する学位の種類を指定して論文を大学長に提出すべし。

大学長は前2項の論文を教授会の審査に付す。

第3条 学位請求の為にする論文は1編とす但し参考として他の論文を附加提出することを妨げず。

論文の用語は邦文とす但し教授会に於て適當と認めたるときは外国語を以て之に代うることを得。

論文は2通を提出すべし。

一旦提出したる論文は之を返付せず。

第4条 第2条第2項に依り学位を請求する者は審査手数料金7,500円を本学に納付すべし。

第5条 教授会は各論文に付教授中より2人以上の審査委員を選定す。

教授会は必要に応じ教授以外の教員に審査委員を委嘱し前項の審査委員に代うることを得。

第6条 教授会は論文審査に付試問を行う場合に於ては前条の審査委員の外更に審査委員を加うることを得。

第7条 審査委員は6月以内に教授会に其の審査の結果を報告すべし但し特別の事情あるときは教授会は其の議決に依り審査期限を延長することを得。

第8条 教授会は審査委員の報告に基き審査の議決を為す。

前項の教授会は教授全員の3分の2以上出席あることを要し学位を授与す

第9 附属図書館

1. 一橋大学附属図書館規則

第1条 本学図書館は本学所属図書及び本学に委託された図書の管理運営に関する事務を掌る。

第2条 本館は研究室及び経済研究所資料部及び統計部に備え付ける図書については其の管理を当該研究室教授又は経済研究所資料部長又は統計部長に委任することができる。

第3条 本学諸事務課において公用のため備え付を要する図書はその管理を当該課課長に委任する。

第4条 職員学生及び図書閲覧の許可をえた者は本館閲覧室で図書を閲覧することができる。

第5条 次の者は館外貸出及び書庫内の検索ができる。
教授助教授その他の教官又は特別の許可をえたもの。

第6条 前条に規定した以外の者で書庫内に入り検索をし又は館外貸出を希望する者があるときはその都度学長の承認を経て許可することができる。

第7条 官庁公衙又は諸会社等より図書を借覧したい旨の申し出を受けたときは学長の承認を経て之を貸出することができる。

第8条 館外貸出の図書は点検その他整理上の必要に応じ臨時に返納させることがある。

研究室備え付の図書に限り本館職員が出張して点検することができる。

第9条 館外貸出図書の部数及び貸出日数は学長がこれを定める。

第10条 夏季休暇中を限り学長の承認を経て一般学生に対し特に図書の館外貸出を許可することができる。

第11条 本館備え付の図書は本館職員でなければ出納をすることができない。

第12条 図書借覧者図書を紛失又は汚損したときは直に代本を納付させるものとする。代本を納付することができないときは相当の代価を弁償させる。

べきものと議決すべきものと議決するには其の出席教授4分の3以上の賛成あることを要す。

外国に在る教授は之を前項の教授数に算入せず。

第9条 教授会に於て学位を授与すべきものと議決したるときは論文及其の審査の要旨を添え直に之を大学長に報告すべし。

学位を授与すべからずと議決したるとき亦前項に同じ但し審査の要旨を添付するを要せず。

第1項の場合に於て本学は文部大臣の認可を経て学位を授与し学位記を交付す。

第10条 本学に於て学位を授与したる者其の榮譽を汚辱する行為あるときは教授会の議決及文部大臣の認可を経て学位の授与を取消し学位記を還付せしむ。

教授会に於て前項の議決を為すには教授全員の3分の2以上の出席あることを要し且つ出席教授4分の3以上の賛成あることを要す第8条第3項の規定は此の場合に之を準用す。

第11条 学位記の様式左の如し。

学 位 記

氏名

右本研究科所定の研究を卒へ論文を提出し本学教授会に於て学位を授くべき学力ありと認めたり因て大正9年勅令第200号学位令に依り文部大臣の認可を得て茲に商学博士（経済学博士）の学位を授く。

年 月 日

一橋大学東京商科大学

印

学 位 記

氏名

本学教授会は学位請求の爲め提出された右論文を審査しその研究の学術上価値あることを認めたので大正9年勅令第200号学位令によつて商学（経済学）博士の学位を授ける。

年 月 日

一橋大学東京商科大学

印

第13条 図書閲覧者が図書を紛失又は汚損し若しくは図書館規則 施行細則に違反したときは学長はその者に対し図書の貸出閲覧の停止その他の処分を加えることがある。

第14条 図書館規則施行細則は別に之を定める。

(細則) 図書貸出内規

1. 一般書の内次のようなものは館外に貸出を許さない。

イ. 貴重書、美術書(挿図が多く高価なもの)

ロ. 事彙、辞書類(含各項)

ハ. 年鑑(含各項)

統計表、(統計論はこれに含まない) 電信符号書類

ニ. 地図、書目類(含各項)

ホ. 法典(法令集)その他参考書類(通常、通読するものでなく、所要の時引用するもの)

ヘ. 本学出版物で再び入手することの不可能なもの。

ト. 本学学位論文、本学学生卒業論文

チ. 未装幀の雑誌

リ. 備付後1カ月を経ない図書

ヌ. 破損本

ル. その他館長が不適當と認めたもの

2. メンガー文庫、ギルケ文庫、左右田文庫は館外貸出を許さない。
以上。

2. 寄贈文庫及蔵書

種 別	冊 数	寄 贈 年 月	寄 贈 者
半田 記 念 図 書	509	明 治 41 年	半田奨学資金支弁
松本文庫	1,091	明 治 41 年 乃至大正3年	有志総代 間島与喜氏寄贈
青地玄三郎 寄 贈 図 書	250	大 正 4 年	青地玄三郎氏寄贈
小泉新兵衛 寄 贈 図 書	156	大 正 4 年	小泉新兵衛氏寄贈
高野文庫	687	大 正 7 年	高野進氏寄贈
ハーマ文庫	224	大 正 8 年 乃至同 10 年	卒業生有志寄贈
大倉文庫	144	大 正 7 年 乃至同 10 年	大倉邦彦氏寄贈
渋沢文庫	2,315	大 正 6 年 乃至同 12 年	山下亀三郎氏寄贈
沼野文庫	632	大 正 13 年	沼野洋一郎氏寄贈
八十島文庫	6,820	大 正 14 年	八十島誠之助氏寄贈
尾高文庫	1,246	大 正 14 年	尾高豊作氏寄贈
堀越文庫	3,692	大 正 14 年	堀越善重郎氏寄贈
川崎文庫	2,295	大 正 14 年	柿沼谷藏氏寄贈
正田文庫	2,313	大 正 15 年	正田貞一郎氏寄贈
山中文庫	998	大 正 15 年	山中勇氏寄贈
小池文庫	1,323	大 正 6 年 乃至昭和4年	小池国三氏寄贈
玉利文庫	546	昭 和 4 年	玉利ミツ氏寄贈
渡辺文庫	2,545	大 正 14 年 乃至昭和4年	渡辺助七氏寄贈
大阪商 船 文 庫	930	大 正 7 年 乃至昭和6年	大阪商船株式会社社長 堀啓次郎氏寄贈
牧野文庫	1,217	大 正 5 年 乃至昭和7年	牧野元次郎氏寄贈

第9 附属図書館

図書累計表

(昭和21年以前省略)

年度	種別	和書	洋書	年度合計	累計
昭和21年度		660	1,731	2,391	260,053
" 22 "		1,561	1,157	2,718	263,571
" 23 "		4,326	3,479	7,805	271,376
" 24 "		2,288	3,557	5,845	277,221
" 25 "		9,808	1,987	11,795	289,016
" 26 "		9,927	3,984	13,911	302,927
" 27 "		9,745	4,896	14,641	317,568
" 28 "		7,369	4,830	12,199	329,767
" 29 "		7,660	4,102	11,762	341,529
" 30 "		10,333	5,843	16,176	357,705
" 31 "		7,807	4,715	12,522	370,227
" 32 "		6,951	4,413	11,364	381,591
" 33 "		8,996	6,418	15,414	397,005
" 34 "		8,806	9,521	18,327	415,332
" 35 "		8,495	5,367	13,862	429,194
" 36 "		1,403	797	2,200	431,394
果計 36.7.1 現在		233,323	198,071	431,394	

(註 昭和36年度は昭和36年度7月1日現在高を示す)

青木文庫	536	大正9年 乃至昭和7年	青木五兵衛氏寄贈
露木文庫	1,134	昭和4年 乃至昭和7年	露木専治氏寄贈
三浦新七 寄贈図書	2,365	昭和11年	三浦新七氏寄贈
石原文庫	5,389	昭和14年	石原宗助氏寄贈
高野省 文庫	345	昭和13年 乃至昭和20年	高野省三氏寄贈
中西文庫	157	昭和13年 乃至昭和17年	中西又雄氏寄贈
畠中 阿久津文庫	200	昭和15年 乃至昭和20年	吉田良三氏寄贈
志水文庫	191	昭和18年 乃至昭和21年	志水健人氏寄贈
吉田文庫	492	昭和20年	吉田良三氏寄贈
津田文庫	781	昭和20年 乃至昭和21年	津田五郎氏寄贈
山口文庫	941	昭和23年 乃至昭和24年	山口律太郎氏寄贈
青山文庫	2,510	昭和24年 乃至昭和25年	青山ミツ氏寄贈
平生文庫	1,110	昭和22年 乃至昭和25年	平生鈺三郎氏寄贈
宇野文庫	951	昭和25年 乃至昭和25年	一橋学園ファンダ寄贈
日向文庫	1,191	昭和15年 乃至昭和23年	日向紀三氏寄贈
車谷文庫	239	昭和29年	車谷馬太郎氏夫人寄贈
柏川文庫	824	昭和31年	柏川良平氏寄贈
外池文庫	2,183	昭和34年	外池五郎三郎氏寄贈
杉山文庫	目下 手続中	昭和20年 乃至昭和36年	杉山駿氏寄贈
村瀬文庫	2,695	昭和33年3月 現在	村瀬博士記念事業資金代表 藤本幸太郎氏寄贈
佐野文庫	2,447	"	佐野元学長記念事業会寄贈
上田文庫	3,205	"	上田正一氏寄贈
一橋学園ファ ンド寄贈図書	21,481	"	一橋学園ファンダ寄贈
シユンペ ーター文庫	3,548	昭和30年	J・シユンペーター教授夫人 寄贈

第 10 経 済 研 究 所

1. 沿 革 略

元東京商科大学長法学博士上田貞次郎氏は、かねて学内に研究所の設置を計画していたところ、本学出身の各務謙吉氏から奨学基金を寄附せられたので、従来の東京商科大学調査部の事業を承継して東京商科大学東亜経済研究所を開設した。

昭和15年4月1日 大学長法学博士上田貞次郎氏が研究所長に就任した。

同年5月8日 所長上田貞次郎氏逝去されたので、東京商科大学長商学博士高瀬荘太郎氏が所長に就任した。

同17年2月5日 勅令第70号により官立商業大学官制が改正されて、本研究所は官立の東亜経済研究所に発展し、研究所長には東京商科大学長商学博士高瀬荘太郎氏が補せられた。

同年6月27日 東亜経済研究所及び東京商科大学の事業資金の補助を目的とする東京商科大学奨学財団が設立せられ、本研究所の事業は著しく拡充せられた。

同19年7月1日 東京商科大学奨学財団が東京都千代田区神田一ツ橋に本研究所の庁舎を新築したので同所に移転した。

同20年3月11日 本庁舎は日本軍隊によつて接収されたので、国立の大学図書館内に移転した。

同21年3月22日 勅令第155号によつて東亜経済研究所を経済研究所と改称し、次いで4月1日勅令第206号を以て経済研究所の目的「東亜に於ける経済に関する総合研究」を「世界各国の経済に関する総合研究」と変更した。

同24年5月31日 法律第150号を以て東京商科大学経済研究所を一橋大学経済研究所と改称し、本研究所の目的を「日本及び世界の経済の総合研究」と変更した。

同33年5月24日 新庁舎を図書館の北側に鉄筋コンクリート造3階建(書庫4階建)2,478平方mを昭和31年度から3か年計画で建設中であるが、第1期分が中央部721.67平方mは32年7月25日竣工し、第2期工事東部745.

第10 経済研究所

3平方mも33年3月29日竣工したので書庫を除き昭和33年5月25日移転した。

歴 代 所 長

氏 名	在 職 期 間
上 田 貞次郎教授	昭和15年4月～昭和15年5月
高 瀬 荘太郎 “	昭和15年5月～昭和21年8月
上 原 専 禄 “ (所長事務取扱)	昭和21年8月～昭和22年3月
大 塚 金之助 “	昭和22年3月～昭和24年2月
中 山 伊知郎 “	昭和24年2月～昭和24年11月
都 留 重 人 “	昭和24年11月～昭和31年10月
高 橋 長太郎 “ (所長事務取扱)	昭和31年10月～昭和32年2月
小 原 敬 士 “	昭和32年2月～昭和34年1月
高 橋 長太郎 “	昭和34年2月～現在

2. 機 構

一橋大学経済研究所はその目的を達成するために、研究部門及び事務部に分け、必要に応じて、特殊問題委員会を設けることができる。

(1) 研 究 部 門

研究部門は次の10に分け、研究者はそれぞれ2以上の研究部門に関連的に所属する。

1. 日本経済第1研究部門
2. 日本経済第2研究部門
3. アメリカ経済研究部門
4. ソ連経済研究部門
5. 英国および英連邦経済研究部門
6. 中国および東南アジア経済研究部門

第10 経済研究所
(昭和36年3月現在)

7. 国際経済機構研究部門
 8. 国民所得と再生産に関する研究部門
 9. 統計学およびその応用に関する研究部門
 10. 学説史および経済史研究部門
- (2) 事務部を次の4係に分ける

1. 庶務係
2. 会計係
3. 資料係
4. 統計係

3. 研究発表機関

研究報告会は、研究所教官と大学教官及び学外の学識経験者の自由参加を求めて毎週月曜日に行う。その他特殊研究の発表は適時に行う。

4. 刊行物

1. 「経済研究」(年4回)
2. 経済研究叢書(年2～3回)
3. 欧文叢書(年1～2回)
4. 新着資料目録(年4回)
5. 特殊文献目録(随時)
6. 特殊問題研究単行書(〃)

5. 主な施設

本研究は現在新庁舎と一橋大学東校舎の一部を使用し、その事業を行っている。なお、現在の本研究所の主な施設は次のとおりである。

(イ) 所蔵図書

昭和15年本研究所創立以来、資料係で整理を終了した所蔵図書の冊数は次のとおりである。

年 度	区 別	和漢書	洋 書	奨学財団および一橋フアン ド寄贈のもの		計
				和書	洋書	
昭和15年度		5,037	289	—	—	5,326
昭和16年度		4,243	318	—	—	4,561
昭和17年度		4,765	543	1585	351	7,248
昭和18年度		2,254	178	—	613	3,045
昭和19年度		5,087	102	8	3	5,200
昭和20年度		458	122	—	—	580
昭和21年度		1,825	12	—	—	1,837
昭和22年度		3,271	147	—	—	3,418
昭和23年度		479	476	—	—	955
昭和24年度		1,014	439	—	214	1,667
昭和25年度		992	4,072	2	123	5,189
昭和26年度		1,153	911	—	233	2,297
昭和27年度		1,652	2,052	—	265	3,969
昭和28年度		1,340	2,475	—	92	3,907
昭和29年度		1,457	1,908	—	307	3,672
昭和30年度		1,517	1,192	—	317	3,026
昭和31年度		1,708	1,527	711	279	4,225
昭和32年度		2,213	1,477	15	151	3,856
昭和33年度		2,792	2,576	23	61	5,452
昭和34年度		2,698	2,828	42	131	5,699
昭和35年度		8,322	2,729	33	148	11,232
合 計		54,277	26,373	2,423	3,288	86,361

(ロ) 読書室

読書室は、如水会員菅谷重平氏の御好意により、設備の一部寄贈をうけて一橋大学経済研究所内の1室に昭和25年9月開設され、本研究所の大学院講義にに關係の深い新刊外国経済書および外国経済雑誌をできるだけ多く備えつけて、学生の閲覧の便をはかつていたが、昭和33年5月25日経済研究所が新庁舎へ移転したので庁舎の全部が完成するまで本室は閉室している。

第10 経済研究所

◎資料係備え付け雑誌の種類

日 本	570	ポーランド	2
英	30	チェツコ	2
米	47	ユーゴ	1
仏	9	中 共	5
独	20	ソ 連	40
伊	5	その他の国	13
インド	11	日本発行の 欧文雑誌	20
オーストラリア	4	合 計	778

丸 善 式 計 算 器 術	10桁	4台
モンロー電動式計算器	20桁	5台
フリーデン電動式計算機 (平方根展開用全自動式電気計算機)	20桁	2台
ブルンスビガ "	2桁	7台

(ハ) 備え付け計算機、タイプライターその他

本研究所属統計係及び資料係に備え付けの計算機、タイプライター、その他は昭和36年3月1日現在、次のとおりである。

(A) 複 写 装 置

マイクロフィルム、複写器	1式
マイクロフィルム (撮影機レクタC-Ⅱ)	1機
マイクロフィルム、リーダー	2台
ラピットコピーヤー	1台
マイクロフィルム 現像機	1台
" 乾燥機	1台
富士引伸機	1台

(B) 聴覚資料および器材

テープ・コーダー	1台
レコード・プレーヤー	1台
リンガホン	1組

(C) 計 算 機

タイガー式計算機	9桁	1台
"	10桁	4台
丸 善 式 計 算 器	9桁	2台

第 11 産業経営研究所

1. 沿 革

本研究所は、官制上経済研究所の一部門として発足した。その母体は、昭和19年11月、当時の東京商科大学長商学博士高瀬荘太郎氏及び同大学教授商学博士増地庸治郎氏の立案計画により、学内における産業経営の理論的実証的、研究機関として発足したものである。昭和20年5月、産業能率研究所なる名称を付して、研究方針ならびにその機構を確立した。

さらに、昭和24年5月、その名称を一橋大学産業経営研究所と改め、官制上、経済研究所の経営部門とした。

昭和25年4月、その定員として大学教授、助教授各1名が認められた。しかし、学内の取扱いは、一橋大学商学部の附属研究施設、に準ずるものとして、経済研究所と別個の研究機関とした。それ以来、その機能と機構とを拡充して、産業経営を総合的、体系的、実証的に研究し、わが国の戦後における経営合理化の進展に寄与すると共に、その科学的基礎を提供することに成果をあげてきた。

昭和32年4月1日、本研究所は、文部省令第7号をもつて一橋大学商学部附属産業経営研究施設となつた。

歴 代 所 長

氏 名	在職期間
加 藤 由 作教授	自 昭和24年5月 至 昭和26年5月
高 橋 泰 蔵 "	自 " 29年10月 至 " 31年10月
古 川 栄 一 "	自 " 31年10月 至 " 33年10月
大 林 良 一 "	自 " 33年10月 至 " 35年10月
古 川 栄 一 "	自 " 35年10月 現 在

2. 機 構

本研究所は、その目的を達成する為に、次の部門及び係を設けている。

1 研 究 部 門

1. 経営研究部門
2. 会計研究部門
3. 経営統計研究部門
4. 市場調査研究部門
5. 内部統制研究部門

2 事 務 部 門

1. 庶務会計係
2. 資料係
3. ケース・スタデー、統計係
4. 作業係

3. 研究発表機関

本研究所は、定例研究報告会を開催している。

研究報告会は研究所専任及び併任教官と、大学教官の自由参加を求めて毎月第3水曜日に行っている。その他講演会、講習会は適時に開催することになっている。

4. 刊 行 物

(1) 研究叢書

1. 第1集 アメリカ経営学研究（昭23年）
2. 第2集 現代商学の基本問題（昭25年）
3. 第3集 現代商学の基本問題Ⅱ（昭26年）
4. 第4集 企業経営の中心問題（昭27年）
5. 第5集 わが国における企業経営管理方式に関する実証的研究（昭和36年）

(2) ケース・ブック

1. 経営方針ケース・ブック（昭33年）
2. 会計監査手続ケース・スタディ（昭35年）

(3) 研究所機関誌

1. ビジネス・レビュー (4 季報)

(4) 資 料 目 録

1. 雑誌目録 (昭和36年)

5. 主 要 施 設

本研究所は、一橋大学東校舎の一部を使用して、その研究及び事業を行っている。なお、現在の本研究所の主要施設は次のとおりである。

(1) 資 料 室

昭和32年9月より資料閲覧室を開設して、本学教官、卒業生、職員、学生等に資料(単行本、雑誌、その他)閲覧の便をはかっている。貸出は、本学教官、職員、研究科学生、大学院学生等を対象としている。なお、本閲覧室には、辞書、ハンドブック類、年鑑類、統計表類、当該年度受入れの単行本(洋、和)および雑誌(洋、和)有価証券報告書、営業報告書等を備付けている。

昭和36年7月1日現在までに受入れた単行本冊数は次の通りである。

洋 書

年 度	校費	財団	後援会	寄贈	雑誌(製 本) 済のもの	計
昭和36.3.1 現在	275	628	11	45	210	1,169
昭和36.3.1～ 同7.1	0	25	1	2	28	54
計	275	653	12	47	238	1,225

和 書

年 度	校費	財団	後援会	寄贈	雑誌(製 本) 済のもの	その他	計
昭和36.3.1 現在	519	451	98	1,032	1,302	482	3,884
昭和36.3.1～ 同7.1	36	73	43	49	197	0	398
計	555	524	141	1,081	1,499	482	4,282

洋、和書合計 5,507

註 上記「その他」欄の数字は、本学附属図書館より移管した社史の冊数を示す。

昭和36年7月1日現在受入れている雑誌は次の通りである。

洋雑誌30種類、和漢外国雑誌4種類、和雑誌179種類、合計213種類特に収集している資料は次の通りである。

1. 会社史 昭和34年6月より本学附属図書館と協同収集しており、その冊数は908冊(昭和36年7月1日現在)である。
2. 有価証券報告書、収集社数170社(昭和36年7月1日現在)である。
3. 営業報告書、収集社数751社(昭和36年7月1日現在)である。

同閲覧室の開室、閉室は次の通りである。

月曜一金曜 9.00～17.00 開室

土曜 9.00～12.00 "

日曜、祭日 閉 室

(2) ケース・スタデー、統計室

本ケース・スタデー、統計室備付けの機械は、昭和36年7月1日現在、次の通りである。

ラインメタル全自動式電動計算機	桁数 9×8×7	1台
モンロー電動式計算機	20桁	1台
トーコープ		1台
リコピー		1台
キヤノン複写装置		1台
キヤノンカメラ		1機
テープコーダー		2台

(3) 作 業 室

本作業室備え付けの機械は昭和36年3月1日現在、次の通りである。

朝日式電動輪転機	1台
英文タイプライター	1台
和文タイプライター	1台

第12 関係諸団体

1. 財団法人一橋大学後援会

一橋大学後援会は、一橋大学が世界の学会との交流を促進し、同大学の拡充発展をはかるために必要な、研究施設並びに学術出版活動及び教職員学生の福利厚生施設の充実に要する物的財的の援助を行うことを目的として、昭和31年11月28日文部大臣の許可を得て、財団法人として設立された。

本会の企図する主な事業内容は次の通りである。

1. 大学の教育研究施設充実のための物的財的援助
2. 外国語による研究雑誌、学術研究書その他の出版物刊行
3. 教官の海外派遣、外国留学生の援助
4. 外国人教師の招聘の援助
5. 教職員及び学生の厚生施設の充実

なお、本会設立と共に発展的解散することになった、財団法人一橋学園フアンドの残余財産が本会に寄贈されたが、本会の諸事業を円滑に運営し所期の目的を達成するためには、なお少からざる事業資金を必要とするので、一橋出身者の賛同により、如水会理事長村田省蔵氏を会長とする一橋大学後援会募金会が新たに結成され、その募金が本会の事業資金として寄附されるが、募金は非常な成果をおさめ完結した。

財団法人一橋大学後援会役員及び評議員

理事長 菅 礼之助

理事 塚田公太	酒井杏之助	近藤荒樹
上野十蔵	西村純平	水上達三
中山素平	渡辺文蔵	増田健次
中山伊知郎	山中篤太郎	山田雄三
高橋泰蔵	古川栄一	増田四郎
大平善梧	高島善哉	高橋長太郎
石田竜次郎	山田欽一	
幹事 熊沢貞夫	青木均一	安居喜造

井藤半弥	片野一郎	
服部玄三	犬丸徹三	佐伯卯四郎
清水善造	川村音次郎	岡田完二郎
野村与曾市	新海英一	結城鉄雄
大住達雄	中島慶次	竹内俊一
岸本久雄	小泉幸久	田辺信
新関八洲太郎	渡辺武次郎	谷田敏夫
吉野岳三	東島善吉	川瀬雅男
森長英	渡辺喜三郎	坂口二郎
阿部喜市	辻村正一	本田弘敏
森脇篤太郎	山根春衛	岡島美行
稲畑太郎	一井保造	大倉治一
金子嘉徳	竹村吉右衛門	前島秀博
出光計助	竹中治	玉塚栄次郎
寺尾一郎	田中外次	茂木啓三郎
芦田泰三	柴田恭二	田中百畝
正田英三郎	吉岡幸一	三間安市
川又克二	川村勝己	藤沢徳三郎
吉村寿雄	関好美	村木武夫
桧山広	太田可夫	伊大知良太郎
板垣与一	吉永栄助	

2. 東京商科大学奨学財団

東京商科大学東亜経済研究所の発足を機会に、其の事業並びに大学全般の事業の援助機関の必要を認め、当時の東京商科大学長高瀬莊太郎博士が如水会役員と相謀り、昭和15年9月25日東京商科大学奨学財団設立期成会を結成し、全国各会社並びに卒業生の寄附金を以つて昭和17年6月27日公益法人として文部大臣の認可を受け設立されたのが当財団である。

それ以来、経済の研究を助成し併せて経済教育の奨励及び其の発展を図るため、一橋大学経済研究所、同産業経営研究所並びに大学の研究、奨学、施設拡充等の援助をしている。

現在役員は次の通りである。

理事長	高橋 泰 藏		
理 事	板 倉 安兵衛	高 瀬 莊太郎	土 屋 計左右
	青 木 均 一	信 貴 英 藏	中 島 慶 次
監 事	大 谷 正 博	井 藤 半 弥	
評議員	井 藤 半 弥	生 駒 実	
	服 部 玄 三	高 瀬 莊太郎	中 山 伊知郎
	佐 藤 尚 武	正 田 貞一郎	信 貴 英 藏
	菅 礼之助	畠 山 藏 六	新 関 八洲太郎
	酒 井 杏之助	中 山 素 平	山 中 篤太郎

3. 財団法人東京商科大学各務奨学基金

故各務謙吉氏はかねて支那満洲方面において実業に従事すべき人材を養成する目的で、教官の大陸派遣、資料の蒐集、その他適切な施設を計画されていたが、未だその緒につかない前に急逝された。それで氏の遺族は甚だこれを遺憾とし、氏の生前の抱負を実現させるために遺産の中から金50万円を本学に提供されたので本学では昭和15年4月本財団を設立し、その目的を達成するに必要な事業を行っていたが、その後情勢の変化に応じて寄附行為の一部を変更し、広く実業に従事する人材の養成に裨益する目的をもって将来実業に従事すべき学生生徒に対する奨学費の補助、経済に関する研究調査費の補助等を行うこととなつた。

財団法人東京商科大学各務奨学基金役員

理 事 長	高 橋 泰 藏
理 事	中 山 伊 知 郎
	高 橋 泰 藏
	高 島 善 哉
監 事	欠 員

4. 財団法人故上田貞次郎博士記念奨学基金

故東京商科大学長帝国学院会員法学博士上田貞次郎氏が本学並びに本邦学界に尽瘁した功績を永久に記念し、且つその専攻であつた経済学、商業政策、工業政策及び人口問題等の研究を奨励する目的のため故上田学長記念事

業会から寄附された金5万円をもつて昭和16年5月本財団を設立した。

財団法人故上田貞次郎博士記念奨学基金役員

理 事 長	高 橋 泰 藏
理 事	中 山 伊 知 郎
	信 貴 英 藏
	板 倉 安 兵 衛
	高 橋 泰 藏
	太 田 哲 三
監 事	欠 員

5. 社団法人如 水 会

如水会は一橋大学並びにその前身である商法講習所以来の一橋学園に属する各本科出身の同窓者によつて組織された社団法人であつて、如水会の前身団体は校友会次いで同窓会であつた。本会の創立は大正3年11月14日であるが社団法人としての設立許可を受けたのは大正5年8月10日である。

目的 わが国の産業及び産業教育の充実と発展に寄与すると共に会員相互の親睦と知識の増進を図ることを目的とする。

事業 会報、名簿の発行、会館の経営、諸集会の開催、その他定款に掲げられた諸種の事業

会員 会員となる資格は上掲の通りであつて昭和36年6月30日現在の会員数は17,446名である。

会館 如水会館は本学の前敷地東京都千代田区神田一ツ橋1丁目1番地に在り、鉄筋コンクリート3階建て大正8年6月竣工したが、不幸大正12年の関東大震災に遭つて焼失したので、大正15年10月修復工事を施して再開するに至つた。最初の実用建坪面積は878坪であつたのを修復工事の際増加して現在は987坪である、大東亜戦の際戦災は免れたが、昭和21年5月20日会館は進駐軍の接収するところとなつたので、応急処置として本学の敷地の一部に38坪の別館を新築、小集会室4、事務室1を設け食堂を開いて小規模ながら昭和25年9月1日から会員の利用に供した。

昭和27年7月7日本館が接収解除となり明渡しの立合の際には全館内ガランドウの建物の外壁丈けを収受すると言った状態であったので、一日も早く全会員の要望に副うべく、手元準備積立金と銀行の借入金を合せ5,000,000円にて応急の一部補修工事と最少限の什器を整え昭和27年9月19日事務所を別館から移し食堂部を開設して、翌20日6年振りに会館を再開して会員に提供するに至った。次いで昭和28年5月安藤組によつて本改修工事に着手するに当り、更に銀行から応急資金借入と共に6月から如水会員に対し20,000,000円（後ち目標額を260,000,000円とした）の改修資金募集運動を行い、第1期工事から漸次第3期工事に進み、政府補償金の下渡を受けたり、借入金を返済して本館内主要工事を終り、募金の成果に対応して更に第4期工事に依つて記念館その他工事も進捗して、ここに戦前以上の様相によみがえつて各種の会合、結婚披露宴等会員の利用がひんぱんに行われるようになった。

残る香邸寮は昭和30年9月から引き続き安藤組による大改修に取り掛り、同年12月18日完成、翌19日開館した。

なお別館の建物は昭和27年10月1日一橋大学に寄贈した。

公益事業の実行 本会創立後今日までに実行した公益事業の主要なものは次の通りである。

1. 大正天皇御即位記念図書館を本学に寄附
2. 本学在外研究員に対する経費の補助
3. 一橋互助会に対する補助
4. 「商学研究」発刊事業の後援
5. 矢野二郎翁の銅像建設及び矢野記念館の寄附
6. 一橋新聞に対する補助
7. 商大財団結成の援助と募金達成
8. 一橋学園フアンド募金後援会の結成援助と募金達成
9. 一橋大学創立75周年並びに80周年記念行事及び事業への援助
10. 如水会別館の寄附
11. 商学会を復興し毎月一橋講演会へ援助

12. 一橋大学後援会募金会結成と募金達成

13. その他省略

本会の役員その他 現在役員その他は次の通りである。

相 談 役	正 田 貞一郎	田 中 都 吉	菅 礼之助
理 事 長	中 島 慶 次		
常 務 理 事	酒 井 杏之助	田 中 外 次	熊 沢 貞 夫
	渡 辺 文 蔵	土 屋 陽三郎	
理 事	塚 田 公 太	土 屋 計左右	岡 田 完二郎
	酒 井 杏之助	吉 野 岳 三	井 上 鳳 吉
	熊 沢 貞 夫	本 田 弘 敏	山 根 春 衛
	出 光 計 助	田 中 外 次	高 橋 朝次郎
	水 上 達 三	高 橋 泰 蔵	中 山 素 平
	川 又 克 二	渡 辺 文 蔵	関 好 美
	桧 山 広	土 屋 陽三郎	
監 事	犬 丸 徹 三	近 藤 荒 樹	上 野 十 蔵
	青 木 均 一	西 村 純 平	
評 議 員 会 長	川 村 音次郎		
評 議 員 副 会 長	安 居 喜 造	相 京 光 雄	
評 議 員	久 原 房之助	他 288 名	
年 級 連 絡 幹 事	田 村 秀 実	〃 168 名	
支 部 長	田 島 正 雄	〃 68 名	
事 務 局 長	菱 沼 繁 三	〃 従業員 100 名	

第 13 奨学寄附金一覧

(昭和36年4月1日現在)

種 別 及び寄附の目的	寄贈年月	寄 贈 金 額	寄贈金額現在高 (寄 贈 者)
学生奨学寄附金 (学生学資貸給)	明治22年寄贈残高		預金 11,297円 (日本鉄道会社及 鉄道庁その他)
加賀奨学寄附金 (学生体育奨励及 び学資貸給)	明治37年2月	現金 10,000	預金 231 (加賀千代子)
犬塚奨学寄附金 (学生英語奨励)	明治36年6月 同 41年4月 同 42年7月 大正6年5月	現金 2,400	預金 5,759 (犬塚信太郎)
半田奨学寄附金 (図 書 購 入)	明治39年11月	5分利公債2,000	預金 4,656 (半田庸太郎)
品川奨学寄附金 (学生学資貸給)	明治24年12月	5分利公債3,500	預金 9,749 (故品川子爵綱像建 設費寄附者総代清 浦伯爵外2名)
安宅奨学寄附金 (学術研究費及 学生学資貸給)	大正5年2月 同 8年2月 同 9年6月 同 10年2月	社債券 5,000 現金 15,000	預金 47,273 (安宅弥吉)
内田奨学寄附金 (在外研究員費補 助及学術研究費 修練費補助)	大正6年4月 同 7年1月 同 7年12月 同 8年12月	現金 75,000	預金 179,403 (内田信也)
神田奨学基金 寄 附 金 (英語奨励及英米 文化講義開設)	昭和3年3月 同 12月	東拓社債14,000 東電社債 1,000	預金 35,885 (神田男爵記念事 業 委 員 会)
卒業50周年 記念基金 50年間据置の後 大学の適切な 事業施設経費に 充 当	昭和14年7月	元金 11,500	金銭信託 40,670 (明治23年卒業 生青木五兵衛外 15名総代林幾太 郎)
鈴木奨学寄附金 (陸軍並びに海 軍に関する図 書 購 入)	昭和15年10月	現金 5,000	預金 9,001 (鈴木与平)

大和汽船 奨学 株式会社寄附金 (海運研究者の 養成並海運研 究費の補助)	昭和15年10月 同 16年10月	現金 31,000 公債 18,000	預金 104,053 (大和汽船株式会 社)
平生奨学寄附金 (図 書 購 入)	昭和19年12月	現金 20,000	預金 68 (平生鈆三郎)
シエル石油 奨 学 会 社 金	昭和36年1月	現金 2,000,000	預金 2,019,188 シエル石油 株式会社
合 計			2,467,233

第 14 職 員

(昭和36年 8 月現在)

○本 部 学 長 教 授 名 誉 教 授

経済学博士商学士 高橋 泰蔵
商学博士商学士 藤本幸太郎
商学博士商学士 高瀬莊太郎
商学博士商学士 太田 哲三
文学博士文学士 吹田 順助
パチエラー・オブ・アーツ(イリノイ州立大学) 牧 一
日本学士院会員経済学博士商学士 高垣寅次郎
経済学博士商学士 根岸 侑
法学士 本間 喜一
経済学博士商学士 山口 茂
商学士 堀 潮
日本学士院会員商学士 大塚金之助
商学博士商学士 加藤 由作
古瀬 良則
日本学士院会員経済学博士商学士 井藤 半弥
法学博士商学士 久保岩太郎
商学士 村松恒一郎
経済学博士商学士 赤松 要
理学博士理学士 佐藤 弘
法学博士法学士 田中 誠二
学長経済学博士商学士 高橋 泰蔵
商学部長商学博士商学士 古川 栄一
教授商学博士商学士 大林 良一
教授商学博士商学士 藻利 重隆
経済学部長商学士 馬場啓之助

評 議 員

第14 職 員

教授商学士 板垣 与一
教授商学士 村松 祐次
法学部長法学博士法学士 田中 和夫
教授法学博士商学士 大平 善梧
教授法学士 田上 穰治
社会学部長商学士 高島 善哉
教授商学士 坂田 太郎
教授商学士 太田 可夫
経済研究所長経済学博士商学士 高橋長太郎
教授商学士 小原 敬士
教授経済学士 松川 七郎
小平分校主事経済学博士商学士 増田 四郎
附属図書館長経済学博士商学士 森田 優三

○事 務 局

事務局長

文部事務官 藤野 正

庶 務 課

庶務課長

文部事務官 石塚 政次

課長補佐
庶務係長 (併)

文部事務官 磯貝 真治

文書係長

文部事務官 手塚 信雄

人事係長

文部事務官 沢井 文男

文部事務官 宮地 春彦

文部事務官 山内 裕子

文部事務官 篠田 幸雄

文部事務官 沼崎 キミ

文部事務官 横山 君代

会 計 課

会計課長

文部事務官 渡辺 尚道

課長補佐
総務係長 (併)

文部事務官 石沢 鉦吉

第14 職 員

出納係長
用度係長
管財係長

文部事務官 萩野 憲
文部事務官 河内礼次郎
文部事務官 田中 昭
文部事務官 古沢 正至
文部事務官 鴨下四郎男
文部事務官 加藤 茂雄
文部事務官 石田喜多男
文部事務官 長島 徳治
文部事務官 末永 定文
文部事務官 工藤 五郎
文部事務官 政田 武雄
文部事務官 椿 由喜男
文部技官 竹内 秀吉

施設課

施設課長
課長補佐
企画係長 (併)
工営係長

文部技官 大堀 知夫
文部事務官 阿部 直衛
文部技官 印東 達雄
文部技官 金子 喜一
文部技官 楠岡 馨
文部技官 関 茂
文部技官 西野 滝蔵

○学 生 部

学生部長 (併)

学 務 課

学務課長
課長補佐
教務係長 (併)
学生係長

教授商学士 小泉 明
文部事務官 横田 憲喜
文部事務官 黒森 四男
文部事務官 堀越 保治
文部事務官 小室 正己
文部事務官 永島 一夫

(理化学室)

厚 生 課

厚生課長
課長補佐
保健係長 (併)
厚生係長

文部事務官 岩崎 極子
文部事務官 遠藤辰次郎
文部事務官 角田 耕治

文部事務官 喜勢 成弥
文部事務官 尾崎 賢治
文部事務官 鈴木 五一
文部事務官 沼崎 保宏

○附属図書館

附属図書館長
幹 事
事 務 長
管理受入係長
洋書目録係長 (欠)
和漢書目録係長
閲覧係長
小平分館図書係長

教授経済学博士商学士 森田 優三
助教授商学士 山口 隆二
文部事務官 川崎 操
文部事務官 岡崎 義富

文部事務官 佐藤 唱司
文部事務官 金子 匡
文部事務官 戸出 英雄
文部事務官 平 政吉
文部事務官 大橋 涉
文部事務官 諸沢 菊雄
文部事務官 清水 末寿
文部事務官 曲田 峯子
文部事務官 砂川 淑子
文部事務官 山崎 昭
文部事務官 菱木 養一
文部事務官 佐々木 正
文部事務官 市村 種郎
文部事務官 川島 清
文部事務官 高島 太郎

第14 職 員

○商 学 部

学 部 長 (併)

教 授

商業数学

配 給 論

財務管理

(一般教育授業担当)

(一般教育授業担当)

簿記各論, 管理会計

保険総論, 生命保険

会計学概論

企業形態, 生産管理

商品学第一, 商品検査

会計学原理, 原価計算

経営学原理, 労務管理

(一般教育授業担当)

外国為替

金 融 論

交通及倉庫, 海運

簿記原理, 監査

金 融 論

助 教 授

(一般教育授業担当)

証券市場論

経営学史

貿易理論

(産業経営研究施設勤務)

講 師

(理化学室勤務)

教授商学博士商学士 古川 栄一

経済学博士商学士 久武 雅夫

商学士 深見 義一

商学博士商学士 古川 栄一

商学士文学士 根岸 国孝

山田 和男

商学士 松本 雅男

商学博士商学士 大林 良一

商学士 片野 一郎

商学士 山城 章

理学博士理学士 北原 三郎

商学士 番場嘉一郎

商学博士商学士 藻利 重隆

佐々木高政

商学士 小泉 明

商学士 長沢 惟恭

商学士 地田 知平

商学士 飯野 利夫

学長経済学博士商学士 高橋 泰蔵

藤沢 伝

商学士 木村 増三

商学士 雲嶋 良雄

商学士 吉野 昌甫

商学士 藤津 清治

商学士 木村 栄一

関口 清見

商品学第二

(外国出張中)

(一般教育授業担当)

簿記各論

(外国出張中)

(一般教育演習担当)

(一般教育演習担当)

理学博士理学士

経済学修士 (一橋大学) 経済学士 橋本 仁蔵

文学修士 (東京大学) 文学士 宮川 公男

商学修士 (一橋大学) 商学士 斎藤 忠利

商学修士 (一橋大学) 商学士 森田 哲弥

商学修士 (一橋大学) 商学士 田内 幸一

商学修士 (一橋大学) 商学士 岡本 清

商学修士 (一橋大学) 商学士 田島 壮幸

経済学博士 (一橋大学) 経済学修士 (一橋大学) 経済学士 米川 伸一

助 手

(理化学室勤務)

浅岡 博

原田 忠信

非常勤講師

火災保険

貿易実践

事 務 長

経済学博士商学士 相馬 勝夫

商学博士商学士 浜谷 源蔵

文部事務官 小松 正一

○商学部附属産業経営研究施設

施設長 (併)

教 授

助 教 授

事務主任 (併)

商学博士商学士 古川 栄一

経済学士 高宮 晋

商学士 西川 義朗

助 手 原田 忠信

文部事務官 飯塚 深

○経 済 学 部

学 部 長 (併)

教 授

経済学特殊講義

経済政策

教授商学士 馬場啓之助

経済学博士商学士 中山伊知郎

経済学博士商学士 山中篤太郎

第14 職 員

統計学総論，経済統計	経済学博士商学士	森田 優三
経済学史	経済学博士商学士	山田 雄三
応用数学	理学士商学士	山田 欽一
経済哲学，農業政策	商学士	馬場啓之助
(一般教育授業担当)	ドクトル・デル・フィロ ソフイエ(ウイーン大学)文学士	植田 敏郎
経済政策	商学士	板垣 与一
西洋経済史	経済学博士商学士	増田 四郎
東洋経済	商学士	村松 祐次
財政学総論	商学士	木村 元一
(一般教育授業担当)		岩田 一男
国際経済論	商学士	小島 清
東洋経済史	社会学部教授商学士	増淵 竜夫
経済史特殊問題	東京大学教授農学博士農学士	古島 敏雄
助 教 授		
(附属図書館勤務)	商学士	山口 隆二
経済統計	商学士	磯野 修
独語第二	文学士	橋本 郁雄
日本経済史	文学士	永原 慶二
経済地理	商学士	青木外志夫
(一般教育授業担当)	文学士	鈴木 正
数理統計	理学士	鍋谷 清治
財政学各論	商学士	大川 政三
経済原論第二	商学士	種瀬 茂
経済理論特殊問題	商学士	関 恒義
(外国出張中)	商学士	渡辺 金一
経済原論第一	商学士	荒 憲治郎
(一般教育授業担当)	文学士	宮下 忠二
講 師		
経済政策特殊問題	商学士	坂本 二郎

(一般教育授業担当)	文学士	鈴木 道彦
工業政策	商学士	外池 正治
(一般教育授業担当)	文学士	小野 茂
(外国出張中)	経済学修士(一橋大学)経済学士	塩野谷祐一
(一般教育授業担当)	経済学修士(一橋大学)経済学士	山田 欣吾

助 手		
(外国出張中)	理学士	片岡 信二
非常勤講師		
社会統計	経済学博士経済学士	館 稔
事務長	文部事務官	阿曾 福門

○法 学 部

学 部 長(併)	教授法学博士法学士	田中 和夫
教 授		
西洋法制史，法律思想	法学博士商学士	町田 実秀
英米法，民事訴訟法	法学博士法学士	田中 和夫
民法(物権)，労働法	法学士	吾妻 光俊
国際公法総論，同各論	法学博士商学士	大平 善梧
刑 法	法学士文学士	植松 正
憲 法	法学士	田上 穰治
(外国出張中)	商学士	吉永 栄助
助 教 授		
(一般教育授業担当)		山川喜久男
(一般教育授業担当)	文学士	菊池 亘
西洋外交史	法学士	細谷 千博
仏語第二	文学士	高橋 安光
行政法総論	商学士	市原昌三郎
民法総論	商学士	夢沼 謙一
講 師		
(一般教育授業担当)		吉井 四郎

第14 職 員

(一般教育授業担当) 理学士 藤末 宏
 商法(手形,小切手),商法特殊講義 商学士 松元 亘
 (外国出張中) 文学士 森川 俊夫
 民法(債権総論) 法学士 好美 清光
 (一般教育授業担当) 文学士 河野 一郎
 (一般教育演習担当) 法学博士(一橋大学)法学
 修士(一橋大学)法学士 坪場 準一
 法学博士(一橋大学)法学
 修士(一橋大学)法学士 杉原 泰雄

助 手

法学修士(一橋大学)法学士 勝田 有恒

非常勤講師

国際私法 法学博士商学士 久保岩太郎
 商法(会社法) 法学博士法学士 田中 誠二
 東洋外交史 法学博士法学士 植田 捷雄
 民法(債権各論) 商学士 並木 俊守
 民法(身分法) 法学士 沼 正也
 日本法制史 法学士 隈崎 渡
 民事訴訟法 法学博士法学士 高根義三郎
 事務長 文部事務官 片倉 厚

○社会学部

学部長(併) 教授商学士 高島 善哉
 教 授
 華語第一,華語第二 熊野 正平
 独文学講義 文学士 大畑 末吉
 仏文学講義 文学士 山田 九朗
 社会科学概論,社会学第一 商学士 高島 善哉
 (一般教育授業担当) 理学士 石田竜次郎
 社会思想史 商学士 坂田 太郎
 哲学 商学士 太田 可夫

科学思想 理学博士理学士 杉田 元宜
 西洋倫理学 文学博士商学士 藤井 義夫
 教育行政学,独語第一 文学士 多田 鉄雄
 英文学講義 文学士 海老池俊治
 (一般教育授業担当) 文学士 亀井 孝
 露文学,露語第二 金子 幸彦
 東洋倫理学 文学士 西 順藏
 歴史学 商学士 増淵 竜夫
 社会心理学
 ドクター・オブ・フィロソフィー(コーネル大学)文学士 南 博
 労働問題 経済学部教授経済学博士商学士 山中篤太郎
 人口問題 名古屋大学教授経済学博士商学士 美濃口時次郎

助 教 授

社会学第二 商学士 石田 忠
 教育原論 商学士 鈴木 秀男
 (一般教育授業担当) 文学士 富原 芳彰
 (外国出張中) 法学士 岡 義達
 社会政策 商学士 大陽寺順一
 (一般教育授業担当) 文学士 増谷外世嗣
 社会思想史
 ドクター・オブ・フィロソフィー(オックスフォード大学)
 マスター・オブ・アーツ(ウィスコンシン大学) 商学士 都築 忠七

講 師

(一般教育演習担当) 商学士 古賀英三郎
 (一般教育演習担当) 文学博士(東京大学)文学
 修士(東京大学)文学士 佐々木潤之介

助 手

体育学士 川口 智久

授 業 兼 担

歴史学 経済学博士商学士 増田 四郎
 仏文学原典講読 商学士文学士 根岸 国孝

第14 職 員

独文学講義		
ドクトル・デル・フィロソフイエ(ウィーン大学)	文学士	植田 敏郎
英文学原典講読	文学士	菊池 亘
非常勤講師		
社会学第三, 社会主義及び社会運動		
経済学博士	経済学士	副島 種典
マス・コミュニケーション論	法学士	荒瀬 豊
教育社会学	文学士	馬場 四郎
教育心理学	文学博士	文学士 辰野 千寿
文化人類学		
ドクトル・デル・フィロソフイエ(ウィーン大学)	経済学士	大林 太良
哲学史	文学士	藤田 健治
宗教学	文学博士	文学士 玉城康四郎
ラテン語原典講読, ラテン語文法	文学士	湯井壯四郎
ギリシヤ語原典講読, ギリシヤ語文法		
パチエラー・オブ・アーツ(ハーヴァード大学)		久保 正彰
文学修士(東京大学)		
職業教育	商学士	大埜 隆治
スペイン語第一, スペイン語第二		荒井 正道
事務長	文部事務官	福田 弥二
○学部事務室		
	文部事務官	雨宮かつみ
	文務事務官	鶴淵 文子
	文部事務官	野波 俊一
○小平分校		
主 事	経済学部教授	経済学博士 商学士 増田 四郎
一般教育科目		
日本史	経済学部助教授	文学士 永原 慶二
東洋史	社会学部教授	商学士 増淵 竜夫
西洋史	経済学部講師	経済学修士 山田 欣吾
	(一橋大学) 経済学士	

哲 学	社会学部教授	商学士 太田 可夫
倫理学	社会学部教授	文学博士 商学士 藤井 義夫
心理学	社会学部教授	
ドクター・オブ・フィロソフイエ(コーネル大学)	文学士	南 博
人文地理	社会学部教授	理学士 石田 竜次郎
人類学	非常勤講師	文学博士 文学士 西村朝日太郎
英文学	社会学部助教授	文学士 富原 芳彰
仏文学	商学部教授	商学士 文学士 根岸 国孝
露文学	社会学部教授	金子 幸彦
中国文学	社会学部教授	文学士 西 順藏
国 語	社会学部教授	文学士 亀井 孝
商業通論	商学部教授	商学士 深見 義一
同	商学部助教授	商学士 木村 増三
経済通論	経済学部教授	経済学博士 商学士 山田 雄三
同	経済学部教授	商学士 木村 元一
法学通論	法学部助教授	商学士 市原昌三郎
政治学	経済学部教授	商学士 板垣 与一
同	法学部助教授	法学士 細谷 千博
社会思想	社会学部教授	商学士 坂田 太郎
代数学, 幾何学	経済学部助教授	商学士 関 恒義
同	経済学部助教授	理学士 鍋谷 清治
微分積分学, 函数方程式	法学部講師	理学士 藤末 宏
現代数学	経済学部教授	理学士 商学士 山田 欽一
物理学	社会学部教授	理学博士 理学士 杉田 元宜
化学第一, 同第二	商学部講師	理学博士 理学士 橋本 仁蔵
生物学	非常勤講師	理学博士 理学士 岡 徹
地学	非常勤講師	理学士 矢沢 大二
統計学	商学部教授	経済学博士 商学士 久武 雅夫
同	経済学部助教授	商学士 磯野 修

語 学

語学第一（英語）

商学部教授 山田 和男
 商学部教授 佐々木高政
 経済学部教授 岩田 一男
 社会学部教授文学士 海老池俊治
 法学部助教授 山川喜久男
 法学部助教授文学士 菊池 亘
 社会学部助教授文学士 富原 芳彰
 社会学部助教授文学士 増谷外世嗣
 経済学部助教授文学士 宮下 忠二
 経済学部講師文学士 小野 茂
 法学部講師文学士 河野 一郎
 商学部講師文学士（東京大学）文学士 斎藤 忠利

外国人教師 パチエラー・オヴ・アーツ（ミシガン大学）
 マスター・オヴ・アーツ（ミシガン大学）

Joseph McNicol Allerdice

非常勤講師文学士 中島 和
 非常勤講師文学士 長谷川正平
 非常勤講師文学士 高見 幸郎
 非常勤講師文学士 福与 正治
 非常勤講師 石井正之助

語学第二（独語）

ドクトル・デル・フィロソフイエ（ウィーン大学）文学士

経済学部教授 植田 敏郎
 社会学部教授文学士 大畑 末吉
 社会学部教授文学士 多田 鉄雄
 経済学部助教授文学士 橋本 郁雄
 法学部講師文学士 森川 俊夫
 非常勤講師文学士 北 通文
 非常勤講師文学士 畑中伊三郎
 非常勤講師文学士 大成 竜雄

（外国出張中）

語学第二（仏語）

外国人教師 Friedrich Greil
 社会学部教授文学士 山田 九朗
 商学部教授商学士文学士 根岸 国孝
 法学部助教授文学士 高橋 安光
 経済学部講師文学士 鈴木 道彦
 外国人講師 Renée Lagache

語学第二（華語）

社会学部教授 熊野 正平
 非常勤講師 靳 炎彬
 社会学部教授 金子 幸彦
 非常勤講師 佐々木 彰

語学第二（露語）

演 習

人文科学ゼミ

社会学部教授理学士 石田竜次郎
 社会学部教授文学士 西 順蔵

社会科学ゼミ

商学部教授商学士 長沢 惟恭
 商学部助教授商学士 吉野 昌甫
 商学部助教授商学士 雲嶋 良雄
 商学部講師商学修士（一橋大学）学士 森田 哲弥
 商学部講師商学修士（一橋大学）商学士 田島 壮幸
 商学部講師商学修士（一橋大学）商学士 岡本 清
 経済学部助教授商学士 大川 政三
 経済学部助教授商学士 青木外志夫
 経済学部講師商学士 坂本 二郎
 経済学部講師商学士 外池 正治
 経済学部講師経済学修士（一橋大学）経済学士 塩野谷祐一
 経済学部講師経済学修士（一橋大学）経済学士 山田 欣吾
 法学部講師商学士 松元 亘
 法学部講師法学士 好美 清光
 法学部講師法学博士（一橋大学）
 法学修士（一橋大学）法学士 坪場 準一

第14 職 員

社会科学部助教授商学士 大陽寺順一
社会科学部講師商学士 古賀英三郎
社会科学部講師文学博士(東京大学) 佐々木潤之介
文学修士(東京大学)文学士
自然科学ゼミ
経済学部教授理学士商学士 山田 欽一
社会科学部教授理学博士理学士 杉田 元宜
商学部教授理学博士理学士 北原 三郎

語 学 ゼ ミ

英 語

経済学部教授 岩田 一男
法学部助教授 山川壽久男
社会科学部助教授文学士 増谷外世嗣

独 語

ドクトル・デル・フィロソフイエ(ウイーン大学)文学士

経済学部教授 植田 敏郎
文学士

仏 語

法学部助教授文学士 高橋 安光

華 語

社会科学部教授 熊野 正平

専 門 科 目

会計学概論

商学部教授商学士 飯野 利夫

経済史概論

経済学部助教授商学士 渡辺 金一

民法総論

法学部助教授商学士 蓼沼 謙一

社会科学概論

社会科学部教授商学士 高島 善哉

刑 法

法学部教授文学士法学士 植松 正

保 健 体 育

体育実技

商学部助教授 藤沢 伝

経済学部助教授文学士 鈴木 正

法学部講師 吉井 四郎

経済学部助手体育学士 川口 智久

(弓道)

非常勤講師 窪田真太郎

(柔道)

非常勤講師 柴山 謙治

(剣道)

非常勤講師 本間 七郎

特殊体育

非常勤講師医学博士医学士 高谷 治

体育講義

経済学部助教授文学士 鈴木 正

非常勤講師医学博士医学士 高谷 治

事 務 長

文部事務官 松本 秀雄

事務長補佐

文部事務官 浅見 和夫

庶務係長(併)

文部事務官 岩田 晟

教務係長

文部事務官 谷部長次郎

厚生係長

文部事務官 谷部 弥平

文部事務官 浅見惣五郎

文部事務官 飯野 孝子

文部事務官 近藤 清子

○経済研究所

所 長

教授経済学博士商学士 高橋長太郎

教 授

商学士 小原 敬士

経済学博士商学士 高橋長太郎

商学士 伊大知良太郎

農学博士農学士 大川 一司

(外国出張中)

山田 勇

ドクター・オブ・フィロソフイー(ハーヴァード大学)

マスター・オブ・アーツ(ハーヴァード大学)

都留 重人

商学士 野々村一雄

経済学士 松川 七郎

助 教 授

(外国出張中)

商学士 山田 秀雄

商学士 石川 滋

商学士 大野精三郎

経済学博士商学士 篠原三代平

農学士 梅村 又次

商学士 岡 稔

(外国出張中)

講 師

助 手

事 務 長

庶務係長

会計係長 (併)

資料係長

統計係長 (併)

○大 学 院

大学院委員

学長

商学士 伊東 政吉

商学士 佐藤 定幸

商学士 細谷 新治

経済学士 本田 創造

商学士 藤野正三郎

商学士 倉林 義正

宇津木 正

商学士 江見 康一

商学士 宮鍋 幟

商学士 津田 内匠

経済学修士 (一橋大学) 経済学士 溝口 敏行

文部事務官 後藤 政勝

文部事務官 森窪 一郎

文部事務官 後藤 政勝

文部事務官 八巻 滋

文部事務官 森窪 一郎

文部事務官 常川 静子

文部事務官 奥田 妙子

文部事務官 鳥居 久子

文部事務官 毛利さわ子

文部事務官 松尾 剛

文部事務官 宮地 幹夫

文部事務官 浜田シヅ子

文部事務官 浜田 宗雄

経済学博士商学士 高橋 泰蔵

商学研究科長

経済学研究科長

法学研究科長

社会学研究科長

○商 学 研 究 科

研 究 科 長

授 業 担 当 教 授

保険数学特殊問題, 数理経済学特殊研究

配給市場制度, 貿易為替特殊問題

経営学特殊問題

管理会計特殊問題

生命保険特殊問題, 社会保険特殊問題

会計組織論

公企業経営論, 同特殊研究

商品化学特殊問題

株式会社会計, 同特殊研究

経営学史特殊問題, 同特殊研究

金融特殊問題

第14 職 員

教授商学博士商学士 古川 栄一

教授商学士 山城 章

教授商学士 飯野 利夫

教授商学士 馬場啓之助

教授商学士 村松 祐次

教授商学士 伊大知良太郎

教授法学博士法学士 田中 和夫

教授法学博士商学士 大平 善梧

教授法学博士商学士 町田 実秀

教授商学士 高島 善哉

教授文学士 大畑 末吉

教授経済学士 松川 七郎

教授商学士 高橋長太郎

商学博士商学士 古川 栄一

経済学博士商学士 久武 雅夫

商学士 深見 義一

商学博士商学士 古川 栄一

商学士 松本 雅男

商学博士商学士 大林 良一

商学士 片野 一郎

商学士 山城 章

理学博士理学士 北原 三郎

商学士 番場嘉一郎

商学博士商学士 藻利 重隆

商学士 小泉 明

第14 職 員

企業形態特殊問題	経済学士	高宮 晋
物 価 論	商学士	長沢 惟恭
陸運経営論	商学士	地田 知平
監査特殊問題	商学士	飯野 利夫
金 融 論	学長経済学博士商学士	高橋 泰蔵
授業担当助教授		
配給市場制度	商学士	木村 増三
株式会社経営論	商学士	雲嶋 良雄
貿易為替特殊問題	商学士	吉野 昌甫
経営学特殊問題	商学士	藤津 清治
	商学士	木村 栄一
会計組織論	商学士	西川 義朗
授業担当非常勤講師		
火災保険特殊問題	経済学博士商学士	相馬 勝夫
貿易商品論, 商品製法論	理学博士理学士	石井 頼三

○経済学研究科

研 究 科 長	商学士	馬場啓之助
授業担当教授		
理論経済学特殊問題	経済学博士商学士	中山伊知郎
経済政策特殊問題, 同特殊研究	経済学博士商学士	山中篤太郎
経済統計特殊問題, 同特殊研究	経済学博士商学士	森田 優三
理論経済学特殊問題, 同特殊研究	経済学博士商学士	山田 雄三
応用数学特殊問題	理学士商学士	山田 欽一
経済学史特殊問題	商学士	馬場啓之助
経済政策特殊問題	商学士	板垣 与一
西洋経済史特殊問題	経済学博士商学士	増田 四郎
東洋経済特殊問題, 同特殊研究	商学士	村松 祐次
租税論特殊問題	商学士	木村 元一

商業政策特殊問題	商学士	小島 清
(経済学史特殊問題)	商学士	高島 善哉
(西洋経済史特殊問題)	商学士	小原 敬士
財政と国民所得, 同特殊研究	経済学博士商学士	高橋長太郎
(時系列論)	商学士	伊大知良太郎
各国経済事情, 農業政策特殊問題	農学博士農学士	大川 一司
経済政策特殊研究		
時系列論, 統計学特殊研究		山田 勇
(外国出張中) ドクター・オブ・フィロソフィー(ハーヴァード大学)	都留 重人	
	マヌター・オブ・アーツ(ハーヴァード大学)	
数理経済学特殊研究	経済学博士商学士	久武 雅夫
自律還流系論	理学博士理学士	杉田 元宜
人口政策	名古屋大学教授経済学博士商学士	美濃口時次郎
日本経済史特殊問題	東京大学教授農学博士農学士	古島 敏雄
授業担当助教授		
(経済統計特殊問題, 統計学特殊問題)	商学士	磯野 修
日本経済史	文学士	永原 慶二
(経済地理特殊問題)	商学士	青木外志夫
(推測統計学)	理学士	鍋谷 清治
(租税論特殊問題)	商学士	大川 政三
(経済学史特殊問題)	商学士	種瀬 茂
(応用数学特殊問題)	商学士	関 恒義
(外国出張中)	商学士	渡辺 金一
理論経済学特殊問題	商学士	荒 憲治郎
中国経済事情	商学士	石川 滋
日本経済事情	経済学博士商学士	篠原三代平
農業政策特殊問題	農学士	梅村 又次
(外国出張中)	商学士	伊東 政吉

○法 学 研 究 科

研 究 科 長	法学博士法学士	田中 和夫
授業担当教授		
西洋法制史特殊問題	法学博士商学士	町田 実秀
英米公法特殊問題	法学博士法学士	田中 和夫
労働法特殊問題第一	法学士	吾妻 光俊
国際法特殊問題, 同特殊研究	法学博士商学士	大平 善梧
刑事学特殊問題	法学士文学士	植松 正
憲法特殊問題, 同特殊研究	法学士	田上 穰治
(外国出張中)	商学士	吉永 栄助
授業担当助教授		
西洋外交史特殊問題	法学士	細谷 千博
行政法特殊問題第二	商学士	市原昌三郎
財産法特殊問題	商学士	蓼沼 謙一
授業担当非常勤講師		
株式会社法特殊問題	法学博士法学士	田中 誠二
東洋外交史	法学博士法学士	植田 捷雄
政治学特殊問題	法学博士法学士	原田 鋼

○社会学研究科

研 究 科 長	商学士	高島 善哉
授業担当教授		
東洋社会		熊野 正平
社会の発展と文化	文学士	大畑 末吉
(社会の発展と文化)	文学士	山田 九朗
社会学特殊問題, 同特殊研究	商学士	高島 善哉
(社会の発展と文化)	理学士	石田竜次郎
社会思想史, 同特殊研究	商学士	坂田 太郎
社会哲学, 社会思想史特殊研究	商学士	太田 可夫
(社会の発展と文化)	理学博士理学士	杉田 元宜

社会哲学	文学博士商学士	藤井 義夫
社会学特殊問題	文学士	多田 鉄雄
社会の発展と文化	文学士	海老池俊治
社会の発展と文化, 社会文化特殊研究	文学士	亀井 孝
社会文化特殊研究		金子 幸彦
(社会思想史特殊問題)	文学士	西 順蔵
社会の発展と文化	商学士	増淵 竜夫
社会学特殊問題		
ドクター・オブ・フィロソフィー(コーネル大学)	文学士	南 博
アメリカ社会, 同特殊研究	商学士	小原 敬士
(外国出張中) ドクター・オブ・フィロソフィー(ハーヴァード大学) マスター・オブ・アーツ(ハーヴァード大学)		都留 重人
(ソヴィエト社会)	商学士	野々村一雄
社会思想史, 同特殊研究	経済学士	松川 七郎
社会問題	名古屋大学教授経済学博士商学士	美濃口時次郎

授業担当助教授

(社会学特殊問題)	商学士	石田 忠
(社会学特殊問題)	商学士	鈴木 秀勇
(社会の発展と文化)	文学士	富原 芳彰
(外国出張中)	法学士	岡 義達
(社会政策)	商学士	大陽寺順一
(社会の発展と文化)	文学士	増谷外世嗣
(社会思想史)	商学士	都築 忠七
(外国出張中)	商学士	山田 秀雄
(社会思想史)	商学士	大野精三郎
ソヴィエト社会	商学士	岡 稔
(アメリカ社会)	商学士	佐藤 定幸

○一橋大学東京商科大学

大 学 長	学長経済学博士商学士	高橋 泰蔵
教 授		

第14 職 員

商学部教授経済学博士商学士 高橋 泰蔵
 商学部教授経済学博士商学士 久武 雅夫
 商学部教授商学士 深見 義一
 商学部教授商学博士商学士 古川 栄一
 商学部教授商学士 松本 雅男
 商学部教授商学博士商学士 大林 良一
 商学部教授商学士 片野 一郎
 商学部教授商学士 山城 章
 商学部教授理学博士理学士 北原 三郎
 商学部教授商学士 番場嘉一郎
 商学部教授商学博士商学士 藻利 重隆
 商学部教授商学士 小泉 明
 商学部教授商学士 長沢 惟恭
 商学部教授商学士 地田 知平
 商学部教授商学士 飯野 利夫
 商学部附属産業経営研究施設教授経済学士 高宮 晋
 経済学部教授経済学博士商学士 中山伊知郎
 経済学部教授経済学博士商学士 山中篤太郎
 経済学部教授経済学博士商学士 森田 優三
 経済学部教授経済学博士商学士 山田 雄三
 経済学部教授理学士商学士 山田 欽一
 経済学部教授商学士 馬場啓之助
 経済学部教授商学士 板垣 与一
 経済学部教授経済学博士商学士 増田 四郎
 経済学部教授商学士 村松 祐次
 経済学部教授商学士 木村 元一
 経済学部教授商学士 小島 清
 法学部教授法学博士商学士 町田 実秀
 法学部教授法学博士法学士 田中 和夫

法学部教授法学士 吾妻 光俊
 法学部教授法学博士商学士 大平 善梧
 法学部教授法学士文学士 植松 正
 法学部教授法学士 田上 穰治
 法学部教授商学士 吉永 栄助
 社会学部教授 熊野 正平
 社会学部教授文学士 大畑 末吉
 社会学部教授文学士 山田 九朗
 社会学部教授商学士 高島 善哉
 社会学部教授理学士 石田竜次郎
 社会学部教授商学士 坂田 太郎
 社会学部教授商学士 太田 可夫
 社会学部教授理学博士理学士 杉田 元宜
 社会学部教授文学博士商学士 藤井 義夫
 社会学部教授文学士 多田 鉄雄
 社会学部教授文学士 海老池俊治
 社会学部教授文学士 亀井 孝
 社会学部教授 金子 幸彦
 社会学部教授文学士 西 順蔵
 社会学部教授 ドクター・オブ・ファイロ
 ソファイア(コーネル大学) 文学士 南 博
 社会学部教授商学士 増淵 竜夫
 経済研究所教授商学士 小原 敬士
 経済研究所教授経済学博士商学士 高橋長太郎
 経済研究所教授商学士 伊大知良太郎
 経済研究所教授農学博士農学士 大川 一司
 経済研究所教授 山田 勇
 経済研究所教授 ドクター・オブ・フィロソフィー(ハーヴァード大学)
 マスター・オブ・アーツ(ハーヴァード大学) 都留 重人
 経済研究所教授商学士 野々村一雄

経済研究所教授経済学士 松川 七郎
 名古屋大学教授経済学博士商学士 美濃口時次郎
 東京大学教授農学博士農学士 古島 敏雄

第15 職 員 異 動

(自昭和36年3月1日 至昭和36年8月31日)

○任 命			
一橋大学教授	36. 4. 1	学 長	山中篤太郎
一橋大学東京商科大学教授	4. 1	教 授	山中篤太郎
一橋大学長	4. 1	同	高橋 泰蔵
一橋大学東京商科大学長	4. 1	学 長	高橋 泰蔵
一橋大学評議員	4. 1	同	高橋 泰蔵
一橋大学教授(商・併)	4. 1	同	高橋 泰蔵
一橋大学法学部長	4. 1	教 授	田中 和夫
一橋大学評議員	4. 1	同	田中 和夫
同	4. 1	同	大林 良一
同	4. 1	同	藻利 重隆
同	4. 1	同	板垣 与一
同	4. 1	同	馬場啓之助
同	4. 1	同	大平 善梧
同	4. 1	同	田上 穰治
同	4. 1	同	太田 可夫
同	4. 1	同	坂田 太郎
同	4. 1	同	小原 敬士
同	4. 1	同	松川 七郎
一橋大学東京商科大学教授	4. 1	同	北原 三郎
同	4. 1	同	長沢 惟恭
一橋大学附属図書館長事務取扱	4. 1	学 長	高橋 泰蔵
一橋大学教授(社・併)	4. 1	教授(経)	山中篤太郎
同 (同)	4. 1	名古屋大学教授	美濃口時次郎
同 (経・併)	4. 1	東京大学教授	古島 敏雄
一橋大学東京商科大学教授(併)	4. 1	名古屋大学教授	美濃口時次郎

第15 職員異動

一橋大学東京商科大学教授(併)	36. 4. 1	東京大学教授	古島 敏雄
一橋大学助教授	4. 1	講師	宮下 忠二
一橋大学学務課長	4. 1	商学部事務長	横田 憲喜
一橋大学経済学部事務長	4. 1	経済研究所事務長	阿曾 福門
一橋大学経済研究所事務長	4. 1	経済研究所事務長補佐	後藤 政勝
一橋大学商学部事務長	4. 1	附属図書館洋書目録係長	小松 正一
一橋大学厚生課課長補佐	4. 1	厚生課保健係長	尾崎 賢治
一橋大学厚生課保健係長(併)	4. 1	厚生課課長補佐	尾崎 賢治
一橋大学講師	4. 1	宇都宮大学講師	斎藤 忠利
同	4. 1	電気通信大学講師	森川 俊夫
同	4. 1		岡本 清
同	4. 1		佐々木潤之介
同	4. 1		田島 壮幸
大学院商学研究科担当	4. 1	教授	北原 三郎
同	4. 1	同	長沢 惟恭
同	4. 1	助教授	木村 増三
同	4. 1	同	西川 義朗
同	4. 1	同	木村 栄一
同	4. 1	同	吉野 昌甫
同	4. 1	同	雲嶋 良雄
同	4. 1	同	藤津 清治
大学院経済学研究科担当	4. 1	同	磯野 修
同	4. 1	同	大川 政三
同	4. 1	同	種瀬 茂
同	4. 1	同	関 恒義
同	4. 1	同	渡辺 金一
同	4. 1	同	鍋谷 清治
同	4. 1	同	荒 憲治郎

同	4. 1	助教授	青木外志夫
同	4. 1	同	篠原三代平
同	4. 1	同	石川 滋
同	4. 1	同	梅村 又次
同	4. 1	同	伊東 政吉
大学院社会学研究科担当	4. 1	同	石田 忠
同	4. 1	同	鈴木 秀男
同	4. 1	同	岡 義達
同	4. 1	同	大陽寺順一
同	4. 1	同	都築 忠七
同	4. 1	同	富原 芳彰
同	4. 1	同	増谷外世嗣
同	4. 1	同	山田 秀雄
同	4. 1	同	大野精三郎
同	4. 1	同	岡 稔
同	4. 1	同	佐藤 定幸
一橋大学附属図書館長	4. 16	教授	森田 優三
一橋大学評議員	4. 16	同	森田 優三
国立大学図書館専門職員採用中級試験委員会委員長	4. 16	同	森田 優三
一橋大学経済研究所庶務係長	4. 16	文部事務官	森窪 一郎
一橋大学附属図書館(本館)	4. 16	小平分館文部事務官	平 政吉
一橋大学会計課	4. 16	宇都宮大学文部事務官	椿 由喜男
一橋大学学生部長事務取扱	5. 16	教授	山田 欽一
一橋大学経済研究所統計係長(併)	6. 1	経済研究所庶務係長	森窪 一郎
一橋大学講師	6. 16		杉原 泰雄
一橋大学小平分校主事	7. 14	教授	増田 四郎
一橋大学評議員	7. 14	同	増田 四郎

第16 学 位 録

第16 学 位 録

本学において学位を授与したものの氏名は次の通りである。

○商 学 博 士

氏 名	原 籍	授 与 年 月 日
藤 本 幸 太 郎	三 重	大正 10. 10. 28
石 川 文 吾	東 京	同 11. 6. 23
下 野 直 太 郎	岐 阜	同 15. 7. 1
松 崎 寿	静 岡	昭和 7. 12. 14
高 瀬 莊 太 郎	静 岡	同 8. 11. 29
吉 田 良 三	東 京	同 10. 6. 24
加 藤 由 作	愛 知	同 10. 10. 8
増 地 庸 治 郎	東 京	同 12. 1. 28
今 村 有	長 崎	同 19. 3. 29
太 田 哲 三	東 京	同 27. 6. 28
古 川 栄 一	新 潟	同 29. 6. 28
石 津 漣	山 口	同 30. 1. 10
大 林 良 一	愛 知	同 34. 5. 22
藻 利 重 隆	愛 媛	同 35. 3. 22

○経 済 学 博 士

田 崎 仁 義	新 潟	大正 13. 3. 22
高 垣 寅 次 郎	広 島	同 15. 4. 20
根 岸 信	東 京	昭和 8. 12. 20
坂 西 由 藏	兵 庫	同 8. 12. 20
井 藤 半 弥	京 都	同 10. 10. 8
猪 谷 善 一	東 京	同 13. 11. 21
杉 村 広 藏	北 海 道	同 14. 1. 30
中 山 伊 知 郎	三 重	同 14. 5. 2

一橋大学経済学部長事務取扱	7. 14	教 授	増田 四郎
一橋大学講師	7. 16		米川 伸一
一橋大学経済学部長	8. 1	教 授	馬場啓之助
一橋大学評議員	8. 1	同	馬場啓之助
同	8. 1	同	村松 祐次
一橋大学学生部長	8. 1	同	小泉 明

○転 免

退官	36. 3. 31	教 授	田中 誠二
同	3. 31	同	佐藤 弘
同	3. 31	同	石井 頼三
同	3. 31	経済学部事務長	永島 荒司
同	4. 1	学務課長	松田 弥一
一橋大学附属図書館長	4. 1	教 授	高橋 泰蔵
一橋大学評議員	4. 1	同	高橋 泰蔵
一橋大学経済研究所統計係長	4. 1	経済研究所事務長	阿曾 福円
一橋大学附属図書館長事務取扱	4. 16	学 長	高橋 泰蔵
国立大学図書館専門職員採用中級試験委員会委員長	4. 16	学 長	高橋 泰蔵
一橋大学経済研究所庶務係長	4. 16	経済研究所事務長	後藤 政勝
一橋大学経済学部長	7. 14	教 授	増田 四郎
一橋大学評議員	7. 14	同	増田 四郎
一橋大学経済学部長事務取扱	8. 1	同	増田 四郎
一橋大学評議員	8. 1	同	馬場啓之助
一橋大学学生部長事務取扱	8. 1	同	山田 欽一

山 口 茂	東 京	昭和	15.	2.	16
山 本 勝 市	東 京	同	15,	3.	29
宮 田 喜 代 藏	岡 山	同	15.	7.	22
岸 本 誠 二 郎	岡 山	同	15.	8.	9
大 熊 信 行	山 形	同	16.	3.	24
北 野 大 吉	兵 庫	同	17.	5.	7
酒 井 正 三 郎	岐 阜	同	17.	9.	16
南 亮 三 郎	京 都	同	18.	8.	19
赤 松 要	福 岡	同	19.	9.	15
山 中 篤 太 郎	東 京	同	24.	1.	10
美 濃 口 時 次 郎	東 京	同	24.	12.	27
大 泉 行 雄	北 海 道	同	25.	6.	30
山 田 雄 三	東 京	同	25.	11.	14
佐 原 貫 臣	富 山	同	26.	11.	9
喜 多 村 浩	東 京	同	26.	11.	14
松 野 賢 吾	熊 本	同	26.	12.	25
高 橋 泰 藏	静 岡	同	28.	1.	16
阿 部 源 一	福 岡	同	28.	12.	28
塩 野 谷 九 十 九	愛 知	同	28.	12.	28
川 島 信 太 郎	京 都	同	29.	6.	3
樋 口 午 郎	山 梨	同	30.	3.	7
江 沢 讓 爾	東 京	同	30.	3.	7
久 武 雅 夫	高 知	同	33.	7.	11
栗 原 健 吉	北 海 道	同	33.	7.	12
増 田 四 郎	奈 良	同	34.	7.	21
長 守 善	愛 媛	同	34.	7.	21
高 橋 長 太 郎	東 京	同	35.	3.	30

新 制

経 済 学 博 士

米 川 伸 一	三 重	同	36.	3.	28
法 学 博 士					
福 岡 博 之	東 京	昭和	34.	3.	28
久 保 欣 哉	東 京	同	34.	3.	28
畑 場 準 一	千 葉	同	35.	3.	28
杉 原 泰 雄	静 岡	同	36.	3.	26
社 会 学 博 士					
中 村 貞 二	山 口	昭和	35.	3.	28

第17 学 生

1. 商 学 部

昭和26年編入学(1名)

田中八郎太(長野)

昭和30年入学(2名)

石田 誠(東京) 大蔵 庸一(長崎)

昭和31年入学(3名)

稲山 耕司(愛知) 岡本 良毅(静岡) 柴田総一郎(栃木)

昭和32年入学(10名)

浅川 健次(愛知) 大島 光長(愛知) 木野村富次(岐阜)
 染谷 武男(茨城) 高田 正(福岡) 原島 秀毅(愛媛)
 平沢 幸一(東京) 山内 紳司(東京) 山内 悦嗣(東京)
 山田 一郎(鳥取)

(委託学生)

韓 英 沢(韓国)

昭和33年度入学(174名)

相沢 光哉(宮城) 青木 孝之(東京) 青島 弘明(静岡)
 赤井 宏(東京) 秋山 正信(茨城) 秋和 祐(埼玉)
 浅井 辰彦(東京) 朝木 大統(東京) 浅山 禎彦(長野)
 新井 浩之(長野) 伊東 顕(東京) 伊東 一彦(佐賀)
 石井 孝幸(千葉) 石津 貫治(島根) 石原 康夫(山梨)
 板垣欽五郎(宮城) 井上 宏治(東京) 井上 隆行(兵庫)
 稲岡 武(岡山) 稲川 雄一(北海道) 岩藤 晶暉(岡山)
 上野 智(東京) 牛尾 和城(福岡) 薄井 伸夫(栃木)
 遠藤 晶士(東京) 小川 正博(東京) 小沢 直也(岐阜)
 小野 隆士(岡山) 大川 洋平(神奈川) 岡田 厚(石川)
 岡村 章雄(東京) 加藤 孝雄(宮城) 加藤 信昭(埼玉)
 加藤 元晴(千葉) 加納 隆(山口) 春日 敏彦(宮城)
 上条 孝之(長野) 上村 正栄(高知) 神谷 良吉(東京)

金沢 昂平(東京) 神崎東洋彦(岩手) 喜多 吉昭(兵庫)
 北川 久(静岡) 久野 誠(愛知) 栗原 弘(東京)
 小島 偉義(愛知) 古茶三千彦(千葉) 小林 孝夫(栃木)
 後藤 優(長野) 西郷 捷二(福岡) 斎藤 繁(東京)
 佐川 忠美(千葉) 佐藤 東彦(岩手) 酒井 繁行(長野)
 坂下 光夫(石川) 榊 修三(東京) 沢田 道男(埼玉)
 清水亀三郎(東京) 清水 栄(長野) 芝田 良夷(兵庫)
 下田 和夫(兵庫) 下平 三弘(長崎) 菅野 修吉(東京)
 杉森 登(東京) 鈴木 孝男(岐阜) 鈴木 基史(茨城)
 砂子 吉輝(大阪) 瀬戸 泰(神奈川) 高崎 快彦(茨城)
 高野 晴芳(新潟) 高橋 義郎(鹿児島) 高橋 泰徳(香川)
 多加谷明太郎(埼玉) 滝田 寿成(東京) 竹内 元彦(愛知)
 田島 洋一(栃木) 多田 孝(大阪) 多田 義夫(香川)
 千野 隆司(新潟) 対木 隆英(東京) 塚本 晃(東京)
 津久井 聰(群馬) 土田 将夫(新潟) 坪井 明夫(福島)
 寺原 公男(東京) 当内 健利(大阪) 徳武 重行(東京)
 戸塚壮一郎(東京) 富川 一男(千葉) 富沢 昭二(神奈川)
 外山 雄一(北海道) 内藤 道(東京) 長岡 三郎(茨城)
 中島伸一郎(島根) 中村 利康(静岡) 中森 和夫(三重)
 永井 正明(長野) 長沼 英世(岐阜) 永吉 晋吾(鹿児島)
 永山 芳男(東京) 成川 浩一(京都) 南条 融(宮城)
 西 浩一(石川) 西田 一成(岐阜) 西田 弘(兵庫)
 西原 曙生(愛媛) 西村 卓(鹿児島) 根本 昌純(千葉)
 野上 浩(東京) 野坂 元興(広島) 松山 久夫(佐賀)
 野々垣 勇(愛知) 野村 隆(東京) 原 泰造(島根)
 原 正美(岐阜) 原 良三(愛知) 橋本 濤輝(埼玉)
 原田 彰三(広島) 早川 和良(岐阜) 馬場 弘行(東京)
 半沢 清福(宮城) 樋口 善啓(奈良) 広瀬 国基(茨城)
 広瀬 祐一(栃木) 平林 謙一(鳥取) 福川 敦(東京)
 福島 明男(東京) 福田 稔(東京) 福田 俊雄(福島)

藤井 正人(鳥 取)	藤永 晋(山 口)	藤原 尊信(兵 庫)
船橋 武志(東 京)	法崎 宣彦(大 分)	前田耕治郎(福 井)
巻幡 光博(広 島)	益尾 拓(鳥 取)	間瀬 健一(愛 知)
松岡 武(広 島)	松本 篤(香 川)	松本 邦雄(広 島)
松本 光史(群 馬)	松本 善臣(群 馬)	溝江 淳三(福 岡)
宮崎 謙介(大 阪)	宮里 裕(鹿 児 島)	宮田 晨生(富 山)
宮田 昌之(東 京)	三好 薔薇(東 京)	向山 茂(東 京)
武津岡 濟光(千 葉)	村瀬 守(岐 阜)	森田 饒(東 京)
森田 隆二(埼 玉)	八木 修治(兵 庫)	矢野 隆夫(和歌山)
安田於菟彦(東 京)	山上 武(東 京)	山下 広勝(愛 知)
大和屋幸雄(秋 田)	山本 市夫(神奈川)	柳沢 惇(岩 手)
柳沢 健治(茨 城)	矢部 成寛(新 潟)	横須賀俊六(茨 城)
横塚 秀雄(東 京)	吉川 武明(東 京)	吉田 威(新 潟)
若松 茂美(青 森)	渡部 健一(福 島)	渡部 康郎(北海道)
綿引 貞夫(茨 城)	渡辺 裕(東 京)	渡辺 亮一(千 葉)

(委 託 学 生)

郭 国 棟(中 国)

昭和 34 年度入学 (172名)

安島 厚生(茨 城)	阿出川俊夫(東 京)	相川 信久(東 京)
青木 克夫(栃 木)	赤城 太郎(大 阪)	雨宮 一太(山 梨)
栗田 房穂(兵 庫)	伊藤 光生(千 葉)	石井 暢生(東 京)
石井富士男(兵 庫)	石川 利弥(東 京)	石崎 靖彦(茨 城)
磯辺 隆信(山 口)	井上 清彦(東 京)	井上 準弥(山 梨)
今井 祐(愛 媛)	今井 久雄(東 京)	今崎 喬(奈 良)
岩城 明良(東 京)	岩瀬 隆俊(東 京)	岩瀬 英樹(千 葉)
岩本田麻呂(福 岡)	宇佐美 聰(福 島)	永福 裕(鹿 児 島)
越前谷平八郎(北海道)	麻植 茂(徳 島)	応本 昌三(岡 山)
大倉 俊介(新 潟)	大下 敬雄(愛 媛)	大島 康彦(東 京)
大竹 一彦(東 京)	大野 史郎(岐 阜)	大野 進(東 京)

大峽 庸介(長 野)	大曲 則彦(福 岡)	太田 勝己(神奈川)
岡原 慎一(香 川)	岡本 言平(岐 阜)	加藤 捷二(愛 媛)
加藤 雅市(埼 玉)	狩野 知昭(東 京)	柏倉 誠(栃 木)
片岡 正直(新 潟)	勝部 純光(島 根)	勝矢 昌敏(広 島)
金井 敏彦(兵 庫)	金田 忠彦(長 野)	兼松 通彦(大 阪)
神谷 彰一(愛 知)	神崎文次郎(兵 庫)	河合 伸哉(静 岡)
川口 博正(北海道)	川原 尚(福 島)	木金 亮三(静 岡)
木村 憲人(東 京)	菊池 英輔(青 森)	北川 修司(北海道)
北見 正明(茨 城)	久原 隆夫(東 京)	久保田博政(静 岡)
熊谷 隆平(新 潟)	黒瀬 竜彦(埼 玉)	小池 辰夫(東 京)
小金沢章吾(群 馬)	小山 紀夫(神奈川)	向坂 卓人(愛 知)
河田 信雄(千 葉)	後藤 憲二(大 分)	坂口 昌信(東 京)
酒巻 市郎(埼 玉)	佐久間静雄(宮 城)	佐藤 一紀(東 京)
佐藤 宗弥(山 形)	佐野 浩平(千 葉)	笹子 庄平(千 葉)
沢田長二郎(青 森)	篠塚 陽男(茨 城)	柴田 雅寛(福 岡)
島田 康二(群 馬)	下和田 功(鹿 児 島)	神藤 隆良(東 京)
神向寺 慧(茨 城)	杉山 栄治(愛 知)	鈴木 恵喜(山 梨)
鈴木 秀美(東 京)	鈴木 正晃(東 京)	関根 忠(東 京)
関根 富雄(群 馬)	外山 修次(東 京)	高橋 勝己(長 野)
高橋 一紀(新 潟)	高橋 勉(秋 田)	高橋 俊彦(大 分)
滝浦 満(東 京)	武 竜雄(岡 山)	多田羅健一(香 川)
田中 斌郎(神奈川)	田中 脩夫(鳥 取)	塚田 尚身(香 川)
寺島 正佳(福 島)	戸田 志朗(愛 知)	徳弘 英策(高 知)
富沢 勇(東 京)	内藤 喜一(岐 阜)	中沢 望浩(高 知)
中島 巖(北海道)	中田 協三(岡 山)	中野 正斌(福 島)
永森 賢司(長 崎)	長屋 伸良(岐 阜)	成定 誠(兵 庫)
難波 卓壮(広 島)	西川修一郎(東 京)	沼田 勝意(茨 城)
能勢 規弘(京 都)	野坂 照光(広 島)	野原 貞夫(栃 木)
野村 覚蔵(愛 知)	萩原 賢一(東 京)	橋本 慎(東 京)
長谷川靖彦(神奈川)	原島 将光(埼 玉)	原田 光蔵(大 阪)

半田 敏雄(福 岡)	馬場 信男(東 京)	馬場 洋(福 岡)
人見 裕(東 京)	広川 陽一(長 野)	伏脇 博(富 山)
藤井 英喜(北海道)	藤尾 憲司(東 京)	藤重 宗夫(群 馬)
藤原 憲一(東 京)	古山 真一(山 形)	別所 昭和(滋 賀)
星野 洋(新 潟)	細田 武志(長 野)	細野 宜昭(滋 賀)
益子 宗義(茨 城)	増田幾太郎(東 京)	榊本 太一(兵 庫)
松崎 康憲(長 崎)	松沢 晰(神奈川)	松島 誠(長 崎)
三浦 紀夫(山 形)	三上 光世(東 京)	三沢 忠雄(東 京)
三戸 捷晴(山 口)	三橋 喜文(東 京)	光瀬 靖彦(鹿 児 島)
緑川 裕康(茨 城)	湊 勝二(富 山)	宮奥 高之(広 島)
宮地 武夫(東 京)	森 次夫(富 山)	森 直行(東 京)
森内 正(長 崎)	森川 昭次(栃 木)	矢島 一孝(東 京)
安西 正嗣(福 岡)	山岸 宏(長 野)	山下 輝男(東 京)
山本 紀道(山 梨)	湯川 和彦(東 京)	吉沢 征也(東 京)
吉山 節雄(山 口)	米今 稔(広 島)	米丸 博(東 京)
和田 幸夫(三 重)	若林 昭二(新 潟)	渡辺 弘(東 京)
渡辺 靖夫(北海道)		

(委 託 学 生)

モハメッド・シディキ (パキスタン)

昭和35年入学 (164名)

阿蘇 達雄(東 京)	天野 智臣(静 岡)	網野 峻美(埼 王)
荒井 良一(神奈川)	五十嵐靖典(千 葉)	飯島日出男(茨 城)
生田 穂(香 川)	池北 秀実(徳 島)	池田 和興(福 岡)
石渡 恒夫(神奈川)	石綿 浩之(群 馬)	磯貝 昭夫(長 野)
板垣舜二郎(東 京)	猪俣 澈(新 潟)	植竹 恒雄(埼 王)
牛田 寛(愛 知)	内海 誠治(東 京)	厩橋 輝男(東 京)
遠藤 裕史(静 岡)	小木曾紀美雄(長野)	小倉 明(山 梨)
小黒 昌宏(栃 木)	小黒 康衛(東 京)	小高 捷生(宮 城)
小幡 忠雄(千 葉)	尾崎 紀夫(福 井)	大井 征治(長 野)

大神田健一(神奈川)	大熊 佑(埼 王)	大倉 喬雄(京 都)
大須賀 守(群 馬)	大竹 寿利(東 京)	大西 節男(兵 庫)
大橋 成介(東 京)	太田 莞爾(静 岡)	岡田 公吉(新 潟)
岡本 道夫(京 都)	奥野大二郎(京 都)	加藤信一郎(愛 知)
加藤 陸男(神奈川)	片桐 宏一(神奈川)	笠原 俊彦(佐 賀)
糟谷 武範(東 京)	梶木 実(広 島)	仮屋 孝(宮 崎)
神田 俊彦(岐 阜)	木谷 元彦(兵 庫)	木田 弘(神奈川)
弓野 健次(茨 城)	工藤 英二(愛 媛)	久保 則孝(埼 王)
国房 尚(福 岡)	小坂 英吉(岐 阜)	小林 徹(栃 木)
小林 政利(山 梨)	佐藤 堅一(山 形)	佐藤 凡雄(広 島)
佐藤 好明(山 形)	斎藤 昇敬(東 京)	坂入 宏正(栃 木)
崎山 一彦(岩 手)	桜井 紀(新 潟)	三瓶信一郎(東 京)
清水 孝(新 潟)	島宗 悦夫(新 潟)	下平 和平(東 京)
白土 種治(千 葉)	末次 浩之(福 岡)	鈴木真一郎(愛 知)
鈴木 摂夫(茨 城)	住田 護(北海道)	関口紘三郎(埼 王)
関口 三就(埼 王)	田崎 研二(宮 崎)	田中 一宏(東 京)
田中 直臣(東 京)	田村 公孝(富 山)	滝 恒次郎(東 京)
滝沢 勤(東 京)	竹中 彰(岐 阜)	大 勇三郎(北海道)
土橋 常実(山 梨)	寺沢 康行(長 野)	寺島 成晃(山 形)
利根川保紀(東 京)	東江 時洋(東 京)	中井 順一(三 重)
中島 澄雄(長 野)	中島 保治(東 京)	中山 悦雄(千 葉)
長岡 邦寛(香 川)	長峰 明德(大 分)	永田 貢(島 根)
永吉 賢吾(鹿 児 島)	並木 敏夫(東 京)	西川 栄一(兵 庫)
根岸 武弘(千 葉)	長谷川政行(千 葉)	原 錫次郎(神奈川)
原賀 英明(東 京)	原田 益治(大 阪)	橋田 邦康(群 馬)
幡谷 勉(茨 城)	半藤 勇夫(東 京)	馬場 安清(愛 媛)
日野 大(愛 媛)	東 正宏(熊 本)	平井 久晴(大 阪)
平井 正美(群 馬)	広神 克次(群 馬)	広瀬 孝好(岐 阜)
広安 悠倫(広 島)	布施 信昌(新 潟)	深井 逸雄(富 山)
福士 慎也(青 森)	藤 達男(福 岡)	藤井 伸也(広 島)

藤田 耕平(岩手)	藤田 肇(新潟)	堀井 信宏(愛知)
堀本 義興(大阪)	真利子敏寿(東京)	正光 利臣(広島)
松岡 郁夫(新潟)	松下 博(東京)	松浪 壮一(大阪)
丸加 浩司(東京)	丸山 進(青森)	三宅 正美(大阪)
緑川 淳二(東京)	南雲 康宏(東京)	宮下 正紘(新潟)
宮島 邦隆(千葉)	宮島 千倉(新潟)	宮島 信明(東京)
村井 敏邦(大阪)	村上 泰介(東京)	村上 雅夫(愛媛)
村田 和雄(長崎)	村松 賢一(静岡)	村松 洋平(静岡)
室伏 隆篤(静岡)	毛呂 豊(兵庫)	森 直樹(滋賀)
森 寿夫(東京)	森 宏之(徳島)	森丘 信行(富山)
諸井 一夫(東京)	安井 隆豊(愛知)	山内 誠(東京)
山口 典征(千葉)	山田 紘一(神奈川)	山田 弘(京都)
山中 正毅(東京)	山本 武利(愛媛)	夕田 謙二(福岡)
横尾 栄期(徳島)	横尾 紀彦(群馬)	吉川 勲(岐阜)
芳野 昭彦(奈良)	和田 勲光(茨城)	脇屋 利男(兵庫)
渡辺 定正(静岡)	渡辺 正彦(福井)	

昭和35年度学士入学(3名)

佐藤 雄三(長野)	水地 博(愛媛)	関 康星(韓国)
-----------	----------	----------

昭和36年入学(178名)

相賀 忠夫(東京)	相原桂一郎(東京)	青木 寛夫(東京)
明石幸四郎(秋田)	秋山喜美雄(山梨)	浅子 昭雄(東京)
浅野 直道(東京)	雨宮 一六(山梨)	雨宮 稔(山梨)
荒川 洋司(山口)	伊藤 久雄(鹿児島)	伊佐早昌司(新潟)
井田 嘉明(東京)	井手 正介(京都)	井上 堯(東京)
飯泉 昌彦(千葉)	家垣 道夫(東京)	池田 成樹(秋田)
池田 重郎(茨城)	石口 隆(茨城)	石沢 直也(山形)
石田 肇(埼玉)	今井 敬治(群馬)	上原 紘(長野)
内田 将夫(北海道)	浦本 義夫(東京)	江尻 正孝(秋田)
小田 英司(神奈川)	小高 英紀(東京)	小沢 莊二(東京)
緒方 義明(東京)	大川 征威(香川)	大滝 克巳(東京)

大滝喜代二(静岡)	大西 邦彦(東京)	岡田 吉弘(兵庫)
荻野 喜一(東京)	加固 康二(茨城)	加藤 俊秀(東京)
加藤 利平(福岡)	梶 重陽(東京)	梶原 捷二(東京)
金田 睦夫(群馬)	金丸 修(山梨)	河口 脩一(富山)
河原 達(鳥取)	川田 侃(茨城)	川田 義弘(北海道)
川口 侑利(群馬)	川俣 昌明(神奈川)	菊池 洋敏(東京)
菊間 邁(茨城)	草深 泰明(東京)	熊谷 徹(岩手)
栗原 勝彦(東京)	栗山 博之(佐賀)	黒田 忠男(京都)
小泉 徹(東京)	小林 太郎(北海道)	小松 茂(宮城)
小山 伸広(東京)	小宮山豊樹(神奈川)	幸島 祥夫(東京)
河野 安博(山口)	近藤 正幸(鹿児島)	佐藤紘一郎(静岡)
佐藤 博和(東京)	佐藤 幹郎(東京)	佐藤 之敏(東京)
坂部 研一(岡山)	佐々木 進(愛媛)	清水 進(東京)
清水 正敏(長野)	篠崎 知治(栃木)	柴田 義勝(神奈川)
嶋田由理子(千葉)	島崎 勇夫(富山)	島田 昇(東京)
島村 宣仁(東京)	下野 浩志(東京)	白石 浩紀(東京)
城崎 泰郎(福岡)	須沢 允晴(長野)	菅沢 幸雄(東京)
鈴木 貞夫(千葉)	鈴木 重雄(東京)	鈴木 隆(愛知)
鈴木 正元(東京)	住友 昭夫(徳島)	盛池二千六(大分)
関 徹(東京)	関根 竜夫(栃木)	田中 勝美(秋田)
田中 芳郎(岡山)	高垣 嘉一(東京)	高桑 厚生(愛知)
高野 健(新潟)	高橋 宗嗣(埼玉)	武井 正礼(長野)
谷 啓吉(東京)	柘植 英紀(島根)	津和 崇(山口)
辻 卓史(広島)	土屋 一弘(静岡)	綱川 浩(埼玉)
角川 正之(京都)	鶴尾 勝(香川)	鶴田 純一(新潟)
寺畠 邦彦(広島)	戸辺 健治(栃木)	仲田 源造(静岡)
中安 武史(広島)	長川 洋(北海道)	永利 新一(福岡)
並木 英二(東京)	西 利輝(新潟)	西川 智悦(千葉)
西村 哲(岡山)	西村 史昭(愛知)	丹羽 健二(兵庫)
野口 英彦(京都)	萩森 昭二(愛媛)	服部 英夫(愛知)

半田 文男(栃 木)	藝目 吉英(北海道)	菱山 浩志(東 京)
平川 浩之(広 島)	平田 克紀(東 京)	平山 次郎(東 京)
広津 常則(熊 本)	弘中 顯録(山 口)	深谷 峻(静 岡)
藤巻 冲(東 京)	保坂 圭作(東 京)	穂積 大輔(兵 庫)
外園 克巳(大 分)	堀井 正明(静 岡)	真下 信夫(群 馬)
前田潤一郎(高 知)	前田 弘海(愛 知)	前原 良昭(愛 知)
益子 隆(北海道)	松井 謙典(神奈川)	松永 双一(石 川)
松原 宏之(福 井)	丸上 正浩(兵 庫)	三柴 覚(東 京)
三宅 昭夫(岡 山)	水田英一郎(佐 賀)	峰岸 準一(神奈川)
宮岡 久雄(埼 玉)	宮原 秀彰(広 島)	村田 孝次(埼 玉)
村田 英世(東 京)	向山 正巳(山 梨)	望月 英昭(東 京)
森田 貞康(鹿児島)	諸橋 基之(東 京)	八木重二郎(山 口)
矢代 弥六(富 山)	薬王 邦弘(東 京)	山田 忠璋(埼 玉)
山口 典義(佐 賀)	山口 迪人(茨 城)	山崎 高明(新 潟)
山村 浩(栃 木)	山本 利光(東 京)	柳田 憲祐(鹿児島)
横田 津二(群 馬)	横山 寛美(東 京)	吉川 幸男(栃 木)
吉田 光伸(岡 山)	吉野 泰生(福 岡)	吉ヶ島 東(鹿児島)
四方田武彦(東 京)	鷲頭 邦夫(北海道)	渡部 昭雄(秋 田)
綿引 充(茨 城)		

(委 託 学 生)

比嘉 繁昭(沖 縄) アーリン・アツ チャリヤスジャ(タイ国)

2. 経 済 学 部

昭和26年入学(1名)

茂木富士弥(埼 玉)

昭和27年入学(1名)

上松 弘人(東 京)

昭和30年入学(1名)

塚原 享(栃 木)

昭和31年入学(5名)

後藤 洋治(富 山) 野畑 俊之(大 分) 福場 正弘(静 岡)

山ノ井清蔵(福 島) 吉田 孜(群 馬)

昭和32年入学(9名)

安藤 博(長 崎)	小川幸之助(新 潟)	加藤 千明(大 阪)
坂詰 武義(東 京)	須藤 昌孝(山 梨)	田中 穀(山 口)
中村 信夫(東 京)	穂塚 重行(兵 庫)	横倉 弘行(茨 城)

(委 託 学 生)

南 徹(韓 国)

昭和32年学士入学(1名)

高橋 一(神奈川)

昭和33年入学(168名)

赤羽 功雄(東 京)	秋山 純男(山 梨)	朝日 智三(広 島)
青柳 郁朗(山 形)	荒牧 耕平(長 崎)	安楽 威(鹿児島)
伊嶋 高男(千 葉)	伊藤 孝作(北海道)	伊藤 忠明(新 潟)
伊集院 正(神奈川)	井上 好秀(山 梨)	井出 義勝(長 野)
飯塚 茂(東 京)	石川 隆(東 京)	石尾 憲昭(香 川)
石田 重成(広 島)	石田 之久(群 馬)	市田 圭一(京 都)
糸川 興亜(広 島)	今井 清(愛 媛)	上野 芳郎(群 馬)
上柿 智(千 葉)	梅田 清(東 京)	宇田川 靖(茨 城)
江頭 邦雄(佐 賀)	遠藤 良隆(千 葉)	遠藤 良正(山 形)
小野 威久(東 京)	大野 章雄(東 京)	大塚 武夫(神奈川)
大塚 敬三(千 葉)	太田 素之(東 京)	大砂 正敏(茨 城)
大久保秀典(香 川)	大久保元三郎(大 阪)	岡本 達雄(大 阪)
折茂 進(東 京)	加藤 壮三(愛 知)	加納 誠三(岡 山)
海瀬 秀夫(静 岡)	柿沢 光郎(石 川)	神谷 直亮(新 潟)
菊池 明雄(東 京)	菊地 武宏(東 京)	工代 裕章(香 川)
楠本 博(和歌山)	蔵多 正温(鳥 取)	倉智 敬(愛 知)
黒川 克英(栃 木)	桑名 哲夫(宮 城)	久保田 晃(東 京)
久保田秀一(千 葉)	小泉 貞彦(福 島)	小西 慶和(東 京)
古賀 邦彦(福 岡)	小佐々 隆(長 崎)	後藤 宗男(長 野)
佐田 健(山 口)	笹生 嵩夫(千 葉)	佐藤 修栄(福 岡)

斎藤 博(栃 木)	坂田 関平(福 岡)	坂田 信之(広 島)
坂本 武文(山 梨)	沢井 克介(山 形)	佐々本純之(東 京)
佐々木秀雄(大 阪)	志田 哲朗(徳 島)	清水 邦男(長 野)
清水 建登(富 山)	菅 宣雄(愛 媛)	杉本 隆昭(福 岡)
鈴木 勝美(静 岡)	島田 治夫(富 山)	菖蒲 好敏(佐 賀)
進藤 輝夫(千 葉)	新免 正博(大 阪)	大 健二郎(北海道)
太平 勲夫(石 川)	高田 昇(石 川)	滝沢 国雄(東 京)
武内 勝衛(佐 賀)	地野 裕之(石 川)	津川 伸二(兵 庫)
辻 宏(香 川)	辻本 光男(東 京)	寺島 弘和(京 都)
出口 一彦(三 重)	土居 泰夫(高 知)	奈良 弘司(青 森)
中尾 邦彦(佐 賀)	中島 忠実(広 島)	中村 圭佑(東 京)
長森 州夫(富 山)	成田 仁(福 島)	新原 徹郎(鹿 児 島)
西 賢一(福 岡)	西田敬二郎(福 岡)	仁田原征二(東 京)
野村 晃(京 都)	野村 達男(福 井)	橋本 光彦(東 京)
花輪 博忠(山 梨)	林 紘一(熊 本)	播磨 実(兵 庫)
平木 康之(富 山)	平沢 秀雄(新 潟)	広瀬徹太郎(東 京)
府内 猛(大 分)	藤井 清美(群 馬)	藤木 隆三(長 野)
藤田 一郎(鹿 児 島)	藤本 厚造(大 阪)	藤原 恒夫(京 都)
古川 武一(宮 城)	保利 恒男(北海道)	星野 博光(東 京)
細谷 貞明(岐 阜)	前原 康彦(東 京)	横島 茂(東 京)
正木 武史(秋 田)	松崎 文雄(鹿 児 島)	松本 俊二(福 岡)
間亭谷 栄(兵 庫)	三木 邦昭(兵 庫)	三井 博(山 梨)
美濃口武雄(東 京)	水沢 康雄(東 京)	三輪昭一郎(山 梨)
宮崎五三夫(東 京)	宮崎 泰明(佐 賀)	宮岡 正治(広 島)
武藤 公志(栃 木)	村上 栄(広 島)	茂住 重昭(神 奈 川)
本橋 文夫(東 京)	森田 一(鳥 根)	守矢 進(群 馬)
矢野泰一郎(宮 崎)	矢代 裕康(東 京)	八杖 健一(大 分)
安江 治人(東 京)	柳原 光雄(秋 田)	山口 竹暢(長 崎)
山口 藤夫(東 京)	山崎 彰(和歌山)	山崎 浩一(佐 賀)
山下 隆蔵(愛 知)	山本 勝正(兵 庫)	湯川 久義(神 奈 川)

湯沢 誠章(群 馬)	依田 正稔(大 阪)	横手 英毅(広 島)
横見 国男(岡 山)	横山 明彦(静 岡)	吉島 健介(佐 賀)
吉田 斌(長 崎)	吉田 耕造(徳 島)	吉原 雅夫(栃 木)
米田 文彬(岡 山)	和田 正弘(福 岡)	若杉 武治(富 山)
脇田 悟朗(東 京)	若月 挂二(新 潟)	渡部 修二(新 潟)
渡辺 文雄(愛 知)	渡辺 鎌三(茨 城)	渡部 雄二(愛 知)

(委 託 学 生)

李 東 勲(韓 国)	安里 洋一(沖 縄)
------------	------------

昭和 33 年学士入学 (1 名)

佐藤 昭一(新 潟)

昭和 34 年入学 (171 名)

足達 明聖(高 知)	安部 正弘(山 形)	青木 英司(和歌山)
青木 孜(東 京)	青山 克彦(新 潟)	浅尾 実(富 山)
芦沢 諄(山 梨)	天野 泰明(徳 島)	伊藤 公一(愛 知)
飯坂 忠久(富 山)	飯沼 巖(東 京)	壬沢 正一(東 京)
市川 嘉明(広 島)	出野 潔(長 野)	稻場 重雄(群 馬)
稻葉 哲雄(愛 知)	井口 潤(熊 本)	岩井 武夫(東 京)
忌部 和生(鳥 根)	宇賀 正樹(香 川)	植木 繁夫(山 口)
上野 広延(福 岡)	上山憲一郎(鹿 児 島)	梅木 忠夫(愛 知)
榎本 公一(東 京)	尾崎 昭雄(三 重)	大浦 学(北海道)
大木 克彦(静 岡)	大坂 一義(東 京)	大崎 康雄(大 阪)
太田 直史(東 京)	太田 雅夫(岡 山)	大塚 秀之(群 馬)
大月 淳一(福 岡)	大西 隆男(奈 良)	大貫 宏明(東 京)
大野 竜一(千 葉)	大村 庄司(東 京)	大村 宏(鳥 取)
大森 健司(京 都)	大山 貫(鹿 児 島)	岡田 紀雄(東 京)
岡田 允彦(静 岡)	奥田 章(愛 知)	鹿島 耕(埼 玉)
影山莊一郎(東 京)	片平 尚凡(静 岡)	角谷 紘二(奈 良)
神谷 一平(茨 城)	鴨志田孝之(東 京)	辛島 勝正(大 分)
河野 邦利(群 馬)	河村 敏雄(山 口)	川村 俊紀(北海道)

川元 亜治 (広 島)	記内 博高 (愛 媛)	北神 泰治 (大 阪)
木下 進 (東 京)	木下 隆靖 (東 京)	木下 智雄 (和歌山)
木下 稔 (大 阪)	工藤 良三 (大 分)	窪田 輝雄 (東 京)
幸泉 哲紀 (徳 島)	小島 正義 (愛 知)	小松 信 (長 野)
小森 敬夫 (福 岡)	高津 和夫 (兵 庫)	後藤 義雄 (山 形)
五味 紀男 (東 京)	最所 崇文 (東 京)	酒井 徹 (栃 木)
坂井 謙 (岐 阜)	坂口 達夫 (兵 庫)	佐々木信行 (三 重)
佐々木理夫 (北海道)	志賀 克巳 (広 島)	志賀 昌司 (高 知)
清水 延能 (愛 知)	下山 順男 (群 馬)	東海林 徹 (東 京)
白井嘉津哉 (東 京)	白井 典広 (愛 知)	須田 弘司 (栃 木)
鈴木 善堯 (神奈川)	砂山 聰 (神奈川)	関 弘之 (福 岡)
染谷 弘之 (千 葉)	多田 伸治 (新 潟)	田中 斉治 (福 岡)
田中 伸次 (岐 阜)	高橋 幸夫 (東 京)	高橋 喬 (東 京)
高橋 宏澄 (秋 田)	竜田 正純 (栃 木)	玉木 得雄 (石 川)
垂木 康雄 (東 京)	千村 浩人 (長 野)	辻村太喜雄 (大 阪)
寺尾 和芳 (三 重)	出路 英之 (滋 賀)	外島 進六 (福 島)
戸谷 俊弘 (埼 玉)	得能 丘二 (愛 媛)	土井 明 (佐 賀)
中居 紘一 (北海道)	中瀬信一郎 (東 京)	中原 征治 (佐 賀)
中村 二郎 (神奈川)	中村 正俊 (奈 良)	中村 泰郎 (佐 賀)
中山 勇 (滋 賀)	中山 依彦 (山 口)	仲里 靖男 (東 京)
長沢 弘 (東 京)	丹羽 達哉 (神奈川)	新島 浩之 (石 川)
新田 晴男 (東 京)	西山 秀聰 (香 川)	二宮賢一郎 (愛 媛)
韭谷 裕 (熊 本)	野崎 雄一 (福 島)	野尻 郁夫 (栃 木)
野田 祐造 (宮 崎)	野寺 務 (茨 城)	野原 俊夫 (大 阪)
登里 貞治 (兵 庫)	橋本 正輝 (埼 玉)	旗野 友夫 (東 京)
浜 昭一 (茨 城)	浜島 正男 (福 島)	浜田 一策 (神奈川)
原田 隆 (東 京)	原田 斎 (鹿児島)	馬場 正順 (兵 庫)
肥田 宏一 (岐 阜)	福岡 正躬 (東 京)	藤田 力夫 (静 岡)
藤波 雄也 (静 岡)	船木 紀 (東 京)	穂垣 竜也 (広 島)
伯耆原 功 (長 野)	細井 紘一 (埼 玉)	堀江 宏朗 (福 岡)

前野 安伸 (茨 城)	正井 健一 (兵 庫)	松田 康男 (石 川)
松本健太郎 (神奈川)	松山 敬左 (高 知)	三熊 克人 (広 島)
御友 重俊 (愛 知)	水口 幸治 (神奈川)	宮下 和久 (山 口)
宮下 博行 (東 京)	南 古志夫 (新 潟)	向野 泰二 (福 岡)
村岡愛之輔 (東 京)	村上 竜男 (栃 木)	守屋 凱充 (東 京)
籾田 剛由 (山 形)	山田 淳夫 (千 葉)	山田 一彦 (佐 賀)
山田 知義 (佐 賀)	山形 隆 (鳥 取)	山口 真人 (東 京)
山崎 建人 (石 川)	山本 俊哉 (山 口)	吉永 正蔵 (山 口)
吉成 敏昭 (徳 島)	寮 俊吉 (愛 知)	綿貫 武 (東 京)

(委 託 学 生)

源河 朝典 (沖 縄)	上間悠一郎 (沖 縄)
-------------	-------------

昭和34年学士入学 (1 名)

安崎 暁 (徳 島)

昭和35年入学 (173名)

阿曾 勝 (千 葉)	小豆沢英夫 (東 京)	青島 光男 (静 岡)
新井 俊二 (東 京)	五十嵐貞文 (福 島)	伊丹 秀一 (神奈川)
伊藤 弘之 (愛 知)	伊藤 三雄 (北海道)	伊藤 善彦 (静 岡)
飯尾 昌平 (東 京)	飯島 武雄 (茨 城)	飯島 延浩 (東 京)
石井 正利 (東 京)	石井 光雄 (埼 玉)	石川 辰平 (山 形)
石黒 正之 (福 岡)	石田 正夫 (福 井)	石橋 敏男 (東 京)
磯辺信一郎 (兵 庫)	磯村 直英 (愛 知)	市倉 信尚 (東 京)
稻森 一彦 (神奈川)	井上 真吾 (福 岡)	井上 文彦 (香 川)
今井 巳瑞 (石 川)	岩瀬 悠 (東 京)	岩月 史郎 (愛 知)
宇野沢紀一 (千 葉)	上野 郁夫 (栃 木)	潮田 寿弥 (東 京)
漆山 浩一 (東 京)	遠藤 靖彦 (東 京)	小笠原範伊 (群 馬)
小野 進 (山 梨)	小美濃 章 (東 京)	大隈 暉 (大 分)
大木 巍晃 (和歌山)	大澄 一三 (愛 知)	大塚 融 (栃 木)
大山 金男 (埼 玉)	大山 宏 (群 馬)	大山 通宜 (群 馬)
岡田 国義 (香 川)	岡本 秀雄 (東 京)	沖田 昌一 (埼 玉)

奥 洋一(埼玉)	長ヶ部武徳(新潟)	加藤 竜雄(広島)
勝田 忠(鹿児島)	門田 衛士(愛媛)	金子亮太郎(鳥取)
亀田 正喬(広島)	茅本 敏男(大阪)	川堀 恒矩(東京)
川村 浩三(宮城)	木村 希一(新潟)	木村 哲典(熊本)
北村 尚巳(長野)	久世 一馬(京都)	久保修太郎(千葉)
久保田和良(岡山)	熊倉 修(栃木)	熊沢 輝彦(神奈川)
黒田 好雄(長野)	桑野 淳享(北海道)	桑本 保賢(熊本)
小島 洋二(神奈川)	小林 克己(東京)	小森 治(茨城)
小室 滋(茨城)	東風谷扶起(東京)	佐藤 義明(福島)
斎藤 国雄(広島)	沢本 一穂(福井)	清水 弘(東京)
滋野 篤(新潟)	重森 彦隆(滋賀)	篠 讓(東京)
島本 剛安(高知)	城取 真司(長野)	菅野 泰次(岡山)
鈴木 邦彦(静岡)	瀬川 徹(徳島)	妹尾 信二(鳥取)
田中 幹三(長野)	高井 絃司(岐阜)	高野 信弘(東京)
高橋 生郎(熊本)	高橋 衛(愛知)	高屋 正克(岐阜)
高山 明(栃木)	滝田 進(静岡)	竹内 信孝(東京)
武田 家宜(神奈川)	武智 浩隆(埼玉)	立石 武士(島根)
檀 恭一(福岡)	長南 勇(東京)	出沢 英樹(富山)
友寄 英隆(宮崎)	土肥 克実(富山)	中居 徹(滋賀)
中田 義男(栃木)	中橋 寿男(富山)	中村 肇(広島)
永井 昇(鳥取)	永山 在紀(鹿児島)	長沢 道彦(兵庫)
長谷 憲治(熊本)	西畑 隆昭(長崎)	野口 紀雄(山形)
野原 晃(岐阜)	野村 泰蔵(東京)	橋本 孝久(東京)
羽川 寿生(島根)	浜崎 元衛(静岡)	浜名 宏行(千葉)
林 則清(富山)	原 洋二郎(大分)	日比 恒夫(愛知)
蛭川 隆夫(東京)	府川 朝次(東京)	福田 耕也(神奈川)
藤井 克男(東京)	藤井誠一郎(香川)	藤沢 孝之(東京)
藤村礼次郎(福岡)	藤本公三郎(東京)	古橋 肇(静岡)
星 卓郎(福島)	本多 幸吉(静岡)	松浦 義昭(東京)
松尾 幸(山口)	松木 栄三(東京)	松下 勝彦(長野)

昭和 32 年入学 (90名)

浅井 一良(東京)	安藤 克己(神奈川)	井田 敏夫(埼玉)
井藤 忠臣(広島)	伊藤 実(東京)	池田 幹雄(愛知)
生田 良知(福岡)	石井 健吾(千葉)	石井 正彦(鳥取)
石原 彰(群馬)	磯 次男(茨城)	稲垣 正武(長野)
大仲 秀生(佐賀)	大野 代策(岐阜)	大森 洋一(福岡)
大和田勝夫(神奈川)	小川 恒義(東京)	小作 晓介(東京)
小沢 賢二(東京)	奥平喜一郎(東京)	加藤 幹男(静岡)
金井 久己(千葉)	金森 守人(富山)	木下 敬三(福岡)
木下 昌和(長野)	熊崎 皓一(東京)	倉地 祥雄(三重)
黒木 孝(鹿児島)	郡山 繁一(鹿児島)	小林 四郎(東京)
小林 幹雄(新潟)	小堀 暉男(福島)	小西 基雄(大阪)
小西 勇治(東京)	佐藤 靖夫(東京)	沢田 衆夫(埼玉)
塩畑 秀夫(茨城)	下房地 勝(広島)	下永 弘昌(長崎)
白石 恭三(熊本)	白土 主計(茨城)	清水 隆之(東京)
菅沢 武彦(東京)	菅村 幸夫(北海道)	鈴木 保(東京)
隅越 昭男(東京)	関口 高平(大阪)	関 三郎(東京)
相馬 義一(青森)	田口 実(岩手)	田中 泰(北海道)
田中 英明(東京)	高橋宗一郎(愛知)	高畠 道夫(愛知)
棚沢 十一(東京)	土屋 忠正(東京)	水流 哲郎(鹿児島)
富山 正一(鹿児島)	友田 勝士(広島)	中尾 武(大分)
中川 滋夫(東京)	成富伸一郎(山口)	長谷川和男(東京)
畑山 功(東京)	泰 正夫(東京)	羽川 健治(島根)
林 吉彦(富山)	日比 俊一(東京)	兵頭 暉夫(東京)
平塚 裕康(東京)	広瀬隆一郎(茨城)	福留 淳之(鹿児島)
藤本 静男(静岡)	双川 秀明(東京)	細見 恒雄(東京)
牧畑 亘哉(神奈川)	正立 宣英(神奈川)	丸尾 正彦(静岡)
峰岸 幹郎(神奈川)	宮本 弘司(茨城)	三輪田正信(東京)
武藤 安正(佐賀)	山口 英一(東京)	山崎昌三郎(東京)
山崎 宏(新潟)	山下 真作(富山)	山野 光俊(広島)

松野 聰司(岐 阜)	松村 圭祐(東 京)	松本 和男(東 京)
松元 信雄(東 京)	松元 宏(宮 崎)	牧野 隆史(富 山)
正清 雄三(広 島)	又野 和夫(長 崎)	丸山 茂男(東 京)
三浦 威雄(千 葉)	三浦 康男(静 岡)	三堀 浩(新 潟)
水石 邦生(山 口)	宮川 昌夫(山 口)	武藤 裕貞(東 京)
村上 彰夫(東 京)	本橋 利朗(茨 城)	本柳 良夫(静 岡)
守永 孝之(熊 本)	森本 淳之(広 島)	矢口 芳郎(長 野)
安野 史郎(京 都)	山口 吉彦(長 野)	山下 岩雄(佐 賀)
山下 恒(東 京)	山下 康弘(鹿児島)	山田 暁(北海道)
山本 賢二(滋 賀)	山本 靖彦(和歌山)	湯口 善彦(石 川)
吉岡 利昭(新 潟)	吉川 洋司(奈 良)	吉田 達雄(東 京)
類家玄二郎(青 森)	渡辺 金俊(静 岡)	渡辺 賢二(三 重)
渡辺 泰邦(福 島)	渡辺 恭敏(広 島)	

(委 託 学 生)

高武 博(韓 国)	フレドリック・ゲラード・ レイメナ (インドネシア)
大城 新穂(沖 縄)	

昭和35年学士入学 (1 名)

中田 守彦(大 阪)

昭和36年入学 (180名)

青木 正俊(東 京)	青野 寛道(山 形)	浅野 義広(静 岡)
天野 丞治(山 梨)	井畔 紘一(鹿児島)	伊藤 一弥(山 梨)
伊藤昭太郎(神奈川)	伊藤 竹彦(岐 阜)	伊藤 泰昭(広 島)
飯島 範彦(千 葉)	飯田 清孝(奈 良)	石井 昌司(東 京)
石川 勲(香 川)	石沢 修(兵 庫)	石島 稔(東 京)
市川湊一郎(愛 知)	市原 牧夫(島 根)	稻毛 安治(福 岡)
妹川 紘(福 岡)	岩田 忠之(大 分)	植野 邦雄(栃 木)
江湖山亮一(愛 媛)	小夫 淳示(香 川)	小川 高弘(埼 玉)
小笹 彰(東 京)	小幡 慶二(香 川)	越智敬之助(愛 媛)
大谷 寛(東 京)	大西 史子(香 川)	太田 栄之(愛 知)
岡井 紀道(香 川)	岡崎 篤生(東 京)	岡田 英毅(静 岡)

岡光 剛(東 京)	岡村 正治(鹿児島)	奥村 嘉宏(三 重)
加藤 昌二(東 京)	覚明 敏之(福 井)	風岡 宏明(愛 知)
梶田 光男(愛 知)	片岡 敬三(岡 山)	片山 安夫(東 京)
金井佐太武(神奈川)	金谷 俊彦(徳 島)	兼古 修三(群 馬)
河野 健司(徳 島)	河島 正典(東 京)	瓦林 秀嗣(岐 阜)
木村 強(青 森)	北原 達也(鹿児島)	吉川 光(東 京)
清野 直志(長 野)	楠本 雅弘(愛 媛)	倉田 彰夫(長 野)
倉橋 秀俊(北海道)	久保田 勇(静 岡)	久保田正文(香 川)
小泉 哲寛(北海道)	小出 照明(愛 知)	小林 卓(栃 木)
小森 正三(岐 阜)	小久保勝右(埼 玉)	小宮山 享(東 京)
佐藤 建(千 葉)	佐藤 尚典(広 島)	佐々木信義(秋 田)
斎藤 潔(東 京)	斎藤圭史郎(静 岡)	斎藤 博(山 形)
斎藤 義介(新 潟)	斎間 武(神奈川)	坂倉 海彦(東 京)
坂田 清一(徳 島)	坂本 洋三(山 口)	市東 照夫(東 京)
柴田 哲男(長 野)	渋沢 義隆(東 京)	嶋倉 英暢(兵 庫)
城 稔(大 阪)	須釜 邦夫(福 島)	鈴木謙二郎(神奈川)
鈴木 正一(東 京)	関口 婦一(千 葉)	妹尾徹太郎(岡 山)
館 正康(石 川)	平 尚(静 岡)	巽 重機(和歌山)
田代 利之(福 島)	田辺 和彦(東 京)	田村 紀之(京 都)
高久 博一(秋 田)	高桑 泉(東 京)	高橋 紀雄(香 川)
滝島 洋一(神奈川)	谷村 元(滋 賀)	玉井 力(岐 阜)
津田 寿一(東 京)	塚野 文彦(新 潟)	寺西 重郎(広 島)
鶴田 忠彦(千 葉)	常盤下一磨(香 川)	戸倉 敏雄(山 口)
渡仲 匡史(静 岡)	豊島 忠雄(茨 城)	豊田 潤一(埼 玉)
中川 弘道(長 野)	中谷 巖(大 阪)	中林 規貢(埼 玉)
中村 浩志(北海道)	中村洋一郎(広 島)	長永 忠男(石 川)
長島 誠一(東 京)	永島 宏(東 京)	成田 光彰(東 京)
難波 勲(岡 山)	西田 親行(熊 本)	西川 紀彦(長 崎)
西脇 英夫(岐 阜)	二宮 基(愛 媛)	野田 莞爾(広 島)
野原 彬孝(岐 阜)	乃村 晃(東 京)	納土 祥滋(東 京)

萩谷 真康(茨 城)	萩原 進(静 岡)	畠山 邦紀(茨 城)
花井 義武(福 島)	花房 辰雄(岡 山)	原田 実(佐 賀)
長谷川 脩(島 根)	長谷川敏彦(石 川)	平井 紀之(東 京)
広木 正人(福 島)	深見 弘平(兵 庫)	吹野 博志(鳥 取)
藤井 国土(広 島)	藤沢 治(東 京)	藤沢 汎(香 川)
藤田 淡水(新 潟)	藤田 勝彦(兵 庫)	藤田 成雄(栃 木)
藤縄 清六(新 潟)	藤平 章(東 京)	二村 莊佑(岐 阜)
古塚 武司(香 川)	細谷 継男(東 京)	堀田 義男(東 京)
堀江 利幸(東 京)	政井 孝道(兵 庫)	松島 誠一(神奈川)
松島征一郎(東 京)	松本 邦明(東 京)	榊田 哲治(兵 庫)
三浦 宏之(富 山)	三河 利洋(香 川)	三宅 勝三(愛 知)
三宅 崇允(東 京)	三森 茂充(東 京)	水田 浩(岡 山)
峯島 武夫(東 京)	向井 昭治(広 島)	村上 裕信(愛 媛)
森 正毅(静 岡)	森田 二郎(香 川)	八木 啓介(静 岡)
八木 正一(東 京)	八木田光邦(青 森)	八藤 南洋(山 梨)
山崎 常光(島根)	山崎 文夫(神奈川)	山崎 正俊(東 京)
山本 逸哉(富 山)	山森 義博(愛 知)	遊佐 伸彦(北海道)
横井 次郎(茨 城)	吉野悌次郎(埼 玉)	吉成 清(東 京)
吉原 雅(山 口)	米山 恭雄(東 京)	渡辺 強(山 梨)

(委 託 学 生)

崔 柳 吉(韓 国)	楊 応 錦(マラヤ)	顔 永 国(マラヤ)
------------	------------	------------

3. 法 学 部

昭和31年入学 (1名)

中島 健吉(長 崎)

昭和31年学士入学 (1名)

田辺 昌良(福 井)

昭和32年入学 (8名)

井藤 忠臣(広 島)	池田 幹雄(愛 知)	生田 良知(福 岡)
磯 次男(茨 城)	大仲 秀生(佐 賀)	秦 正夫(東 京)
牧畑 亘哉(神奈川)	丸尾 正彦(静 岡)	

昭和32年転学部 (1名)

原島 秀毅(愛 媛)

昭和33年入学 (101名)

青木 孝一(埼 玉)	秋山 和夫(茨 城)	有沢 僚悦(富 山)
伊藤栄太郎(三 重)	石崎 登(富 山)	石津 進也(茨 城)
井手野下秀守(福岡)	井上 明(栃 木)	井上 英男(埼 玉)
猪瀬 佳男(栃 木)	市川 節郎(東 京)	今川 吉朗(徳 島)
岩崎 芳夫(長 野)	上田 正三(岐 阜)	大竹 邦久(北海道)
大谷 正樹(神奈川)	大西 裕(東 京)	大藤 吾一(福 島)
岡田 忠則(広 島)	奥田 重民(埼 玉)	加固 健一(茨 城)
加藤 勝巳(静 岡)	片桐 久三(静 岡)	金子 一郎(長 野)
川口 紘司(京 都)	構 茂男(富 山)	寒竹 昇(福 岡)
北沢 明文(長 野)	杵淵 宣夫(新 潟)	櫛部 吉正(東 京)
黒瀬 恵一(富 山)	郡司 輝之(茨 城)	古立 知良(埼 玉)
小池 温(静 岡)	小出 駿哉(東 京)	古藤 良二(東 京)
権上 清彦(埼 玉)	佐藤 耕一(兵 庫)	佐野 勝彦(静 岡)
斎藤 淳(東 京)	坂口 鎮穂(福 岡)	市東 正利(東 京)
清水 嵩夫(山 梨)	篠崎 勝(東 京)	篠田栄三郎(群 馬)
渋谷 昇(兵 庫)	菅野 章(福 島)	杉原 賢治(東 京)
鈴木 脩介(静 岡)	鈴木 健雄(福 島)	鈴木 亘(神奈川)
高橋 史郎(島 根)	高木 敏夫(神奈川)	高木 大和(東 京)
高田 脩道(福 井)	高橋 利夫(高 知)	鷹取 謙治(岡 山)
竹内 正治(愛 知)	俵田 尚(山 口)	辻 純(東 京)
出口 正純(福 井)	戸田 昭(東 京)	那須 俊彦(高 知)
中沢 孝夫(石 川)	中村 実宏(千 葉)	中本甚太郎(島 根)
中山 晴司(福 岡)	永島 寧(栃 木)	南日 章夫(富 山)
橋詰 雅敏(福 井)	羽田 忠彦(長 野)	原 清昭(大 分)
坂東 幸雄(富 山)	日浦 健之(東 京)	平沼 洋(埼 玉)
平松 重宏(三 重)	深沢 曠(東 京)	福島富士夫(埼 玉)
福田 雅章(山 口)	藤井 一章(長 野)	森岡 和彦(山 口)

藤山 修(北海道)	松浦 哲実(福岡)	松葉 崇典(静岡)
松森 孝次(栃木)	宮沢 邦昌(山梨)	宮西 明志(石川)
向山 雄喜(山梨)	本坂 光弥(福岡)	森下 一乗(愛知)
森田 秀和(鳥取)	森村 大作(東京)	百田 俊弘(佐賀)
山内 敏弘(愛知)	山口 詮(東京)	山口 厚三(京都)
山中 啓史(東京)	横川 新(高知)	吉崎 隆文(大分)
吉田慎一郎(福島)	吉田 晴彦(群馬)	

(委託 学 生)

中島 郭治(韓国)

昭和33年転学部(2名)

大高 志介(広島) 長野 源信(新潟)

昭和33年学士入学(1名)

佐藤 允一(青森)

昭和34年度入学(100名)

赤崎 泰中(広島)	天野 志朗(北海道)	井爪 輝明(神奈川)
井上 孝子(福岡)	伊東 昭(長野)	伊東 紀保(北海道)
石井 智之(東京)	石坂 芳男(東京)	岩口 功(長野)
岩崎 宣行(宮崎)	内田 宏(東京)	江畑 猛則(富山)
小川 征也(石川)	小川 浩男(東京)	小河原紘三(岡山)
大野 和男(長野)	大森 誠司(栃木)	岡部 博行(北海道)
荻原 進(山梨)	奥田 顕(富山)	甲斐 紀武(大阪)
加賀谷俊夫(秋田)	片山 勝雄(大阪)	金子 達(東京)
上条 勝弘(山梨)	川崎 忠一(静岡)	川平 清明(長野)
菊地 康典(東京)	菊地 義男(茨城)	北沢 正敏(長野)
北島 健造(徳島)	北山 勉(茨城)	工藤 知男(東京)
黒川 信幸(静岡)	栗野 正義(群馬)	小島 徹(山梨)
小山不礎夫(福岡)	後藤 育夫(静岡)	酒井 俊昭(富山)
嵯峨山由範(徳島)	佐々木長司(千葉)	佐藤 興次(福島)
沢井 義郎(奈良)	清水 弘(東京)	白井 和彦(東京)
白浜 博之(佐賀)	進藤 勝美(山梨)	須田 清(群馬)

杉山 泰常(岡山)	鈴木 勲(静岡)	鈴木 義尚(東京)
関 慎一(千葉)	田沢 治(神奈川)	田中 弘(東京)
田辺 敏明(神奈川)	田村 捷(茨城)	田村 泰宏(東京)
田上竜之輔(熊本)	鷹野 宏(埼玉)	高沢 悦郎(新潟)
高田 茂(福井)	高梨 敏(東京)	竹田 正興(新潟)
武盛 幹雄(福井)	棚橋 秀夫(岐阜)	千葉 慶博(群馬)
土田 一宏(山形)	寺西 竜弥(石川)	内藤 治(兵庫)
中田 智夫(東京)	中谷 隆(東京)	中野 幹夫(熊本)
仲田 礼三(愛媛)	永井竜一郎(愛知)	二瓶 広志(福島)
西川 雄爾(福島)	野川 清(東京)	配島 靖雄(埼玉)
萩野 貞樹(秋田)	初鹿野義人(山梨)	浜崎 尊之(福岡)
早崎 卓三(宮城)	林 建一(新潟)	日比谷紀男(東京)
尾藤 建二(東京)	福島 征男(東京)	松尾 利明(香川)
松村 弓彦(山口)	丸山 正之(大阪)	三橋 秀方(愛知)
峯尾 臣一(神奈川)	宮坂 真也(長野)	宮脇 浩郎(山梨)
山崎 忠雄(東京)	山本 敏矢(福島)	要藤 稔(東京)
吉岡 直治(宮城)	吉田 昌文(東京)	芳野 法象(青森)
渡辺 文夫(広島)		

昭和34年学士入学(1名)

小川 武夫(新潟)

昭和35年入学(93名)

荒川 和洋(群馬)	五十嵐幸夫(北海道)	石井 輝夫(千葉)
石黒 淳義(神奈川)	石渡 智雄(東京)	磯村 光繁(山口)
乾山 靖雄(東京)	井上 一彦(神奈川)	上野 健夫(山梨)
上野 靖郎(山口)	上村 恭(熊本)	江原 洋三(埼玉)
小野 正之(岡山)	大岡秀次郎(東京)	大沢喜美男(東京)
大杉 光謙(兵庫)	大竹 洋(愛知)	大塚 善治(東京)
岡田 竜二(香川)	加藤 和男(愛知)	嘉屋 豊(北海道)
金森 奉一(大阪)	金子 英夫(富山)	木山 茂年(鳥取)
木下 光弘(東京)	岸 克彦(埼玉)	北 幹雄(石川)

久保田孜朗(静岡)	熊崎 肇(愛媛)	黒沢 隆雄(群馬)
小島 伸一(東京)	小峰 啓史(東京)	佐野 信夫(静岡)
佐伯 芳英(神奈川)	坂本 勉(石川)	酒井 威彦(山口)
重森 一郎(広島)	新宮 啓作(東京)	鈴木 正光(東京)
田崎 富吉(新潟)	田中 暎二(北海道)	田中 友昭(山梨)
高野 均(東京)	高荻 光紀(福島)	高橋 盛久(埼玉)
塚田 浩史(香川)	照井 盤男(岩手)	棚木 正義(静岡)
豊泉 民蔵(東京)	中村 賢三(富山)	中村 剛康(長崎)
中村 充(栃木)	長屋 佳彦(岐阜)	並木 充(東京)
西沢 良昌(静岡)	根岸 紘一(神奈川)	則松 久夫(宮崎)
土師野凱晟(東京)	長谷川 敬(兵庫)	橋本 宏(東京)
服部 隆三(東京)	林 竜介(岡山)	原口 平(茨城)
福島 正徳(兵庫)	福田 勝朗(東京)	福田 潤弥(東京)
古瀬 政敏(新潟)	古田 亮三(福岡)	前田征四郎(愛知)
前田 守一(三重)	正本 栄(神奈川)	増尾 栄一(群馬)
松井 啓(長野)	松岡 雄三(東京)	松下堅一郎(石川)
松本 健(鹿児島)	三浦 宏一(秋田)	水谷富士穂(東京)
宮地 勝利(愛知)	宮地 健一(香川)	望月 直彦(山梨)
森岡 義久(長野)	森川 忠良(秋田)	森下 弘道(福井)
森山 朝穂(新潟)	守屋 寿(広島)	安田 功(三重)
山川 博康(神奈川)	山口 邦彦(東京)	山下 善久(兵庫)
横内 英治(山梨)	吉岡 省吾(東京)	吉村 和幸(茨城)

(委託 学 生)

中本 博(沖縄)

昭和35年学士入学(2名)

後藤峰太郎(東京) 水谷 貞子(長野)

昭和36年入学(96名)

安達 武(大阪)	芦田 昌之(京都)	荒田 久義(東京)
雨宮 正展(東京)	朝来野紀生(大分)	伊藤 友義(静岡)
飯野 大平(奈良)	石井 文邦(東京)	石川 忠章(富山)

石原 全(大阪)	板谷 洋(佐賀)	上野 紘(東京)
牛田 恵久(香川)	内田 浩(埼玉)	浦部 和好(群馬)
小川 哲夫(東京)	小国 健(香川)	大石 文洋(静岡)
大石 基明(静岡)	大谷 公康(埼玉)	大谷 久蔵(福島)
大塚 宣征(広島)	大原 八郎(東京)	大林 幹明(東京)
柏原 一公(福島)	勝田 明宏(東京)	桂 誠(大阪)
兼広 輝昭(山口)	河合 敏雄(静岡)	河村 輝夫(東京)
菅野 道隆(福島)	北原 堯(長野)	慶野 嘉一(東京)
小島 和人(長野)	小西 利幸(埼玉)	小沼登史雄(埼玉)
小宮 博治(埼玉)	駒形 敦(新潟)	近藤 毅(愛知)
後藤 雅晴(群馬)	佐藤 三也(北海道)	佐藤 力(山形)
佐藤 信義(秋田)	佐藤 英信(東京)	佐藤 三男(神奈川)
佐貫 毅(栃木)	佐野 繁光(熊本)	三条九六郎(新潟)
薩摩林俊彦(長野)	杉山 忠良(静岡)	鈴木 謙治(静岡)
関戸 智(東京)	園原 昌義(千葉)	田中 嘉之(岐阜)
田辺 淳(大分)	田村 之男(鳥取)	高橋 輝雄(愛知)
高橋 輝夫(東京)	高階 武平(神奈川)	滝沢 昭(東京)
竹中 繁雄(東京)	谷川 誠(愛知)	伊達 史郎(鹿児島)
千野 拓生(長野)	出口 雅昭(三重)	中島耕一郎(長崎)
中島 保広(山梨)	中村 了三(青森)	中本 孝(広島)
萩原 規孝(鹿児島)	早川 剛(千葉)	林 民雄(長野)
原 博輔(岐阜)	半田 博(栃木)	長谷川 晨(神奈川)
藤沢 恵一(東京)	藤沢 忠雄(東京)	藤波 淳也(静岡)
藤間 研吉(広島)	古川 和正(神奈川)	堀本 良雄(兵庫)
前島 夏彦(東京)	松本 周治(東京)	宮 俊一郎(広島)
三宅 啓之(京都)	村林 昌二(山口)	望月 三郎(山梨)
門間 昭夫(宮城)	谷中宏太郎(栃木)	山口 梓(東京)
山口 国昭(茨城)	山下 友彦(静岡)	山田 公一(神奈川)
山田 充夫(栃木)	吉田 敬(群馬)	渡部 尚(北海道)

(委託 学 生)

高良 成祐(沖 繩)

4. 社 会 学 部

昭和30年入学(1名)

卜部 守元(広 島)

昭和30年入学(1名)

鈴木 幸男(千 葉)

昭和32年入学(9名)

阿部 正(栃 木)	佐々木正義(広 島)	篠原 直(静 岡)
田中 俊雄(福 岡)	谷井 俊行(東 京)	徳江 和雄(東 京)
日巻久匂男(東 京)	宮崎 一明(富 山)	村田 宏(山 梨)

昭和33年入学(71名)

新井 進(埼 玉)	荒金 豊(大 分)	安藤 勝朗(長 野)
安藤 進(東 京)	飯田 恒夫(香 川)	石黒 敏也(東 京)
出水田好徳(鹿児島)	植松 政次(山 梨)	越中谷佐一(兵 庫)
大塚 久義(岡 山)	大久保 至(東 京)	大村 繁雄(静 岡)
岡崎 克彦(東 京)	岡田 光正(千 葉)	女屋 弘孜(群 馬)
加藤 恵三(静 岡)	川上源太郎(青 森)	岸沢 繁(富 山)
国府田 勇(茨 城)	小谷与志之(石 川)	小林 修(栃 木)
近藤 慶信(福 岡)	佐藤 司朗(岡 山)	佐藤 義也(東 京)
斎藤 和幸(群 馬)	椎名 一夫(栃 木)	白木 光鷹(岐 阜)
島根 一夫(東 京)	下谷 直夫(神奈川)	隅田 武志(奈 良)
関 常夫(栃 木)	高田 昌幸(東 京)	高橋 重行(東 京)
高橋 伸治(東 京)	高橋 徹也(東 京)	高橋 博(秋 田)
竹部 栄明(福 井)	谷 和久(京 都)	千木良 亮(東 京)
堤 隆晴(福 岡)	角田 史朗(群 馬)	角田 昭治(東 京)
東口 次朗(兵 庫)	永井 勝彦(広 島)	永井 憲司(広 島)
新山 勝(茨 城)	西出 雄一(東 京)	抜井 俊男(東 京)
長谷川 隆(東 京)	橋本 英明(栃 木)	栄久庵祥二(東 京)
深川 寛(東 京)	藤井 正三(兵 庫)	藤井研一郎(広 島)
藤井 弘和(東 京)	古川 哲雄(大 分)	古沢照一郎(岐 阜)

堀野 義彦(東 京)	本田 裕(東 京)	間島 俊之(東 京)
牧野 悦夫(福 井)	正木信二郎(広 島)	松岡 広志(神奈川)
松本 雅雄(東 京)	宮子 雅次(東 京)	宮本 英治(東 京)
村上 三郎(愛 知)	森 篤行(愛 媛)	矢野 哲史(大 分)
安武 豊(福 岡)	山本 雅公(佐 賀)	

昭和34年入学(73名)

生田 英也(兵 庫)	池田 澄治(茨 城)	石田 祥夫(茨 城)
石原 正毅(愛 知)	市川 和幸(埼 玉)	稻垣 義彦(岐 阜)
井上 利保(広 島)	五百川淳助(山 形)	上柿 彪(千 葉)
臼井 弘(岐 阜)	浦本 信一(東 京)	小沢順一郎(神奈川)
小沼 寿一(栃 木)	大神 宜也(東 京)	大矢 鉄雄(東 京)
岡田 幹治(新 潟)	奥貫 雄(福 島)	押田 徹也(東 京)
加藤 頌二(兵 庫)	片木 忠(広 島)	金子 澄兄(千 葉)
金子 睦(東 京)	川上 浩丘(大 阪)	桑原 国生(富 山)
桑村 宏三(愛 媛)	後関 勉六(群 馬)	佐伯 尤(愛 媛)
島田 伸三(秋 田)	須田 保司(東 京)	鈴木 俊司(和歌山)
鈴木 徹郎(福 島)	鈴木 誠(東 京)	関口 鉄雄(東 京)
関口 修道(栃 木)	田中英三郎(東 京)	田中 将夫(東 京)
高橋 信成(東 京)	高橋 光彦(栃 木)	高間 満(福 井)
滝島 守夫(埼 玉)	竹島 俊範(愛 知)	東条 巖(鹿児島)
富貫 秀一(東 京)	富山 愷男(東 京)	内藤 藤三(東 京)
西岡 惟規(山 口)	野上 桂一(岡 山)	野村 明徳(宮 崎)
長谷川 建(新 潟)	原 文雄(長 野)	福ノ上 敦(鹿児島)
藤田 幹郎(静 岡)	堀 清司(京 都)	前野 頼彦(千 葉)
松田 征二(秋 田)	松葉 貞量(東 京)	松宮 幹彦(東 京)
松本 竜雄(東 京)	村上 健二(愛 媛)	師田 英道(東 京)
谷中 精司(東 京)	八谷 和男(広 島)	山口 千尋(佐 賀)
山口 善弘(東 京)	山下 祐一(長 野)	山田 英俊(愛 知)
山田 宗男(広 島)	山本 順二(広 島)	吉田 一彦(東 京)
吉田 弘司(東 京)	吉田 愷(神奈川)	渡辺 紀征(山 梨)

渡辺 良夫(東京)

昭和35年入学(80名)

青木 利元(栃木)	青木 信篤(長野)	赤木 朋宏(富山)
荒井 昭夫(長野)	荒井 敏彦(東京)	井伊 清方(東京)
井田 敏雄(埼玉)	伊藤 重道(山形)	池田 致(山形)
石村 浩一(愛媛)	石 博愛(東京)	猪股祐一郎(山梨)
岩崎 和真(栃木)	内田 佑三(東京)	海野 勝(東京)
江川 信彦(東京)	江夏 良三(宮崎)	榎本 襄(静岡)
延命 喜一(群馬)	小野 修(岩手)	大橋 祥勝(群馬)
大平 政弘(鹿児島)	大山 英文(鹿児島)	岡 辰雄(香川)
岡 晴世(神奈川)	葛西 恒平(青森)	加藤 郁三(秋田)
片岡 工(兵庫)	金井 彬(東京)	金近 信秋(東京)
谷亀 公遷(長野)	河合 哲(富山)	岸間 正(東京)
北村 宏之(千葉)	熊谷 弘(静岡)	郡司 元彦(東京)
小芝 繁(和歌山)	小林 英司(東京)	紺野 靖男(福島)
後藤 国利(大分)	佐藤 章二(東京)	笹岡 治男(京都)
柴田紀四郎(愛知)	須賀 禎之(群馬)	菅谷 恒雄(茨城)
関根 俊彦(茨城)	田崎謙一郎(東京)	田中 国睦(長野)
高田 博(栃木)	飛田 英美(茨城)	名和 泰三(岡山)
中川 正機(富山)	中村 源治(神奈川)	中村 司(長野)
中本 博(広島)	西沢 武久(長野)	長谷川輝夫(千葉)
萩原 惇(長野)	原田 博司(大阪)	馬場 璋(福岡)
樋口 晃(徳島)	松山 勝弘(栃木)	藤吉 慎一(福岡)
北条 猛(茨城)	本間 浩(山形)	牧野 勇治(長野)
松井 和明(東京)	松島 源吉(静岡)	松並 英一(滋賀)
松本 幸生(佐賀)	丸山 高司(神奈川)	三宅 信博(東京)
水木 修(東京)	宮 好則(富山)	宮崎 恒彦(富山)
山元 強(鹿児島)	吉田 久雄(山梨)	吉田 稷(福岡)
渡辺 正昭(宮城)	渡辺 昌彦(山梨)	

昭和35年学士入学(1名)

野見山弘雄(福岡)

昭和36年入学(77名)

飯島 功(栃木)	飯島 齊(埼玉)	飯村 文隆(東京)
池谷 征二(長野)	井上 宗迪(茨城)	色川 博康(東京)
小野 肇(東京)	大島 誓一(東京)	大谷 正道(東京)
奥沢 俊雄(茨城)	奥野 昭男(東京)	尾上 武(神奈川)
加藤 滋(北海道)	河合 孝夫(東京)	片岡 秀浩(兵庫)
金嶋 利之(岡山)	桃 浩(福岡)	川上 進(東京)
川島 征夫(大阪)	北野 建樹(和歌山)	久郷 敏男(東京)
桑田 直行(静岡)	黒沢 惟昭(長野)	小見 山岳(静岡)
佐藤 裕(山形)	西藤 浩之(岡山)	斎藤 亮平(富山)
真田 孝昭(山口)	塩崎 昌弘(長野)	渋谷 和彦(神奈川)
白河 恒則(東京)	真保 六郎(山梨)	新屋 和昭(広島)
城村 毅(富山)	菅野 忠信(東京)	鈴木 司郎(千葉)
鈴木 建郎(福島)	鈴木 亮一(東京)	関戸 康男(山梨)
田中 武四(山梨)	高野 寛之(長野)	高橋 長逸(滋賀)
高橋 康夫(東京)	高柳 安利(東京)	竹田 郁夫(愛知)
戸口 清(埼玉)	豊田 大(東京)	中原 敬治(福岡)
中村 正義(新潟)	永井 晶(広島)	長縄 光男(東京)
並木 一明(千葉)	糖沢 尚夫(東京)	野口 正武(神奈川)
秦 正寛(東京)	浜 洲(北海道)	浜本 将(和歌山)
半場 三雄(静岡)	平賀 堯賛(東京)	福田 忠夫(滋賀)
藤 等昌(鹿児島)	藤本 和男(滋賀)	瓶子 真(東京)
松村 八郎(秋田)	丸茂 越(山梨)	三井 康行(高知)
村瀬 通泰(静岡)	村田 正雄(千葉)	矢野 直喜(愛知)
安田 勤(福島)	山田 実重(秋田)	山田 讓(東京)
山本 溢弘(三重)	義家 紀男(長野)	吉沢 隆平(新潟)
和田 昌尚(東京)	渡辺 傑(東京)	

5. 大学院修士課程

1. 商学研究科

昭和 32 年入学 (1名)

(経営学及会計学専攻)

落合 清晃 (東京)

昭和 35 年入学 (2名)

(経営学及会計学専攻)

白鳥庄之助 (千葉) 関 玉 圭 (大韓民国)

昭和35年入学 (11名)

(経営学及会計学専攻)

小野 弓郎 (福岡) 小野 重雄 (東京) 大島 美留 (長野)

竹村 欣也 (長野) 藤本美佐子 (神奈川) 別府 祐弘 (東京)

細川 進 (香川) 松吉 定男 (山口) 銭 其瀾 (中国)

(商 学 専 攻)

速水 保 (神奈川) 陳 雲 中 (中国)

昭和36年入学 (2名)

(経営学及会計学専攻)

斎藤 高志 (福島) 中村 守孝 (神奈川)

2. 経済学研究科**昭和 28 年入学 (1名)**

(理論経済学及統計学専攻)

清水 忠直 (東京)

昭和 32 年入学 (2名)

(理論経済学及統計学専攻)

関根 友彦 (東京)

(経済史及経済政策専攻)

高山 晟 (神奈川)

昭和 33 年入学 (1名)

(理論経済学及統計学専攻)

島 久代 (東京)

昭和 34 年入学 (2名)

(理論経済学及統計学専攻)

井波 真三 (東京) 広田 一 (大阪)

昭和35年入学 (6名)

(理論経済学及統計学専攻)

奥口 孝二 (青森) 多賀 利明 (岡山) 中村 昭弘 (福岡)

山沢 逸平 (東京)

(経済史及経済政策専攻)

田中 宏 (岡山) 馬 乾意 (中国)

昭和36年入学 (4名)

(理論経済及統計学専攻)

吉岡 守行 (神奈川)

(経済史及び経済政策専攻)

石 弘光 (茨城) 中村 政則 (東京) 森尾 総夫 (東京)

昭和 36 年再入学 (1名)

(理論経済学及統計学専攻)

並木 徳之助 (東京)

3. 法 学 研 究 科**昭和 33 年入学 (1名)**

(公法専攻)

山野 一美 (東京)

昭和 34 年入学 (7名)

(経済法専攻)

木村英三郎 (東京) 松嶋由紀子 (東京) 山本 章善 (京都)

(公法専攻)

鏡 健也 (東京) 莊 貴 臨 (中華民国)

昭和35年入学 (8名)

(経済学専攻)

寒竹 剛 (東京) 庄 政志 (岡山) 反町 宏 (新潟)

竹内 規浩 (鹿児島)

(公法専攻)

岡本 孝司 (愛知) 神山 敏雄 (沖縄) 土屋 和恵 (東京)

茅根三千財(茨 城)

昭和36年入学(4名)

(経済法専攻)

大前 和俊(山 口) 林 吉彦(富 山)

(公法専攻)

熊田 道彦(福 島) 庭山 英雄(群 馬)

4. 社会学研究科**昭和31年入学(1名)**

(社会学専攻)

須永 敏之(栃 木)

昭和33年入学(3名)

(社会学専攻)

斎藤 徹(東 京) 藤本 治(徳 島) 竹村 孝雄(埼 玉)

昭和34年入学(2名)

(社会学専攻)

浅井 啓吾(熊 本) 本多ひさ子(東 京)

昭和35年入学(7名)

(社会学専攻)

宇藤 義隆(東 京) 滝沢 正樹(東 京) 高橋 誠(埼 玉)

長沼 英世(群 馬) 中村 恵一(東 京) 広瀬 雅子(東 京)

星野 彰男(栃 木)

昭和36年入学(6名)

折橋 徹彦(東 京) 岸本 嬉子(兵 庫) 橘 健次郎(兵 庫)

富沢 賢治(東 京) 家形 威臣(富 山) 吉田 映子(鳥 取)

6. 大学院博士課程**1. 商学研究科****昭和35年入学(3名)**

(経営学及会計学専攻)

(商学専攻)

平田 光弘(福 岡) 三沢 一(長 野)

藤田 忠(栃 木)

昭和36年入学(2名)

(経営学及会計学専攻)

佐藤 照子(広 島) 増田 茂樹(岐 阜)

2. 経済学研究科**昭和30年入学(1名)**

(経済史及経済政策専攻)

深沢 宏(秋 田)

昭和33年入学(1名)

(理論経済学及統計学専攻)

筑井 基吉(東 京)

昭和34年入学(6名)

(理論経済学及統計学専攻)

熊谷 一男(宮 城) 小野 旭(東 京) 松尾 博(新 潟)

南 亮進(東 京) 望月 喜市(静 岡)

(経済史及経済政策専攻)

畠山 次郎(長 野)

昭和35年入学(5名)

(理論経済学及統計学専攻)

田村 貞雄(新 潟) 藤野 志朗(福 岡) 松田 芳郎(北海道)

山田 克巳(静 岡)

(経済史及経済政策専攻)

長谷田彰彦(大 阪)

昭和36年入学(4名)

(理論経済学及統計学専攻)

神田 祐一(北海道)

(経済史及経済政策専攻)

石渡 茂(神奈川) 関口 恒雄(埼 玉) 中川 学(東 京)

3. 法学研究科**昭和33年入学(1名)**

(公法専攻)

岡田 柚(山 口)

昭和34年入学(1名)

(経済法専攻)

中川 和彦(広 島)

昭和35年入学(1名)

(経済法専攻)

青木 英夫(高 知)

昭和36年入学(1名)

(公法専攻)

金 震 斐(大韓民国)

4. 社会学研究科

昭和30年入学(1名)

(社会学専攻)

今井 義雄(東 京)

昭和31年入学(2名)

(社会学専攻)

土屋 晃朔(群 馬) 渡部 峻明(東 京)

昭和32年入学(2名)

(社会学専攻)

中村 恒矩(東 京) 宮野 悦義(福 岡)

昭和33年入学(3名)

(社会学専攻)

片桐 一平(長 野) 根本 久雄(福 島) 望月 通(東 京)

昭和34年入学(5名)

薄葉 充衛(栃 木) 中野 雄策(長 野) 中村 喜和(長 野)

英 明(神奈川) 藤森 俊輔(千 葉)

昭和35年入学(4名)

阿部 謹也(東 京) 田中 克吾(兵 庫) 畑 孝一(三 重)

藤井 一行(東 京)

昭和36年入学(4名)

(社会学専攻)

岡野 哲士(東 京) 熊田 長生(香 川) 清水広一郎(群 馬)

山田 高生(東 京)

7. 東京商科大学研究科

昭和23年入学(1名)

磯部 浩一(新 潟)

第18 卒 業 生

昭和36年3月商学士試験合格者 (172名)

青山 隆之(埼玉)	赤沢 稔夫(東京)	秋月 詢(東京)
天野 正(神奈川)	荒木 邦起(群馬)	有浦 洋(佐賀)
有賀 盈(東京)	有田 保彰(東京)	飯田 康政(兵庫)
池谷 昭二(静岡)	石尾 弘美(千葉)	石川 勝支(愛知)
石本 正(東京)	伊藤 順一(東京)	伊東 政朗(長野)
稲川 中也(東京)	岩田 脩(岡山)	上田 忠和(長野)
植田 真弘(東京)	内田 緑郎(群馬)	浦壁 隆雄(栃木)
浦山 義包(東京)	大内 正三(茨城)	大下 正紀(愛媛)
大島 保(東京)	大島 義男(栃木)	大高 裕(茨城)
大湊 敏(栃木)	大矢 基意(神奈川)	小川宇士雄(東京)
小川 恭邇(長崎)	小倉 忠(栃木)	小田 丞史(福岡)
長船 俊彦(岡山)	落合 正令(東京)	笠尾 重光(東京)
柏木 彰(兵庫)	春日 利文(東京)	加藤 元昭(東京)
金谷 浩介(大分)	冠木 啓次(福島)	菊池 康也(群馬)
岸 均(群馬)	木綿 良行(和歌山)	君嶋 徹(東京)
久郷幸太郎(東京)	窪田 健(山梨)	桑原 四郎(群馬)
監物 孝雄(長野)	小泉 文男(北海道)	小竹森 弘(茨城)
小谷 博之(東京)	小西 四郎(東京)	小林 成古(長野)
高本 正(広島)	石沢 敏秀(群馬)	近藤 富夫(京都)
三枝 雅信(千葉)	榊原 貞夫(香川)	坂倉 正宣(東京)
佐久間 昭(神奈川)	桜井 久男(栃木)	里見 俊二(岡山)
柴坂 幸男(東京)	柴崎 信次(岡山)	柴田 実(東京)
島田 拓夫(長野)	島田 弘道(東京)	下津屋博章(神奈川)
白井 浩司(神奈川)	白井哲三郎(山口)	白石 英一(福岡)
末吉 建一(東京)	杉浦 英三(東京)	鈴木 聡(茨城)
鈴木 重記(愛知)	鈴木 莊右(栃木)	鈴木 孝和(岐阜)

第18 卒 業 生

鈴木 崇司(東京)	住田 笛雄(東京)	関 明悦(東京)
匠瑛 武夫(千葉)	高野 秀三(兵庫)	高橋 良栄(新潟)
高柳 雄一(東京)	宝田 繁(熊本)	竹井 忠夫(香川)
竹内 栄吉(愛媛)	竹田 清治(新潟)	田中 道生(山梨)
田中 康夫(静岡)	大 公一郎(北海道)	辻 正(山口)
津田 孚人(東京)	鶴岡 史郎(石川)	霍見 浩喜(福岡)
寺畑 義彦(広島)	東樹 茂夫(新潟)	遠山 新(千葉)
富樫 肇(富山)	友永 喬(高知)	鳥井 旭(広島)
島井 恒彦(熊本)	中込 英雄(山梨)	中島 猛(東京)
中島 常之(群馬)	中村 功(神奈川)	中村 政則(東京)
仲田 修(愛媛)	那珂 通武(岩手)	那須 維昭(熊本)
永井 新也(群馬)	永田富士生(埼玉)	永吉 勝美(大分)
長尾 豊彦(徳島)	西尾 敏則(愛媛)	西仲 崇吉(大阪)
西牧 博徳(長野)	野田 健也(東京)	萩庭 正哲(茨城)
橋本 武(愛知)	原 節夫(東京)	原田 豊(神奈川)
半田 正雄(東京)	藤田 欣也(愛媛)	古川 光雄(東京)
古木 光雄(神奈川)	古田 公徳(岐阜)	堀内 聡(広島)
本多 功(東京)	前田 信吉(東京)	増井健一郎(東京)
松下 正幸(奈良)	松田 基(鹿児島)	三橋 清治(東京)
南 隆志(徳島)	御牧 宏(鹿児島)	武藤 嘉孝(神奈川)
村上慶一郎(東京)	森川 真臣(京都)	森田 志朗(東京)
森 彪(東京)	森本 勝司(福岡)	安光 保二(高知)
谷津 保貴(群馬)	柳瀬 飛行(石川)	山崎昭次郎(東京)
山根 正浩(山口)	山本 邦明(東京)	山本 尚慎(兵庫)
横田 俊雄(高知)	吉川 義一(富山)	吉田 克夫(茨城)
吉富 靖彦(福岡)	若菜 重一(東京)	若菜 稔(千葉)
脇田 弘(神奈川)	渡部 賢(福島)	高橋 一(栃木)
富 正人(千葉)	大村 安夫(福岡)	末村 健彦(山口)
菅井 弘之(東京)	田中 隆吉(岡山)	滝島 淳弘(東京)
中野 勝弘(滋賀)	中村 憲治(福岡)	松本 格(山口)

宮城 賢三(沖 縄) 斎藤 義雄(京 都) 増谷 毅(鳥 取)
村島 俊彦(岡 山)

昭和36年3月経済学士試験合格者(175名)

相島 紀(埼 玉) 浅沼 信爾(三 重) 荒野 義郎(北海道)
荒木 幸(東 京) 池田 雅博(静 岡) 石井 耕史(鹿児島)
石田 順亮(長 野) 石田 康(新 潟) 石原 清(東 京)
石原 隆(東 京) 石 弘光(茨 城) 市川 享(富 山)
伊藤 逸男(愛 知) 伊藤九州男(静 岡) 伊藤 庄一(愛 知)
伊藤 忠三(長 野) 金井 博智(東 京) 今尾 健吾(茨 城)
今村 秋夫(福 岡) 鷗飼 清(愛 知) 内田 博之(兵 庫)
内山 弘幸(鹿児島) 江間 稔(東 京) 大岩 泰(大 分)
大賀 二郎(東 京) 太田 卓(愛 知) 太田 吉彦(愛 知)
小沢 純一(山 梨) 小沢 哲夫(山 口) 小俣 光夫(東 京)
荻原 達郎(茨 城) 葛西 敏昭(福 岡) 鍛冶 政三(富 山)
勝又 道雄(千 葉) 加藤 幹雄(京 都) 唐津 智行(神奈川)
軽部 久雄(山 形) 川岸 近衛(富 山) 川端 健一(北海道)
川村 莞爾(新 潟) 神田 烈(新 潟) 菊田 良治(福 島)
菊池 斐雄(茨 城) 北原 宏一(長 野) 木全 千裕(愛 知)
木村 哲夫(香 川) 木村 光昭(静 岡) 国松 截治(静 岡)
久保田信也(東 京) 黒阪 威光(鳥 取) 黒田 晴二(福 岡)
河内 洵(岡 山) 小暮 英一(東 京) 小島順一郎(鳥 取)
小林 一元(長 野) 小林 進二(群 馬) 小林 純(福 島)
小松 一郎(東 京) 小松沢 亨(静 岡) 古高 昇(徳 島)
斎藤 信彬(東 京) 酒井 武史(愛 知) 坂井 幹一(岐 阜)
坂本 立身(大 阪) 阪 茂爾(兵 庫) 佐川 圭二(北海道)
佐藤 栄二(福 島) 笹田 泰正(静 岡) 重村 征治(熊 本)
水藤真樹太(栃 木) 杉田 敏(静 岡) 鈴木 淳夫(東 京)
鈴木 英紀(東 京) 須田 宗克(大 阪) 瀬川 明夫(富 山)
妹尾有己男(鳥 取) 宗 大(宮 崎) 高貝 忠宏(秋 田)

高木 俊志(香 川) 高橋 誠一(熊 本) 高橋 文夫(群 馬)
宝井 暢(長 野) 田口 和義(岡 山) 武内 弥(高 知)
田中 収(石 川) 田中 操(茨 城) 橋 健次郎(高 知)
谷戸 健二(三 重) 谷本 勝(徳 島) 千野 亘(山 梨)
角田 裕(鳥 取) 鶴 邦彦(山 梨) 寺尾 一樹(東 京)
東城 征敏(長 野) 当麻 雅生(東 京) 徳永 昌信(福 岡)
富田 美弘(鹿児島) 鳥海 清(千 葉) 土井 鼎(神奈川)
土井 亨(山 口) 中岡 良二(愛 知) 中島 健三(長 野)
中島 寛(埼 玉) 中田 欽也(富 山) 中村 正己(熊 本)
仲村 豊彦(千 葉) 永井 一郎(富 山) 長坂 整史(愛 媛)
西岡 昌彦(山 口) 西尾 哲(福 岡) 能島 章(富 山)
野末 靖人(静 岡) 袴田 貞夫(静 岡) 長谷川道夫(栃 木)
花水 涼一(大 分) 林 俊介(愛 知) 日比野英一(岐 阜)
平古場志郎(長 崎) 深谷 清明(茨 城) 藤永信太郎(山 口)
藤本啓一郎(山 口) 双川 武治(東 京) 二名 実(愛 媛)
古川 哲夫(神奈川) 細田 惇(秋 田) 前田 敏一(大 阪)
前田 泰生(東 京) 増野洋一郎(東 京) 増田 弘人(静 岡)
益田 義昭(熊 本) 松井 啓暁(大 阪) 松浦 嵩(宮 城)
三浦 伸夫(愛 知) 三須 勉(静 岡) 三股 宏(大 分)
水野 光雄(愛 知) 嶺 武志(東 京) 宮井 基雄(神奈川)
村上 恒一(愛 媛) 望月 照夫(静 岡) 望月 光(東 京)
元山 雅也(広 島) 家形 威臣(富 山) 山岡 良次(岡 山)
山口 権吾(東 京) 山口 昭一(鹿児島) 山口 保男(長 野)
山地 宏明(香 川) 山谷 得嗣(石 川) 山田有珠彦(福 井)
山田 正明(徳 島) 山中 進(秋 田) 山本 英司(愛 知)
瀧浅 康生(徳 島) 横田 孝一(東 京) 吉田 尚弘(鳥 取)
吉田 幸夫(東 京) 吉原裕五郎(東 京) 依田 雅弘(山 梨)
米谷 理功(高 知) 米田 儀行(鳥 取) 渡辺 幸彦(岡 山)
渡辺 慎二(神奈川) 渡部 隆夫(愛 媛) 安崎 暁(徳 島)
岡 勝之(埼 玉) 貴島 光彦(鹿児島) 石 暎 源(韓 国)

第18 卒 業 生

北出 次盛(石 川) 富島 正(兵 庫) 河上 良樹(熊 本)
 長尾 明信(東 京) 羽淵 伊平(兵 庫) 結城 隆成(東 京)
 渡辺 宏之(愛 媛)

昭和36年 3 月法学士試験合格者 (95名)

浅井 一良(東 京) 安藤 克己(神奈川) 井田 敏夫(埼 玉)
 伊藤 実(東 京) 石井 健吾(千 葉) 石井 正彦(鳥 取)
 石原 彰(群 馬) 稲垣 正武(長 野) 大野 代策(岐 阜)
 大森 洋一(福 岡) 大和田勝夫(神奈川) 小川 恒義(東 京)
 小作 曉介(東 京) 小沢 賢二(東 京) 奥平喜一郎(東 京)
 加藤 幹男(静 岡) 金井 久己(千 葉) 金盛 守人(富 山)
 木下 敬三(福 岡) 木下 昌和(長 野) 熊崎 皓一(東 京)
 倉地 祥雄(三 重) 黒木 孝(鹿児島) 郡山 繁一(鹿児島)
 小林 四郎(東 京) 小林 幹雄(新 潟) 小堀 暉男(福 島)
 小西 基雄(大 阪) 小西 勇治(東 京) 佐藤 靖夫(東 京)
 沢田 桑夫(埼 玉) 塩畑 秀夫(茨 城) 下房地 勝(広 島)
 下永 弘昌(長 崎) 白石 恭三(熊 本) 白土 主計(茨 城)
 清水 隆之(東 京) 菅沢 武彦(東 京) 菅村 幸夫(北海道)
 鈴木 保(東 京) 隅越 昭男(東 京) 関口 高平(大 阪)
 関 三郎(東 京) 相馬 義一(青 森) 田口 実(青 森)
 田中 泰(北海道) 田中 英明(東 京) 高橋宗一郎(愛 知)
 高畠 道夫(愛 知) 棚沢 十一(東 京) 土屋 忠正(東 京)
 水流 哲郎(鹿児島) 富山 正一(鹿児島) 友田 勝士(広 島)
 中尾 武(大 分) 中川 滋夫(東 京) 成富伸一郎(山 口)
 長谷川和男(東 京) 畑山 功(東 京) 羽川 健治(島 根)
 林 吉彦(富 山) 日比 俊一(東 京) 兵頭 暉夫(東 京)
 平塚 裕康(東 京) 広瀬隆一郎(茨 城) 福留 淳之(鹿児島)
 藤本 静男(静 岡) 双川 秀明(東 京) 細見 恒雄(東 京)
 正立 宣英(神奈川) 峰岸 幹郎(神奈川) 宮本 弘司(茨 城)
 三輪田正信(東 京) 武藤 安正(佐 賀) 山口 英一(東 京)

山崎昌三郎(東 京) 山崎 宏(新 潟) 山下 真作(富 山)
 山野 光俊(広 島) 吉部 宏(山 口) 渡辺 勇(新 潟)
 和田 官(長 野) 中村 幸雄(静 岡) 上原 健雄(沖 縄)
 岡本 泰雄(東 京) 大前 和俊(山 口) 児玉 進(福 井)
 内藤 元己(静 岡) 吉田 茂(北海道) 倉持 倉雄(東 京)
 岡村 景孝(高 知) 長谷川忠誠(茨 城) 漆原金一郎(東 京)
 荻原 道夫(長 野) 佐藤 允一(青 森)

昭和36年 6 月法学士追試験合格者 (1 名)

磯 次男(茨 城)

昭和36年 3 月社会学士試験合格者 (73名)

朝倉 雄一(東 京) 浅羽 倣明(静 岡) 石井昭太郎(群 馬)
 石川 博保(群 馬) 伊藤 敬輔(栃 木) 飯沼 健真(東 京)
 飯沼八州彦(新 潟) 上原 亮三(神奈川) 榎本 次男(東 京)
 遠藤 昌作(静 岡) 大石 信二(東 京) 岡田 俊彦(山 形)
 小川 剛毅(和歌山) 荻野 幸生(群 馬) 奥田 譲(愛 知)
 小野 晃嗣(神奈川) 笠井 良夫(香 川) 金指 鍛(東 京)
 金子 哲也(東 京) 刈田 義郎(新 潟) 菊島 和宣(東 京)
 北岡郊司郎(徳 島) 北岡 照造(京 都) 北島栄治郎(佐 賀)
 木村 勘二(栃 木) 桑名 正洋(神奈川) 小林 正直(新 潟)
 紺野 修(福 島) 佐藤 幸男(千 葉) 鈴木 一俊(静 岡)
 高橋 武久(岐 阜) 滝沢 静男(東 京) 竹村 訓夫(東 京)
 垂井 博美(岐 阜) 筒井 貞夫(東 京) 手代木英治(福 島)
 富田 啓介(徳 島) 永井 孝平(愛 知) 新村 光司(東 京)
 西村 耿也(東 京) 仁藤 彰(東 京) 野口 英次(山 梨)
 羽賀 昭雄(新 潟) 馬場 佳一(埼 玉) 原田 伸夫(愛 知)
 長谷川弘光(東 京) 樋口 宗彦(山 梨) 一松 潔(東 京)
 日原 東洋(静 岡) 平尾 光司(三 重) 広田 真幸(東 京)
 藤岡 秀晃(東 京) 堀田 幸彦(茨 城) 堀内 寛(広 島)

本多 孟 (福 島)	松井 正男 (東 京)	松沢 正 (長 野)
松本 幸洋 (静 岡)	宮崎 省吾 (東 京)	村上 信勝 (広 島)
山口 寛治 (佐 賀)	山崎 英彦 (東 京)	吉田 光磨 (大 分)
若林 義雄 (長 野)	森田 博 (群 馬)	大石 広治 (東 京)
赤堀 明雄 (静 岡)	遠藤 和夫 (福 島)	高砂 猛 (北海道)
谷内 爽 (東 京)	向 正 (山 形)	山田 俊彰 (大 分)
山本 昭男 (福 岡)		

昭和36年3月大学院修士課程修了者

商 学 研 究 科 (4名)

(経営学及会计学専攻)

川口 順一 (山 形)	斎藤 昌之 (東 京)	佐藤 照子 (広 島)
増田 茂樹 (岐 阜)		

経 済 学 研 究 科 (8名)

(理論経済学及統計学専攻)

鮎沢 成男 (長 野)	神田 祐一 (北海道)	新田 政則 (山 口)
		(経済史及経済政策専攻)
石渡 茂 (神奈川)	小田 正雄 (山 口)	関口 恒雄 (埼 玉)
中川 学 (東 京)	林 家 珍 (中華民国)	

法 学 研 究 科 (4名)

(経済法専攻)

深堀 一郎 (長 野)	山本 章善 (京 都)
	(公法専攻)
山下 義春 (福 岡)	金 震 燮 (大韓民国)

社 会 学 研 究 科 (8名)

(社会学専攻)

石原 保徳 (岡 山)	岡野 哲士 (東 京)	大塚 明 (東 京)
鬼頭 文緒 (東 京)	熊田 長生 (香 川)	清水広一郎 (群 馬)
高橋 義寛 (徳 島)	山田 高生 (東 京)	

昭和36年3月大学院博士課程修了者

経 済 学 研 究 科 (1名)

(経済史及経済政策専攻)

米川 伸一 (三 重)

法 学 研 究 科 (1名)

(公法専攻)

杉原 泰雄 (静 岡)

第19 土地，建物

甲. 土地 (昭和36年7月1日現在)

名 称	所 在 地	坪 数
本 部 敷 地	東京都北多摩郡国立町	坪 65,763.667
本 部 (一) 敷 地 (佐野書院敷地)	同	1,200.000
小 平 分 校 敷 地	東京都北多摩郡小平町	30,584.441
本 部 (二) 敷 地	東京都北多摩郡国立町	20,016.041
本 部 (三) 宿 舎 敷 地	同	200.000
本 部 (四) 宿 舎 同	同	1,116.750
本 部 (五) 宿 舎 同	同	400.000
一 橋 講 堂 敷 地	東京都千代田区神田 一ツ橋1の1	2,612.410
一 橋 宿 舎 敷 地	同	462.180
向 島 艇 庫 敷 地	東京都墨田区隅田公園11	219.420
富 浦 水 泳 場 敷 地	千葉県安房郡富浦町	2,295.217
戸 田 艇 庫 敷 地	埼玉県北足立郡戸田町	600.000
妙 高 町 田 山 寮 敷 地	新潟県中頸城郡妙高高原 町	1,000.080
寄 宿 舎 敷 地	東京都北多摩郡国立町	3,763.952
運 動 場	同	5,000.000
合 計		135,234.158

乙. 建物 (昭和36年7月1日現在)

(イ) 本部(一)及び経済研究所 (東京都北多摩郡国立町)

名 称	構 造	坪 数	
		坪 建	坪 延
事務室 及 教室	鉄筋コンクリート 造三階建	坪 499.278	坪 1,355.000 地下室付

学生食堂控室	木造平家建	197.250	197.250
小使室及倉庫	鉄筋コンクリート 造平家建	96.150	96.150
汽罐室及石炭庫	同	61.500	61.500
機 械 室	同	34.000	34.000
渡 廊 下	同	9.065	9.065
同	木造平屋建	39.000	39.000
便 所	鉄筋コンクリート造平 家建及木造平家建	46.285	46.285
物 置	木造平家建	125.250	125.250
傭人宿舎浴場	同	3.000	3.000
図 書 館	鉄筋コンクリート 造二階建	662.000	1,324.000 地下室付
書 庫	鉄筋コンクリート 造四階建	130.000	520.000
講 堂	同 二階建	445.000	835.000
特 別 教 室	同	280.500	396.000
硫 化 水 素 室 瓦 斯 発 生 室	同 平家建	10.000	10.000
南 事 務 室	木造平家建	118.750	118.750
柔 剣 道 場	同	152.250	152.250
弓 道 場	同	38.250	38.250
運動場附属建物	同	45.000	45.000
門 衛 所	木造平家建	16.000	16.000
運転手控室及自 動車置場	同	30.000	30.000
門 番 所	木造平家建	3.000	3.000
倉 庫	鉄筋コンクリート 造平屋建	30.386	30386
第一学生集会所	木造二階建	139.250	250.000

第19 土地，建物

西 事 務 室	木造平家建	38.000	38.000
第二学生集会所	同	76.000	76.000
経 済 研 究 所	鉄筋コンクリート 造三階建	148.048	443.176
職 員 集 会 所	木造平家建	124.500	124.500
同 附 属 家	同	5.000	5.000
佐 野 書 院	木造平家建一部二 階建	87.000	106.000
同 附 属 物 置	木造平家建	12.000	12.000
宿 直 室	同	14.000	14.000
ガソリン貯蔵庫	鉄筋コンクリート 造平家建	4.760	4.760
ガソリン移動 タンク置場	木造平家建	0.980	0.980
自 動 車 車 庫	同	18.000	18.000
写 真 暗 室	同	2.125	2.125
工 作 室	同	30.000	30.000
第三学生集会所	同	100.000	100.000
配 電 所	鉄筋コンクリート ブロック造平家建	10.158	10.158
消 防 器 具 置 場	木造平家建	20.000	20.000
合 計		3,901.735	6,739.835

(ロ) 本部宿舎（東京都北多摩郡国立町）

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
本部1号宿舎及 附属物置	木造平家建	坪 51.000	坪 51.000

同2号宿舎及附 属物置	木造平家建	30.000	30.000
同3号宿舎及附 属物置	同	30.000	30.000
同4号 宿 舎	同	25.750	25.750
同5号 宿 舎	同	13.000	13.000
同6号 宿 舎	同	13.000	13.000
同7号 宿 舎	同	13.000	13.000
同8号 宿 舎	同	13.000	13.000
同9号 宿 舎	同	13.000	13.000
同10号 宿 舎	同	13.000	13.000
同11号 宿 舎	同	10.750	10.750
同16号 宿 舎	同	26.500	26.500
同17号 宿 舎	同	17.750	17.750
同18号宿舎及附 属浴室	同	18.750	18.750
同19号宿舎及附 属物置	木造平家建一部二 階建	80.090	101.000
同20号宿舎及附 属物置	木造平家建	49.000	49.000
同21号宿舎及附 属物置	同	49.000	49.000
同22号 宿 舎	同	22.500	22.500
合 計		489.090	510.000

(ハ) 小平分校（東京都北多摩郡小平町）

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
教室及事務室	鉄筋コンクリート造 二階建一部平家建	坪 705.871	坪 1,422.113

第19 土地、建物

(二) 小平分校宿舍（東京都北多摩郡小平町）

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
分校1号宿舍及 附属物置	木造平家建	坪 40.000	坪 40.000
同2号宿 舍	同	15.000	15.000
同4号宿 舍	同	24.000	24.000
合 計		79.000	79.000

(三) 分校寄宿舎（東京都北多摩郡小平町）

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
寄宿舎 (A)	木造平家建	坪 99.166	坪 99.166
寄宿舎 (B)	木造二階建 一部平家建	176.666	250.666
同 (C)	同	143.500	208.250
同 (D)	木造平家建	76.666	140.666
同 (E)	木造平家建一部二 階建	114.166	178.916
同 (F)	木造平家建	42.000	42.000
同 食 堂	木造平家建	155.750	155.750
同 渡廊下	同	36.000	36.000
同 管理室	同	38.941	38.941
合 計		882.855	1,150.355

機 械 室	鉄筋コンクリート 造平家建	38.405	38.405
炊 事 夫 控 室	木造平家建	21.000	21.000
柔 剣 道 場	同	62.625	62.625
弓 道 場	同	27.000	27.000
同 浴室及便所	同	8.916	8.916
渡 廊 下	同	60.458	60.458
特別教室及研究 室	鉄筋コンクリート 造平家建	192.500	192.500
書庫及職員閲覧 室	同	80.000	80.000
図書閲覧室及事 務室	木造平家建	126.000	126.000
講 堂	同	170.000	170.000 ギヤラリー付
生徒集会所及食 堂	木造平家建及二階 建	238.000	312.000
雨天体操場及運 動器具室	木造平家建	210.000	210.000
宿直員用浴室	同	2.000	2.000
門 衛 所	同	7.000	7.000
便 所	同	17.000	17.000
如 意 団 道 場	同	19.000	19.000
学 生 部 室	同	18.000	18.000
物 置	同	20.000	20.000
消防ポンプ小屋	同	3.000	3.000
運動場附属建物	同	22.500	22.500
合 計		2,049.275	2,839.517

第19 土地，建物

(ハ) 本 部 (ロ) (東京都北多摩郡国立町)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
教室事務室及特別教室	鉄筋コンクリート造二階建	坪 512.481	坪 1,066.787 地下室付
教 室	木造平家建	200.000	200.000
生徒控所及食堂	同	180.000	180.000
機 械 室	鉄筋コンクリート造平家建	29.939	29.939
弓 道 場	木造平家建	15.500	15.500
雨天体操場	同	193.000	193.000
門 衛 所	同	6.000	6.000
小 使 室	同	21.000	21.000
便 所	同	10.000	10.000
渡 廊 下	同	50.000	50.000
庭球部脱衣室	同	28.250	28.250
物 置	同	30.000	30.000
合 計		1,276.170	1,830.476

(ロ) 本 部 (ロ) 宿 舎 (東京都北多摩郡国立町)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
本部12号宿舎及附属物置	木造平家建	坪 40.000	坪 40.000
同13号 宿 舎	同	13.500	13.500
同14号 宿 舎	同	13.000	13.000

同23号 宿 舎	木造平家建	49.000	49.000
合 計		115.500	115.500

(ロ) 本 部 (ロ) 寄 宿 舎 (東京都北多摩郡国立町)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
寄 宿 舎	木造二階建	坪 244.750	坪 489.500
附属生徒昇降口	同平家建	7.750	7.750
同 応接室	同	5.250	5.250
食 堂 及 浴 室	同	89.000	89.000
炊事室 炊夫室	同	40.000	40.000
汽罐室及石炭置場	同	12.000	12.000
便 所	同	15.000	15.000
宿 直 室	同	16.000	16.000
渡 廊 下	同	37.750	37.750
合 計		467.500	712.250

(ロ) 一橋講堂 (東京都千代田区神田一ツ橋)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
一 橋 講 堂	鉄筋コンクリート造二階建	坪 237.943	坪 516.216 ギャラリー付 地下室付
自動車置場及供待所	鉄筋コンクリート造平家建	16.000	16.000

第19 土地、建物

矢野記念館	鉄筋コンクリート 造二階建	50.680	151.020 地下室付
渡廊下	同	6.000	18.000 地下室付
門衛所	木造平家建	5.250	5.250
集会所(旧別館)	木造平家建	37.968	37.968
集会室	一階鉄筋鉄骨造 二階木造	16.660	33.320
一ツ橋出張所	木造二階建	193.235	372.485
書庫	鉄骨二階建	15.750	30.501
合計		579.486	1,180.760

(ㄆ) 一橋宿舎(東京都千代田区神田一ツ橋)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
一橋1号宿舎	木造平家建	27.080	27.080
同2号宿舎	同	27.080	27.080
同3号宿舎 及物置	同	58.833	58.833
同3号宿舎物置	同	3.750	3.750
合計		116.743	116.743

(ㄇ) 向島艇庫(東京都墨田区隅田公園11)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
艇 庫	鉄筋コンクリート 造三階建	214.000	392.750
附 属 家	木造二階建	32.000	68.250
合計		246.000	461.000

(ㄱ) 富浦海水浴場宿舎(千葉県安房郡富浦町)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
水泳寄宿舎	木造平家建	164.250	164.250
物 置	同	12.000	12.000
便 所	同	5.000	5.000
渡廊下	同	2.500	2.500
合計		183.750	183.750

(ㄴ) 妙高町田山寮(新潟県中頸城郡妙高高原町)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
寮 室	木造二階建 一部平家建	79.618	116.951
物 置	木造平家建	6.000	6.000
渡廊下	同	3.758	3.758
合計		89.376	126.709

(ㄷ) 本 部 四 宿 舎(東京都北多摩郡国立町)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
CA1号~8号	コンクリートブ ロック造二階建	48.080	96.160
CB9号~14号	コンクリートブ ロック造二階建	36.060	72.120
CC15号~22号	同	48.080	96.160
CD23号~28号	同	36.060	72.120

CE29号~34号	コンクリートブロック造二階建	36.060	72.120
CF35号~40号	同	36.060	72.120
合 計		240.400	480.800

(三) 本部(四) 宿舍 (東京都北多摩郡国立町)

名 称	構 造	坪 数	
		建 坪	延 坪
CG1号~7号	コンクリートブロック造二階建	35.060	70.120
CH8号~15号	同	40.070	80.140
プロパンガス 容器置場	コンクリートブロック造平家建	0.730	0.730
合 計		75.860	150.990

建 物 計	建 坪	延 坪
	10,792.740	16,677.685

第20 経 費

年 度	経 常 費	臨 時 費	合 計
昭 和 2 3	17,700,734	17,651,600	35,325,334
昭 和 2 4	48,522,788	3,817,453	53,340,214
昭 和 2 5	63,048,846	6,177,465	69,226,311
昭 和 2 6	94,162,774	9,632,071	103,794,845
昭 和 2 7	117,871,314	14,187,145	132,058,459
昭 和 2 8	160,048,430	8,071,370	168,119,800
昭 和 2 9	170,332,274	4,092,200	174,424,474

年 度	国立学校	大学附置 研究所	文 部 本 省	合 計
昭 和 3 0	155,525,200	19,547,000	79,870	175,152,070
昭 和 3 1	164,898,555	23,249,000	633,415	188,780,970
昭 和 3 2	170,078,979	24,628,000	1,066,000	195,772,979
昭 和 3 3	189,052,246	24,825,138	654,200	214,531,584
昭 和 3 4	211,293,191	28,146,180	959,850	240,399,221
昭 和 3 5	229,624,557	32,241,582	815,650	262,681,789